

第 1 4 3 2 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例……………5
 甲府市印鑑条例の一部を改正する条例……………7
 甲府市外部監査契約に基づく監査に関する条例……………8
 甲府市民生委員定数条例……………10
 甲府市社会福祉審議会条例……………11
 甲府市保健所設置条例……………14
 甲府市保健所運営協議会条例……………15
 甲府市保健所関係手数料条例……………17
 甲府市食品衛生法施行条例……………30
 甲府市理容師法施行条例……………42
 甲府市興行場法施行条例……………44
 甲府市旅館業法施行条例……………46
 甲府市公衆浴場法施行条例……………52
 甲府市化製場等に関する法律施行条例……………58
 甲府市クリーニング業法施行条例……………59
 甲府市一般と畜場の構造設備の基準を定める条例……………62

甲府市美容師法施行条例……………63
 甲府市医療法施行条例……………65
 甲府市感染症診査協議会条例……………66
 甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例……………68
 甲府市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例……………81
 甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例……………113
 甲府市介護医療院の人員、施設及び施設並びに運営に関する基準を定める条例……………147
 甲府市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例……………180
 甲府市地域活動支援センターに関する基準を定める条例……………182
 甲府市福祉ホームに関する基準を定める条例……………188
 甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例……………194
 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例……………221

甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例	237
甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	246
甲府市小児慢性特定疾病審査会委員定数条例	261
甲府市屋外広告物条例	262
甲府市動物の愛護及び管理に関する条例	283
甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	291
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	298
甲府市手数料条例の一部を改正する条例	299
甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	301
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	309
甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	310
特別職の職員で常勤のものの期末手当に関する条例の一部を改正する条例	330
甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例	331
[規 則]	
甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	343
甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	352
甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	354
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	356
甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則	361
甲府市財務規則の一部を改正する規則	363

甲府市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則	367
甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	371
甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則	380
甲府市税外収入等の督促及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則	404
甲府市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則	406
甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	409
甲府市児童福祉法施行規則の一部を改正する規則	443
甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	455
甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則	471
甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則	491
甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	496
[告 示]	
平成30年度上半期の財政状況等の公表	503
甲府市各企業会計の平成30年度上半期の業務状況等の公表	504
甲府市職員採用試験実施公告(2件)	505
甲府市任期付短時間勤務職員採用試験実施公告	507
自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示	508
国民健康保険料納入通知書公示送達	509
開発行為に関する工事の完了公告(2件)	510
入札告示(3件)	512
差押調書(謄本)公示送達	520
特定空家等該当通知書公示送達	521
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	522

指定居宅介護支援事業者の廃止公示（2件）	523	公の施設に係る指定管理者の指定告示	558
入札告示（2件）	525	後期高齢者医療保険料過誤納金還付・充当通知書公示送達	560
道路区域の変更告示	531	後期高齢者医療保険料督促状公示送達	561
国民健康保険被保険者証無効告示	532	配当計算書・充当通知書公示送達	562
介護保険被保険者証無効告示	533	差押調書（謄本）公示送達（2件）	563
差押調書（謄本）公示送達	534	生活保護費に係る滞納債権に対する督促状公示送達	565
配当計算書・充当通知書公示送達	535	指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定告示	566
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	536	公の施設に係る指定管理者の指定告示（5件）	567
配当計算書・充当通知書公示送達（2件）	537	入札告示（4件）	572
開発行為に関する工事の完了公告	539	国民健康保険料督促状公示送達	584
介護保険料督促状公示送達	540	国民健康保険料過誤納金還付・充当通知書公示送達	585
指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定告示	541	配当計算書・充当通知書公示送達	586
開発行為に関する工事の完了公告	542	農業振興地域整備計画の変更公告	587
甲府市職員採用試験実施公告	543	[教育委員会]	
差押調書（謄本）公示送達	544	公の施設に係る指定管理者の指定告示	588
開発行為に関する工事の完了公告	545	公印改刻告示	589
公の施設に係る指定管理者の指定告示	546	[選挙管理委員会]	
平成30年度補正予算の公表	547	選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	590
公の施設に係る指定管理者の指定告示	548	選挙人名簿に登録した者の移替えを行わない期間を定める告示	591
公売公告兼見積価額公告	549	[農業委員会]	
開発行為に関する工事の完了公告	550	甲府市農業委員会12月定例総会招集公告	592
配当計算書・充当通知書公示送達	551	[上下水道局]	
公の施設に係る指定管理者の指定告示（4件）	552	甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程	593
甲府市告示第535号に係る期限の期日指定告示	556	入札告示（4件）	600
介護保険料督促状公示送達	557	下水道工事指定店の指定告示	612
		入札告示（3件）	613

[任免辞令]

市長事務部局	622
教育委員会	622

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第28号

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例

甲府市事務分掌条例（昭和48年4月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条市長直轄組織の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、同条総務部の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 事務効率に関すること。

第2条企画部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、同項第5号中「事務効率」を「行政改革」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同条福祉保健部の項第2号中「保健衛生」を「地域保健」に改め、同条建設部の項を次のように改める。

まちづくり部

- (1) 都市計画及び都市整備に関すること。
- (2) 土地利用の計画に関すること。
- (3) 道路に関すること。
- (4) 河川に関すること。
- (5) 建築及び住宅に関すること。
- (6) 緑化推進及び公園管理に関すること。
- (7) 地籍調査に関すること。
- (8) 土地開発公社に関すること。

(9) リニア中央新幹線及び総合交通体系に関すること。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 甲府市建築審査会条例（昭和54年12月条例第38号）の一部を次のように改正する。

第10条中「建設部」を「まちづくり部」に改める。

- 3 甲府市開発審査会条例（平成12年9月条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条中「建設部」を「まちづくり部」に改める。

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第29号

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例

甲府市印鑑条例（昭和56年12月条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第10条中「第6号」を「第5号」に、「第7号」を「第6号」に改める。

第17条第1項中「第7号」を「第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

甲府市外部監査契約に基づく監査に関する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第30号

甲府市外部監査契約に基づく監査に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第1項に規定する外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(包括外部監査契約に基づく監査)

第2条 市と法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結した法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

- (1) 市が法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- (2) 市が出資しているもので法第199条第7項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- (3) 市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- (4) 市が受益権を有する信託で法第199条第7項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
- (5) 市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

(個別外部監査契約に基づく監査)

第3条 市民のうち法第75条第1項の選挙権を有する者は、同項の請求をする場合には、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第252

条の 27 第 3 項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることを求めることができる。

- 2 議会は、法第 98 条第 2 項の請求をする場合には、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 3 市長は、法第 199 条第 6 項の要求をする場合には、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 4 市長は、前条各号に掲げるものについての法第 199 条第 7 項の要求をする場合には、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 5 市民は、法第 242 条第 1 項の請求をする場合には、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市民生委員定数条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第31号

甲府市民生委員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数を定めるものとする。

(定数)

第2条 民生委員の定数は、170以上360以下の世帯につき1人の民生委員を置くことを基準として、本市の実情に応じて市長が定める数とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市社会福祉審議会条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第32号

甲府市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する甲府市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項（法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を含む。）
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保健福祉施策に関し市長が諮問する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別の事項を調査審議するため置かれる臨時委員の任期は、当該事項の調査審議が終了するまでとする。

(副委員長)

第5条 審議会に、副委員長1人を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会のほか、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

(2) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関する事項

(3) 児童福祉専門分科会 児童福祉及び子ども・子育て支援に関する事項

(4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関する事項

(5) 健康・保健専門分科会 市民の健康の保持及び増進に関する事項

2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。

3 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 専門分科会に会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

7 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

8 審議会は、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。
(審査部会)

第8条 政令第3条第1項に規定する審査部会のほか、専門分科会に、その決議に基づき、審査部会を置くことができる。この場合において、専門分科会は、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健総室総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び審査部会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(甲府市子ども・子育て会議条例の廃止)

2 甲府市子ども・子育て会議条例(平成25年6月条例第17号)は、廃止する。

(甲府市介護保険条例の一部改正)

3 甲府市介護保険条例(平成12年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 介護保険市民運営協議会(第18条～第21条)」を「第5章 削除」に改める。

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第18条から第21条まで 削除

甲府市保健所設置条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第33号

甲府市保健所設置条例

(設置)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定により、本市に保健所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称 甲府市保健所

位置 甲府市相生二丁目17番1号

所管区域 甲府市全域

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市保健所運営協議会条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第34号

甲府市保健所運営協議会条例

(設置)

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、甲府市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他相当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、甲府市保健所において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市保健所関係手数料条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第35号

甲府市保健所関係手数料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料のうち、甲府市保健所が所管する事務に関する手数料は、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料を徴収する事務及び金額)

第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収時期等)

第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務についての申請等があった際に、申請者等からこれを徴収する。

2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の免除)

第4条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者が申請するもの

(2) 官公署からの申請によるもの

(3) 公用で使用するもの

(4) 前3号に規定するもののほか、市長が特に免除する必要があると認めたもの

2 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に関する事務につき徴収する手数料のうち、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定

する身体障害者補助犬に係るものについては、これを徴収しない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号） 第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条 第1号の飲食店営業の許可の申請に対する審査	1件につき 16,000円
(2) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第2号の喫茶店営業の許可の申請に対する審査	1件につき 9,600円
(3) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第3号の菓子製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 14,000円
(4) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第4号のあん類製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 14,000円
(5) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第5号のアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 14,000円
(6) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第6号の乳処理業の許可の申請に対する審査	1件につき 21,000円
(7) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく 食品衛生法施行令第35条第7号の特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	1件につき 21,000円

(8) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第8号の乳製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 21,000円
(9) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第9号の集乳業の許可の申請に対する審査	1件につき 9,600円
(10) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第10号の乳類販売業の許可の申請に対する審査	1件につき 9,600円
(11) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第11号の食肉処理業の許可の申請に対する審査	1件につき 21,000円
(12) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第12号の食肉販売業の許可の申請に対する審査	1件につき 9,600円
(13) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第13号の食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 21,000円
(14) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第14号の魚介類販売業の許可の申請に対する審査	1件につき 9,600円
(15) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第15号の魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査	1件につき 21,000円
(16) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第16号の魚肉ねり製品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 16,000円
(17) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第17号の食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	1件につき 21,000円

(18) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第18号の食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
(19) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第19号の清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
(20) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第20号の乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	14,000円
(21) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の冰雪製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
(22) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第22号の冰雪販売業の許可の申請に対する審査	1件につき	14,000円
(23) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第23号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
(24) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第24号のマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	21,000円
(25) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第25号のみそ製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	16,000円
(26) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第26号の醬油 <small>しょう</small> 製造業の許可の申請に対する審査	1件につき	16,000円
(27) 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第27号のソース	1件につき	16,000円

	類製造業の許可の申請に対する審査	
(28)	食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第28号の酒類製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 16,000円
(29)	食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第29号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 14,000円
(30)	食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第30号の納豆製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 14,000円
(31)	食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第31号のめん類製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 14,000円
(32)	食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第32号のそうざい製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 21,000円
(33)	食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第33号の缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 21,000円
(34)	食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第34号の添加物製造業の許可の申請に対する審査	1件につき 21,000円
(35)	理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定に基づく理容所の検査	1件につき 16,000円
(36)	温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査	1件につき 35,000円
(37)	温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認申請に対する審査	1件につき 7,400円

(38) 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定に基づく営業許可の申請に対する審査	1件につき 19,000円 ただし、臨時興行場又は仮設興行場の場合は、1件につき7,000円
(39) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	1件につき 22,000円
(40) 旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた者の地位の承継の承認申請に対する審査	1件につき 7,400円
(41) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査	1件につき 22,000円
(42) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可の申請に対する審査	1件につき 21,000円
(43) 化製場等に関する法律第3条第1項及び第8条において準用する同項の規定に基づく死亡獣畜取扱場、製造の施設又は貯蔵の施設の設置の許可の申請に対する審査	1件につき 14,000円
(44) 化製場等に関する法律第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査	1件につき 8,000円 1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請を1件とする。
(45) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査	1件につき 18,000円
(46) 医療法第7条第1項の規定に基づく助産所	1件につき 11,000円

の開設の許可の申請に対する審査	
(47) 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	1件につき 22,000円
(48) 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	1件につき 16,000円
(49) 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第19条第1項の規定に基づく死体の保存の許可の申請に対する審査	1件につき 3,400円
(50) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査	1件につき 16,000円
(51) 狂犬病予防法第4条第1項及び第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付	1件につき 3,000円
(52) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円
(53) 狂犬病予防法第6条第1項又は第18条第1項の規定により抑留した犬の飼養管理及び返還	1頭につき 1日3,150円
(54) 狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円
(55) 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円
(56) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	1件につき 14,700円
(57) 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき 6,400円
(58) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政	1件につき 2,400円

令第261号) 第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	
(59) 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	1件につき 4,000円
(60) と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査	1件につき 22,000円
(61) と畜場法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	1件につき 10,000円
(62) と畜場法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査	ア 牛又は馬 1頭につき 750円 イ 豚 1頭につき 320円 ウ とく 1頭につき 320円 エ めん羊又は山羊 1頭につき 180円
(63) 美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の規定に基づく美容所の検査	1件につき 16,000円
(64) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	1件につき 80,000円
(65) 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付	1件につき 8,200円
(66) 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の衛生検査所の登録に関する証明書の再交付	1件につき 8,200円

(67) 臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	1件につき 61,000円
(68) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	1件につき 29,000円
(69) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円
(70) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品（同令第3条に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可の申請に対する審査	1件につき 7,300円
(71) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 4,700円
(72) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安	1件につき 11,000円

全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 1 項第 2 号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	
(73) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 13 条第 3 項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 1 項第 2 号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	1 件につき 5,600 円
(74) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 1 項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 1 項第 1 号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の承認の申請に対する審査	1 品目につき 90 円
(75) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 9 項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 1 項第 1 号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査	1 品目につき 90 円
(76) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 24 条第 1 項の規定に基づく医薬品の販売業（店舗販売業に限る。）の許可の申請に対する審査	1 件につき 29,000 円
(77) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 24 条第 2 項の規定に基づく医薬品の販売業（店舗販売業に限る。）の許可の更新の申請に対する審査	1 件につき 11,000 円

<p>(78) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 29,000円</p>
<p>(79) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 11,000円</p>
<p>(80) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の5の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付</p>	<p>1件につき 2,000円</p>
<p>(81) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6第1項及び第2項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付</p>	<p>1件につき 2,900円</p>
<p>(82) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第5条第1項及び第4項並びに第12条第1項及び第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証の書換え交付</p>	<p>1件につき 2,000円</p>
<p>(83) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第6条第1項及び第5項並びに第13条第1項及び第5項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証の再交付</p>	<p>1件につき 2,900円</p>
<p>(84) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条の規定に基づく医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の</p>	<p>1件につき 2,000円</p>

書換え交付	
(85) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条第1項及び第2項の規定に基づく医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付	1件につき 2,900円
(86) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく所有者からの犬又は猫の引取り	ア 生後91日以上の場合 1頭又は1匹につき 2,060円 イ 生後91日未満の場合 1頭又は1匹につき 420円
(87) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき引き取った犬若しくは猫の飼養管理及び返還	1頭又は1匹につき 1日 3,150円
(88) 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき収容した犬、猫等の動物の飼養管理及び返還	1頭又は1匹につき 1日 3,150円
(89) 甲府市動物の愛護及び管理に関する条例（平成30年12月条例第60号）第16条第1項の規定に基づき収容した犬の飼養管理及び返還	1頭につき 1日3,150円
(90) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第4条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	1件につき 19,000円
(91) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 10,000円

(92) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第3号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査	1件につき	150,000円
(93) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査	1件につき	90,000円
(94) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査	1羽につき	5円
(95) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	1件につき	5,500円
(96) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	2,300円
(97) 保健所における諸証明	1件につき	400円

甲府市食品衛生法施行条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第36号

甲府市食品衛生法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)

第2条 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）

第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の設備に係る基準は、次のとおりとする。ただし、法第29条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が都道府県若しくは他の保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は法第4条第9項に規定する登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具類を備えること。

2 政令第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の職員の配置に係る基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

(管理運営の基準)

第3条 法第50条第2項に規定する公衆衛生上講ずべき措置に関する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、営業の形態その他特別の事情により、市長が公衆衛生上支障がないと認める場合

は、これを緩和し、又は適用しないことができる。

(1) 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれがある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理方式をいう。以下同じ。）を用いた衛生管理を行う場合 別表第1

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 別表第2
(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

(1) 食品及び添加物（以下「食品等」という。）、器具並びに容器包装を取り扱う施設における衛生管理は、次に定めるところによること。

ア 一般事項

(7) 食品等の原材料及び容器包装の洗浄並びに器具及び施設の清掃及び消毒の方法を定めること。

(4) 食品等を取り扱う従事者（以下「従事者」という。）、施設及び器具の能力に応じた受注を行うこと。

(5) 従事者以外の者を、食品等、器具及び容器包装を製造し、加工し、調理し、貯蔵し、又は販売する場所（以下「作業場」と総称する。）に立ち入らせないこと。ただし、第2号ウ(7)から(4)までに規定する措置と同等の措置を講ずる場合にあつては、この限りでない。

イ 施設の衛生管理

(7) 施設及びその周囲は、定期的に清掃し、常に食品衛生上支障が生ずることがないように維持すること。

(4) 作業場に、不必要な物品を置かないこと。

(5) 作業場の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

(6) 作業場の採光、照明及び換気を十分に行い、並びに製造し、加工し、調理し、貯蔵し、又は販売する食品等、器具又は容器包装の特性に応じて作業場の温度及び湿度を管理すること。

- (㉔) 作業場の窓及び出入口は、開放しないこと。ただし、やむを得ず開放する場合は、塵埃、^{じんあい}ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- (㉕) 作業場において動物を飼育しないこと。
- (㉖) 排水溝への廃棄物の流入を防ぐ措置を講じ、かつ、排水に支障が生ずることがないように排水溝の清掃及び補修を行うこと。
- (㉗) 便所の清掃及び消毒を定期的に行うこと。
- (㉘) 施設でおう吐があった場合は、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

ウ 設備及び器具の衛生管理

- (㉙) 設備及び器具は、その用途に応じて使用すること。
- (㉚) 設備及び器具に故障又は破損がある場合は、速やかに補修すること。
- (㉛) 器具及びその部品は、洗浄及び消毒を行い、並びに食品衛生上支障が生ずることがないように保管すること。
- (㉜) 器具及びその部品の洗浄にあつては、洗浄剤を用いること。
- (㉝) 洗浄剤又は消毒剤の食品等、器具及び容器包装への混入及び付着を防止すること。
- (㉞) 温度計、圧力計、流量計その他の計器の機能を定期的に点検し、及び点検の結果を記録すること。
- (㉟) 包丁、まな板等は、汚染された都度洗浄し、並びに作業終了後に洗浄し、及び消毒すること。
- (㊱) 清掃用の器具は、専用の場所に保管すること。
- (㊲) 手洗い用の設備に、手洗い用の洗浄剤及び消毒剤を備え、及び常にこれらを使用できる状態にしておくこと。
- (㊳) 洗浄用の設備は、常に清潔に保つこと。

エ ねずみ、昆虫等に対する対策

- (㊴) 施設及びその周囲は、ねずみ、昆虫等の繁殖を防止し、及び網戸、排水溝の蓋その他のねずみ、昆虫等の侵入を防止するための設備を設置すること。
- (㊵) 食品衛生上支障が生ずることがないように、ねずみ、昆虫等の生息の状況を調査し、調査の結果を踏まえてその駆除を行うこと。

- (g) (i) の調査及び駆除の結果を1年間保存すること。
- (e) 殺そ剤及び殺虫剤は、食品等、器具及び容器包装を汚染することがないように使用すること。
- (f) 食品等、器具及び容器包装は、床から離して保管すること。
- (h) 一度開封した食品等は、蓋付きの容器に入れて保管すること。

オ 廃棄物及び排水の取扱い

- (7) 廃棄物の保管及び廃棄の方法を定めること。
- (i) 廃棄物の容器から、汚液及び悪臭が漏れることがないようにすること。
- (b) 廃棄物は、作業場及びその隣接する区域に保管しないこと。

カ 危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を実施する班の組織

- (7) 製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。
- (i) 危害分析・重要管理点方式に関する専門的な知識及び助言は、関係団体、行政機関及び出版物等から得ること。

キ 製品説明書及び製造工程一覧図の作成等

- (7) 製品の特性その他の製品の安全性に関し必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。この場合において、製品説明書には想定する使用方法、販売の対象とする消費者層等を記述すること。
- (i) 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。
- (b) 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置と照合し、必要な修正を行うこと。

ク 食品等の取扱い

- (7) 製造工程ごとに発生するおそれがある全ての危害の原因となる物質の一覧（(i) 及び(b)において「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及びキ(7)の製品の特性等を考慮し、並びに各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。
- (i) (7) で特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれがある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（(b)、(d) 及び(e)において「管理措置」という。）を検討して危害要因リストに記載すること。

- (ウ) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（(ハ)から(ケ)までにおいて「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めることとし、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。この場合において、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。
- (エ) 重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置を定めるため、必要に応じて製品又は製造工程を見直すこと。
- (オ) 個々の重要管理点について管理基準（危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準をいう。(イ)、(ロ)及び(ハ)において同じ。）を設定すること。この場合において、当該管理基準は、温度、時間、水分含量、pH、水分活性、有効塩素濃度その他の測定できる指標又は外観、食感その他の人の知覚により認識できる指標により設定すること。
- (カ) 管理基準が遵守されていることを確認するため及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を定め、十分な頻度で実施すること。
- (キ) モニタリングの実施に関する全ての記録にモニタリングを実施した担当者及び責任者が署名を行うこと。
- (ク) 個々の重要管理点についてモニタリングにより当該重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（(ロ)において「改善措置」という。）を定めて適切に実施すること。
- (ケ) 改善措置には、管理基準が遵守されていないことにより影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。
- (コ) 管理基準が遵守されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

ケ 使用する水等の管理

- (イ) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道又は同条第7項に規定

する簡易専用水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する場合は、規則で定めるところにより、年1回以上水質検査を行い、水質検査の結果を1年間保存すること。ただし、暖房、防火その他の食品の製造に直接関係ない目的で水を使用する場合、食品の安全に影響を及ぼさない工程において殺菌した海水を使用する場合及び飲用に適すると認められた水を用いて製造した塩水を使用する場合にあっては、この限りでない。

- (イ) 水源等が汚染されたおそれがある場合は、規則で定めるところにより、水質検査を行うこと。
- (ロ) (7)又は(イ)の水質検査の結果、その水が飲用に適しないと認められた場合は、直ちに使用を中止し、市長に報告した上、その指示に従うこと。
- (ハ) 水道水以外の水を使用する場合は、殺菌するための装置が正常に作動していることをあらかじめ確認し、その結果を記録すること。
- (ニ) 貯水槽を定期的に清掃すること。
- (ホ) 氷は、飲用に適すると認められた水を用いて製造し、並びに食品衛生上支障が生ずることがないように取り扱い、及び貯蔵すること。
- (ヘ) 水を再利用する場合は、食品の安全性に影響することがないように殺菌処理及び浄水処理を行うこと。

コ 食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）の選任等

- (7) 法第52条第1項の許可を受けた者（法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。（イ）から（ホ）までにおいて「許可営業者」という。）は、施設ごとに従事者のうちから専任の食品衛生責任者を選任すること。
- (イ) 許可営業者は、食品衛生責任者に、規則で定めるところにより、市長が指定する講習会を受けさせること。ただし、食品衛生責任者が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - a 栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士をいう。）
 - b 調理師（調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師をいう。）

c 製菓衛生師（製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第2条に規定する製菓衛生師をいう。）

d 市長が指定する講習会を受けた者その他規則で定める者

(7) 許可営業者は、市長から食品衛生責任者に衛生に関する講習会を受けさせるべき旨の指示があった場合は、その指示に従うこと。

(8) 許可営業者は、食品衛生責任者に、施設の衛生管理を行うよう指示すること。

(9) 許可営業者は、食品衛生責任者から食品衛生上の危害の発生を防止するための衛生管理の方法について意見があった場合は、その意見を尊重した上、当該衛生管理の方法の改善を図ること。

サ 記録の作成及び保存

(7) クに規定する基準により実施した業務について記録を作成し、及びその記録を保存すること。

(8) 取り扱う食品等、器具及び容器包装に係る製造又は加工の状態、販売先その他食品衛生上の危害の発生又は拡大の防止に必要な事項に関する記録を作成し、及びその記録を保存すること。

(9) (7) 及び(8) の記録の保存期間は、取り扱う食品等、器具及び容器包装の流通の実態に応じた合理的な期間とすること。

シ 回収及び廃棄

(7) 食品等、器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害が発生した場合の食品等、器具又は容器包装の回収の実施の体制及び方法を定めること。

(8) (7) に規定する場合に回収した食品等、器具又は容器包装を、他のものと明確に区分して保管し、及び廃棄その他の危害を除去するために必要な措置を講ずること。

ス 営業の施設に係る食品衛生上の管理に関する運営の要領（以下「管理運営要領」という。）の作成等

(7) 管理運営要領を作成し、従事者に対しその内容について周知を図ること。

(8) (7) で作成した管理運営要領を定期的に検証した上、当該管理運営要領の見直しを行うこと。

セ 検食の保存

飲食店営業のうち、弁当屋、仕出し屋その他の規則で定める営業を行う者
にあつては、規則で定めるところにより、検食を保存すること。

ソ 情報の提供等

- (7) 製造し、加工し、調理し、又は販売する食品等、器具及び容器包装の安
全性に関する情報を消費者に提供すること。
 - (4) 製造し、加工し、調理し、若しくは販売した食品等、器具若しくは容器
包装に起因し、若しくは起因すると疑われる健康被害（医師により診断さ
れたものに限る。）に関する情報の提供を消費者から受けた場合又は食品
等、器具若しくは容器包装が法に違反して製造され、加工され、調理さ
れ、若しくは販売された事実を発見した場合は、速やかにその旨を市長に
報告すること。
 - (6) 製造し、加工し、調理し、若しくは販売した食品等、器具若しくは容器
包装に係る異味又は異臭の発生、異物（摂取されることにより人の健康に
悪影響を及ぼすおそれがあるガラス、金属片その他のものをいう。別表第
2第1号カ(㊦)及び(㊧)において同じ。）の混入その他の苦情であつて、健康
被害につながるおそれが否定できない情報の提供を消費者等から受けた場
合は、速やかにその旨を市長に報告すること。
- (2) 従事者の衛生管理は、次に定めるところによること。

ア 従事者に対する食品衛生上必要な事項に関する教育

従事者に対し、食品等、器具及び容器包装を食品衛生上支障が生ずること
がないように取り扱う方法、これらの汚染を防止する方法、適正な手洗いの
方法その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。

イ 従事者の健康管理

- (7) 従事者に食品衛生上必要な健康診断を受けさせ、その健康状態を把握す
ること。
- (4) 市長から従事者に検便を受けさせるべき旨の指示があつた場合は、その
指示に従うこと。
- (6) 従事者が食品を介して感染するおそれがある疾病にかかっていることが
疑われる症状を呈している場合は、食品等、器具又は容器包装に直接接触

する作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。

- (イ) 従事者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同条第2項の規定に従い、食品等、器具又は容器包装に直接接触する作業に従事させないこと。

ウ 従事者の服装等

- (ア) 衛生的な作業着、帽子、履物等を着用させ、かつ、そのまま作業場の外に出ないようにさせること。

- (イ) 指輪、腕時計等を作業場に持ち込ませないこと。

- (ロ) 手袋を使用させる場合は、次に定めるところによること。

- a 食品に直接接触する部分が繊維その他洗浄及び消毒をすることが困難な材質により作られた手袋を使用させないこと。

- b 作業の前、便所を利用した後及び未洗浄の食品を取り扱った後は、未使用の手袋と交換させること。ただし、食品に直接接触する部分が繊維その他洗浄及び消毒をすることが困難な材質以外の材質により作られた手袋であって、殺菌剤を用いて適切に消毒する等衛生上必要な措置を講じたものを使用させる場合は、この限りでない。

- (イ) 常に爪を短い状態に保たせ、かつ、作業の前、便所を利用した後及び未洗浄の食品を取り扱った後に、手指の洗浄及び消毒を行わせること。

- (ロ) 作業場において、着替え、喫煙及び飲食をさせないこと。

(3) 運搬時の衛生管理は、次に定めるところによること。

ア 運搬に用いるコンテナ等の管理

- (ア) 食品等、器具及び容器包装の運搬に用いるコンテナ及び車両の荷台は、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用すること。

- (イ) (ア)に規定するコンテナ及び車両の荷台は、食品衛生上支障が生ずることがないように洗浄及び消毒を行うこと。

- (ロ) 包装ができない食品等を運搬する場合は、専ら食品の運搬の用に供するコンテナ又は車両を使用すること。

イ 運搬の方法

- (7) 食品等、器具及び容器包装は、区分して積載すること、密閉することができる容器に収納することその他のこれらが汚染されることがない方法により運搬すること。
 - (8) 保存の方法が定められている食品等は、当該方法を遵守して運搬すること。
 - (9) 弁当及び惣菜は、飲食を予定する時間を見込んで運搬すること。
- (4) 販売時の衛生管理は、次に定めるところによること。
- 食品等に長時間日光が直射しないようにすること、食品等をその特性に応じた温度で陳列することその他の食品衛生上支障が生ずることがない方法により、食品等を販売すること。

別表第2（第3条関係）

- (1) 食品等、器具及び容器包装を取り扱う施設における衛生管理は、次に定めるところによること。
 - ア 一般事項
別表第1第1号アに定めるところによること。
 - イ 施設の衛生管理
別表第1第1号イに定めるところによること。
 - ウ 設備及び器具の衛生管理
別表第1第1号ウに定めるところによること。
 - エ ねずみ、昆虫等に対する対策
別表第1第1号エに定めるところによること。
 - オ 廃棄物及び排水の取扱い
別表第1第1号オに定めるところによること。
 - カ 食品等の取扱い
 - (7) 原材料は、保存の状態、表示等について点検した上、仕入れること。
 - (8) 原材料は、製造し、加工し、及び調理する食品等に適するものを選択し、並びに原材料に適した方法により保存すること。
 - (9) 冷蔵庫その他食品等を保存する設備の内部にあっては、当該食品等が他の食品等から汚染されることがないように、区分して保存すること。
 - (10) 食品等は、その特性、飲食に供する方法等に応じて、製造、加工、調

理、貯蔵、運搬及び販売の各段階において作業及び保管の時間並びに食品等の温度を管理すること。

- (イ) 容器包装は、食品等を汚染及び損傷から保護し、かつ、適切な表示をすることができる材質及び形状のものを使用すること。
- (ロ) 食品等への異物の混入を防止するための措置を講ずること。
- (ハ) 分割され、又は細切された食品について、異物の混入その他の異常の有無を確認し、異常が認められた場合は、当該異常が認められた部分を廃棄すること。
- (ニ) アレルギー性疾患の原因となるおそれがある食品を原材料として使用していない食品に、その製造工程において、アレルギー性疾患の原因となるおそれがある食品が混入することがないように措置を講ずること。
- (ホ) 食品等は、おう吐物等により汚染されたおそれがある場合は、廃棄すること。
- (ヘ) 製造し、又は加工した製品について、規則で定めるところにより、年1回以上食品の安全性の確保のための検査を行い、及びその結果を1年間保存すること。
- (ヘ) 食品の放射線照射業にあつては、1日1回以上化学線量計を用いて食品が吸収した線量を検査し、及びその結果を2年間保存すること。

キ 使用する水等の管理

別表第1第1号ケに定めるところによること。

ク 食品衛生責任者の選任等

別表第1第1号コに定めるところによること。

ケ 記録の作成及び保存

- (イ) 取り扱う食品等、器具及び容器包装に係る製造又は加工の状態、販売先その他食品衛生上の危害の発生又は拡大の防止に必要な事項に関する記録を作成し、及びその記録を保存すること。
- (ロ) (イ)の記録の保存期間は、取り扱う食品等、器具及び容器包装の流通の実態に応じた合理的な期間とすること。

コ 回収及び廃棄

別表第1第1号シに定めるところによること。

サ 管理運営要領の作成等

別表第1第1号スに定めるところによること。

シ 検食の保存

別表第1第1号セに定めるところによること。

ス 情報の提供等

別表第1第1号ソに定めるところによること。

- (2) 従事者の衛生管理は、別表第1第2号に定めるところによること。
- (3) 運搬時の衛生管理は、別表第1第3号に定めるところによること。
- (4) 販売時の衛生管理は、別表第1第4号に定めるところによること。

甲府市理容師法施行条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第37号

甲府市理容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(理容所以外の場所において業を行うことができる場合)

第2条 理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉施設等に入所している者であつて、理容所に来るためには介助が必要となるものに対して理容を行う場合

(2) その他市長がやむを得ない事情があると認める場合

(理容の業を行う場合に講ずべき措置)

第3条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

(1) 作業中は清潔な作業衣を着用し、かつ、顔面の作業時は清潔なマスクを使用すること。

(2) 手の爪は、常に短く切り、客1人ごとの作業前後に手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒すること。

(3) 客用の被布は、常に清潔なものを使用すること。

(4) 首巻き等に使用する布片類は、客1人ごとに洗濯したもの又は新しいものを使用すること。

(5) シェービングカップその他間接的に皮膚に接する器具類についても、常に清潔に保つこと。

(6) 消毒薬は、適時取り替え、常に清潔なものを使用すること。

- (7) 消毒済みの器具類及び布片類は、未消毒のものと区分して収納すること。
- (8) 作業に伴い生じたくず毛及び汚物は、その都度清掃し、蓋のある毛髪箱又は汚物箱に入れること。
- (9) 医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、その安全衛生に十分留意し、適正に使用すること。
- (10) 耳孔及び鼻孔のそり毛をしないこと。
(理容所について講ずべき措置)

第4条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業室の床面積は、9.9平方メートル以上とすること。
- (2) 作業室に置くことができる理容用の椅子の数は、作業室の床面積が9.9平方メートルの場合にあっては2、その床面積が9.9平方メートルを超える場合にあっては2にその超える部分の床面積3.3平方メートルを増すごとに1を加えた数とすること。
- (3) 作業室には、洗髪を行うための流水式の設備を設けること。ただし、その理容所において頭髪に係る作業を行わない場合その他市長が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- (4) 待合所は、作業室と区分して設け、適当な広さとすること。
- (5) 作業室に、外傷に対する薬品及び包帯材料を入れた薬品箱を常備すること。
- (6) 定期的になずみ、昆虫等の駆除を行うこと。
(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に山梨県理容師法施行条例及び山梨県美容師法施行条例の一部を改正する条例（平成26年山梨県条例第28号）附則第2項の規定の適用を受けている理容所については、当該理容所の作業室に係る部分が増築され、又は改築されるまでの間は、第4条第3号の規定は、適用しない。

甲府市興行場法施行条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第38号

甲府市興行場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(興行場の設置の場所の基準)

第2条 法第2条第2項の規定による興行場の設置の場所に係る条例で定める公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 興行場は、排水が極めて悪い土地等公衆衛生上支障を来す場所に設置してはならないこと。ただし、公衆衛生上支障を来さないよう適切な措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (2) 興行場の周囲には、採光及び換気に支障のないよう適当な空間を設けなければならないこと。ただし、興行場の採光及び換気に係る構造設備により公衆衛生上支障がない場合は、この限りでない。

(興行場の構造設備の基準)

第3条 法第2条第2項の規定による興行場の構造設備に係る条例で定める公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 観覧室は、入場者の衛生及び利用に支障がない構造設備であること。
- (2) 観覧室は、舞台等興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、便所、売店等とは隔壁等により区画すること。
- (3) 食堂、売店及び食品販売設備は、衛生上支障のある場所に設けてはならないこと。
- (4) 喫煙所を設ける場合は、煙が喫煙所の外に流出しない構造設備であること。

- (5) 便所は、入場者の衛生及び利用に支障がない構造設備であること。
- (6) 興行場内部の汚染空気の排除等を行う適当な換気設備を設けること。
- (7) 入場者の衛生及び利用に支障がないよう適当な照明設備を設けること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、興行場は、入場者の衛生及び利用に支障が生じない構造設備であること。

(営業者が講じなければならない措置の基準)

第4条 法第3条第2項の条例で定める営業者が興行場について講じなければならない入場者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 毎日清掃を行うとともに、定期的に消毒作業及びねずみ、昆虫等の駆除作業を実施し、常に清潔で衛生的な状態に保つこと。
- (2) 換気設備を定期的に保守点検し、常に衛生的な空気環境を確保すること。
- (3) 照明設備を定期的に保守点検し、常に適正な照度を保つこと。
- (4) 従業者について適切な衛生管理を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入場者の衛生及び利用に支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

(基準の緩和等)

第5条 市長は、屋根又は周壁を有しない興行場その他規則で定める興行場については、入場者の衛生上支障のない範囲内において、前2条の基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市旅館業法施行条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第39号

甲府市旅館業法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(構造設備の基準)

第2条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号の条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設の外壁、屋根、広告物その他の外観は、善良な風俗を害することがないよう、形態、色彩及び意匠がその周囲の環境と調和するものであること。
- (2) 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 宿泊者等の全てが通過する場所に設けられていること。
 - イ 宿泊者等の出入りを容易に見通すことができること。
 - ウ 事務を執るに適した広さを有し、かつ、宿泊者と従業員が面接できる構造であること。
- (3) 浴室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 浴室及び脱衣場の内部が、外部から容易に見えない構造であること。
 - イ ろ過器を設置して浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - ㊦ ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄又は交換が行えるものであること。
 - ㊧ ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。

- (b) 浴槽における原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の材料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）の注入口は、循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
 - (c) 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造とし、循環している湯水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられていること。
 - ウ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
 - エ 露天風呂を設置する場合は、露天風呂の湯水が配管等を通じて内湯に混じることのない構造であること。
- (4) 便所は、換気設備を有すること。
 - (5) 便所を付設していない客室を有する階にあっては、共同用の便所を設けること。
 - (6) 次に掲げる要件を十分に満たす適当な採光及び照明の設備を有すること。
 - ア 客室が、窓等により自然光線が十分に採光できる構造であること。
 - イ 照明設備が、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものであること。
- 2 政令第1条第2項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準については、前項第1号から第4号まで及び第6号の規定を準用する。
- 3 政令第1条第3項第5号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、第1項第4号及び第6号の規定を準用するほか、客室は、収容定員に応じ十分な広さを有することとする。
- （社会教育に関する施設等の指定）
- 第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
 - (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (3) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - (4) 前3号に掲げる施設のほか教育、文化、スポーツ等に関する施設のうち、主として児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に定める児童をいう。以下同じ。）の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、市長が指定するもの
- 2 市長は、前項第4号の規定による指定をしたときは、速やかにその旨を告示するものとする。

（旅館業の許可について意見を求める者）

第4条 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該施設の設置者が国であるときは、当該施設の長
- (2) 当該施設の設置者が地方公共団体であるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 前2号に掲げる施設以外の施設であつて、当該施設について監督庁があるときは当該監督庁、監督庁がないときは市長

（衛生措置の基準）

第5条 法第4条第2項の条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 旅館業の施設の換気については、次の措置を講ずること。
 - ア 換気口は、常に開放しておくこと。
 - イ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。
- (2) 旅館業の施設の防湿については、次の措置を講ずること。
 - ア 排水設備は、流通を良好にし、排水に支障のないようにしておくこと。
 - イ 客室の床が木造であるときは、床下の通風を良好にしておくこと。
- (3) 客室の収容定員は、次の基準によるものとする。
 - ア 旅館・ホテル営業及び下宿営業
客室の有効面積3.3平方メートル以上について 1人
 - イ 簡易宿所営業（法第3条第1項の許可の申請に当たって客室の延床面積を

3.3平方メートル未満とするものに限る。)

客室の床面積3.3平方メートル以上について 1人

ウ 簡易宿所営業（イに掲げるものを除く。)

客室の有効面積1.6平方メートル以上について 1人

(4) 客室等にガス設備がある場合は、客の見やすい位置にガス栓の所在場所、ガスの元栓の開閉時間及びガスの使用方法等についての注意書を掲示し、ガスの元栓は、客室等の客の安全を確認した後でなければ開放してはならない。

(5) 客室その他適当な場所にくず入れを備えること。

(6) 寝具類の基準は、次によること。

ア 布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。

イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び浴衣は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。

ウ 寝具類は、常に清潔にし、随時日光にさらす等適当な方法により消毒すること。

(7) 浴室については、次の措置を講ずること。ただし、浴槽水を循環させることなく宿泊者ごとに換水する客室に設置された浴室については、ア（浴槽水に係る部分に限る。）、ウからオまで、キ及びクの規定は適用しない。

ア 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。）、上り用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。）並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

イ 原湯を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）を設置する場合は、次のとおりとすること。

(ⅰ) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。

(ⅱ) 定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。

ウ 浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行う

こと。

エ 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、1週間に1回以上完全に換水すること。

オ ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

(7) ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。

(8) 循環配管は、1週間に1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

(9) 集毛器は、毎日清掃し、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

(10) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。

(11) 塩素系薬剤等は、ろ過器の直前に投入し、消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

カ 洗い場の湯栓やシャワーへ湯を送る調整箱は、定期的に清掃を行うこと。

キ 浴槽からあふれ出た湯水を回収する槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用に供しないこと。ただし、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽の湯水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。

ク 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないこと。

ケ 打たせ湯及びシャワーは、循環している湯水を使用しないこと。

コ 営業者は、清掃、消毒、検査等の実施状況の他衛生措置等の基準について点検表に記録して、浴場の衛生管理に努め、当該点検表を点検の日から3年間保管すること。

(8) 洗面所の湯水は、飲用に適するものを十分に供給すること。

(9) 便所は、常に清潔にして防臭及び防虫の措置を講じ、手洗設備の湯水は、常

に清潔なものを十分に供給すること。

(10) 常に営業施設の内外の清掃に努めるとともに、ねずみ、昆虫等の発生防止及び駆除に努めること。

2 市長は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるもの、修学旅行等の団体を宿泊させるものその他特別の事情があるものについては、前項第3号に規定する基準に関し、必要な特例を規則で定めることができる。

(宿泊を拒むことができる事由)

第6条 法第5条第3号の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるときとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に法第3条第1項の許可を受け営業している旅館業の施設については、入浴設備の基準に関する第2条第1項第3号イからエまでの規定は、当該施設における入浴設備が改修、改造等により変更され、又は新たに設置されるまでの間は、適用しない。

甲府市公衆浴場法施行条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第40号

甲府市公衆浴場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般浴場 法第1条第1項に規定する公衆浴場（次号において「公衆浴場」という。）であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。
- (2) その他の浴場 一般浴場以外の公衆浴場をいう。
- (3) 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (4) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (5) 上り用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (6) 上り用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- (7) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。

(配置の基準)

第3条 法第2条第3項の条例で定める一般浴場の設置の場所の配置の基準は、既設の一般浴場から直線距離で300メートル以上の距離を有することとする。た

だし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 工場その他の事業場の福利厚生施設として浴場を設置する場合
 - (2) 改築その他大規模の改造等により、その構造設備の同一性を失うため、又は一般浴場を承継して浴場業を営むため新たに許可を受ける場合
 - (3) 土地の状況、人口の密度その他の公衆衛生上の理由により、市長が特に必要と認めた場合
- 2 前項の距離は、浴場本屋の外側周壁のうち、相互の最も近い部分間で測定するものとする。

(一般浴場の措置の基準)

第4条 法第3条第2項の規定により条例で定める一般浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 出入口には、男女の別を表示し、下足入れ及び傘立てを設けること。
- (2) 脱衣場及び浴室は、男女別とし、相互に、かつ、外部から見通しのできない構造とすること。
- (3) 脱衣場には、衣類及び携帯品を保管できる鍵のある戸棚又は箱を設けること。
- (4) 脱衣場と洗い場との境界は、見通しのできる透明な戸をもって仕切ること。
- (5) 脱衣場は、天井張りとし、床は、厚板張りとすること。
- (6) 脱衣場及び洗い場には、採光、照明及び換気のための設備を設けること。
- (7) 浴槽及び洗い場は、不浸透性材料を用いること。
- (8) 浴槽の面積は、4.95平方メートル以上とし、浴槽の縁は、その上縁までの高さを洗い場の床面から0.15メートル以上とすること。ただし、温泉における縁の高さについては、この限りでない。
- (9) 洗い場の床面積は、14.8平方メートル以上とすること。
- (10) 洗い場の天井の高さは、3.63メートル以上とすること。
- (11) 洗い場には、汚水の排除を容易にするため勾配をつけるとともに、おおい蓋のある排水溝を設け、汚水は、衛生上支障がない場所に排出させること。
- (12) 常に清浄な上り用湯及び上り用水を十分に使用できるように、適当な数の湯栓及び水栓を設けること。
- (13) 適当な数の清潔な洗い桶及び腰掛けを備えること。

- (14) 浴室には、湯気抜き装置を設けること。
- (15) 浴室には、1箇所以上の飲料水を供給する設備を設け、飲用に適したものであることを表示すること。
- (16) 男女別の入浴者用便所を設け、防臭及び防虫等に努め、便器及び便槽には、不浸透性材料を用い、流水式の手洗設備を設けること。
- (17) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯、上り用水及び浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
- (18) 原湯を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）を設置する場合は、次のとおりとすること。
- ア 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。
ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。
- イ 定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。
- (19) 浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。
- (20) 浴槽水は、営業中常に満ちているようにすること。
- (21) 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあっては、1週間に1回以上完全に換水すること。
- (22) ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。
- ア ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄又は交換が行えるものであること。
- イ ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な方法で生物膜等の汚れを除去するとともに適切な方法で消毒すること。
- ウ 湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）は、1週間に1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。
- エ ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。
- オ 集毛器は、毎日清掃し、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。
- カ 浴槽における原湯、原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部

から浴槽に落とし込む構造であること。

キ 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造とし、循環している湯水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられていること。

ク 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。

ケ 塩素系薬剤等はろ過器の直前に投入し、消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

- (23) 洗い場の湯栓やシャワーへ湯を送る調整箱は、定期的に清掃を行うこと。
- (24) 浴槽からあふれ出た湯水を回収する槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用に供しないこと。ただし、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽の湯水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。
- (25) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置している場合は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とし、連日使用している浴槽水を使用しないこと。
- (26) 打たせ湯及びシャワーは、循環している湯水を使用しないこと。
- (27) 屋外に浴槽を設置する場合は、その浴槽内の湯水が配管等を通じて屋内の浴槽に混じることのない構造であること。
- (28) 営業者は、清掃、消毒、検査等の実施状況の他衛生措置等の基準について点検表に記録して、浴場の衛生管理に努め、当該点検表を点検の日から3年間保管すること。
- (29) 浴槽ごとに、温度計を備えること。
- (30) 10歳以上の男女を混浴させないこと。

2 前項第8号から第10号まで及び第15号に定める基準については、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由により、これらの基準により難しい場合であって、市長が公衆衛生上特に支障がないと認めたときは、これらの基準

によらないことができる。

(その他の浴場の措置の基準)

第5条 法第3条第2項の規定により条例で定めるその他の浴場（次項に規定する浴場を除く。）の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、前条第1項各号のとおりとする。ただし、同項第4号、第7号から第10号まで、第13号、第20号及び第21号に定める基準については、蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気若しくは温泉等を組み合わせて使用するもので、構造設備及び営業形態その他特別の理由により、これらの基準により難しい場合であって、市長が公衆衛生上特に支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。

2 法第3条第2項の規定により条例で定めるその他の浴場であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定する営業に係るものの営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、前条第1項第6号、第7号、第11号、第12号、第16号から第19号まで、第22号から第26号まで及び第28号に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 個室の床面積は、6.6平方メートル以上とし、その数は、5以上とするこ
と。
- (2) 個室には、浴槽又はシャワーを設けること。
- (3) 浴槽水は、使用の都度取り替えること。
- (4) 入浴設備は、身体の安全を保持できる構造とすること。
- (5) 個室の出入口は、縦1.7メートル以上横0.6メートル以上とし、扉等を
設ける場合は、通路の床面から高さ1.2メートルを底辺として、縦0.3メ
ートル以上横0.6メートル以上の内部を見通すことができる無色透明の窓を
設けること。
- (6) 扉には、鍵その他これに類するものを付けないこと。
- (7) 浴室の屋外に面する窓は、人影が見えないようにすること。
- (8) 午前零時から午前6時までの時間には営業しないこと。
- (9) 従業員に、風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと。
- (10) 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、掲げ、又は設けないこ

と。

- (11) 待合室、廊下及び個室の照度は、床面において30ルクス以上とし、個室内の照明は、白色のものを用いること。
- (12) 個室の壁に鏡を掲げ、又は設けないこと。
- (13) 個室は、個室の出入口から内部全体を見通すことができる構造及び配置とし、見通しを遮る物を置き、又は掲げないこと。
- (14) 個室内の照明用電灯は、個室外に設けられた1つのスイッチで全部を点滅できるものとし、明暗を調節する器具は備えないこと。
- (15) 個室には、マッサージ台を除き、マット類、テレビジョン受像機、冷蔵庫等直接入浴に必要な物品を備え付け、又は持ち込まないこと。
- (16) マッサージ台の高さは、0.5メートル以上とすること。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に法第2条第1項の許可を受け営業している公衆浴場について、第4条第1項第22号ア、エ、カ若しくはキ、第25号又は第27号の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分が改修、改造等により変更され、又は新たに設置されるまでの間は、これらの規定は、適用しない。

甲府市化製場等に関する法律施行条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第41号

甲府市化製場等に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(変更の届出事項)

第2条 法第3条第2項の条例で定める事項は、死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場の区域とする。

(動物の飼養又は収容のみなし許可の届出事項)

第3条 法第9条第4項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 施設の所在地

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市クリーニング業法施行条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第42号

甲府市クリーニング業法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(営業者の衛生措置等)

第2条 法第3条第3項第6号の規定により条例で定めるクリーニング所に係る必要な措置は、次のとおりとする。

(1) 全般にわたって必要な措置

ア 住居その他クリーニング営業以外の用途に供する施設とは、壁等で区画し、併用しないこと。

イ クリーニング所が同一建物内で食品を取り扱う営業その他の相互に汚染のおそれのある営業の施設と接する場合は、その施設と隔壁により遮断し、かつ、手洗設備及び消毒設備を設けること。

ウ 採光、照明及び換気を十分にすること。

エ 天井は、^{じんあい}塵埃の落下を防ぐ構造とすること。

オ 法第3条第3項第5号の規定により消毒を要する洗濯物は、蓋付きの容器に収納すること。

カ 洗濯物を区分して収納するために必要な容器、戸棚等を適当数設けるとともに、容器、戸棚等を随時消毒すること。

キ ねずみ、昆虫等による洗濯物の汚染を防止する措置を講ずるとともに、必要に応じてクリーニング所内の消毒及びねずみ、昆虫等の駆除を行うこと。

ク 法第9条に規定する業務に従事する者（ケにおいて「業務従事者」とい

う。)が結核又は感染性の皮膚疾患にかかったときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従うこと。

ケ 市長が業務従事者の結核、感染性の皮膚疾患等の健康診断の受診を指示したときは、その指示に従うこと。

(2) 洗場における必要な措置

ア 飲用に可能な程度の水を十分に供給できる給水設備を設けること。

イ 床及び床から高さ1メートルまでの側壁は、不浸透性材料を使用し、清掃が容易な構造とすること。

ウ し尿の付着している洗濯物を扱うクリーニング所にあつては、洗濯を行う前にし尿を処理するための場所又は設備を設けるとともに、当該処理に伴い生じた排水を浄化槽等により適正に処理すること。

エ 洗濯に使用する薬品は、施錠のできる場所に保管すること。

オ テトラクロロエチレンを扱うクリーニング所にあつては、次の措置を講ずること。

㊦ テトラクロロエチレン又は使用済みのテトラクロロエチレンを含む汚染物は、屋外にあつては直射日光及び雨水を防止できる構造の施設で、屋内にあつては換気のできる冷暗所で、耐溶剤性の容器に密閉して貯蔵すること。

㊧ テトラクロロエチレンを使用する洗濯機には、溶剤から生じる蒸気を回収する装置及び廃液を処理する装置を設けること。

(3) 仕上場における必要な措置

ア 床は、木材又は不浸透性材料を使用し、清掃が容易な構造とすること。

イ 洗濯の終わらない物（蓋付きの容器に収納しているものを除く。）は、置かないこと。

(4) 受取場及び引渡場における必要な措置

ア 床は、木材又は不浸透性材料を使用し、清掃が容易な構造とすること。

イ 受渡しを円滑に行うために必要な広さの台を備えること。

2 法第3条第3項第6号の規定により条例で定める業務用の車両に係る必要な措置は、次のとおりとする。

(1) 法第3条第3項第5号の規定により消毒を要する洗濯物は、蓋付きの容器に

収納すること。

- (2) 洗濯物を区分して収納するために必要な容器を適当数設けるとともに、容器を随時消毒すること。
- (3) ねずみ、昆虫等による洗濯物の汚染を防止する措置を講ずるとともに、必要に応じて業務用の車両内の消毒及びねずみ、昆虫等の駆除を行うこと。
- (4) 法第9条に規定する業務（洗濯物の受取及び引渡しの業務に限る。）に従事する者（次号において「受取等業務従事者」という。）が結核又は感染性の皮膚疾患にかかったときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従うこと。
- (5) 市長が受取等業務従事者の結核、感染性の皮膚疾患等の健康診断の受診を指示したときは、その指示に従うこと。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市一般と畜場の構造設備の基準を定める条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第43号

甲府市一般と畜場の構造設備の基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、と畜場法施行令（昭和28年政令第216号。以下「政令」という。）第1条第11号の規定に基づき、一般と畜場の構造設備の基準を定めるものとする。

(一般と畜場の構造設備の基準)

第2条 政令第1条第11号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) と畜場の周囲には塀を設け、かつ、その出入口には閉鎖をすることができる設備を設けること。
- (2) 獣畜又は食肉を運搬する車両の洗浄設備を設けること。
- (3) 従業員の更衣室を設けること。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市美容師法施行条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第44号

甲府市美容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(美容所以外の場所において業を行うことができる場合)

第2条 美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉施設等に入所している者であつて、美容所に来るためには介助が必要となるものに対して美容を行う場合

(2) その他市長がやむを得ない事情があると認める場合

(美容の業を行う場合に講ずべき措置)

第3条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

(1) 作業中は清潔な作業衣を着用し、かつ、顔面の作業時は清潔なマスクを使用すること。

(2) 手の爪は、常に短く切り、客1人ごとの作業前後に手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒すること。

(3) 客用の被布は、常に清潔なものを使用すること。

(4) 首巻き等に使用する布片類は、客1人ごとに洗濯したもの又は新しいものを使用すること。

(5) パーマネントウェーブに用いる溶液を小分けする容器その他間接的に皮膚に接する器具類は、常に清潔に保つこと。

(6) 消毒薬は、適時取り替え、常に清潔なものを使用すること。

- (7) 消毒済みの器具類及び布片類は、未消毒のものと区分して収納すること。
- (8) 作業に伴い生じたくず毛及び汚物は、その都度清掃し、蓋のある毛髪箱又は汚物箱に入れること。
- (9) 医薬部外品、化粧品等の使用に当たっては、その安全衛生に十分留意し、適正に使用すること。

(美容所について講ずべき措置)

第4条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業室の床面積は、9.9平方メートル以上とすること。
- (2) 作業室に置くことができる美容用の椅子の数は、作業室の床面積が9.9平方メートルの場合にあつては2、その床面積が9.9平方メートルを超える場合にあつては2にその超える部分の床面積3.3平方メートルを増すごとに1を加えた数とすること。
- (3) 作業室には、洗髪を行うための流水式の設備を設けること。ただし、その美容所において頭髪に係る作業を行わない場合その他市長が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- (4) 待合所は、作業室と区分して設け、適当な広さとすること。
- (5) 作業室に、外傷に対する薬品及び包帯材料を入れた薬品箱を常備すること。
- (6) 定期的にねずみ、昆虫等の駆除を行うこと。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に山梨県理容師法施行条例及び山梨県美容師法施行条例の一部を改正する条例（平成26年山梨県条例第28号）附則第3項の規定の適用を受けている美容所については、当該美容所の作業室に係る部分が増築され、又は改築されるまでの間は、第4条第3号の規定は、適用しない。

甲府市医療法施行条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第45号

甲府市医療法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専属薬剤師を配置すべき診療所)

第2条 医療法第18条本文に規定する専属の薬剤師を置かなければならない診療所は、医師が常時3人以上勤務する診療所とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市感染症診査協議会条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第46号

甲府市感染症診査協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、同条第1項に規定する協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 法第24条第1項に規定する協議会の名称は、甲府市感染症診査協議会（以下「協議会」という。）とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員6人以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 協議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、甲府市保健所において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に選任される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第47号

甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第11条）
- 第2章 救護施設（第12条～第21条）
- 第3章 更生施設（第22条～第27条）
- 第4章 医療保護施設（第28条）
- 第5章 授産施設（第29条～第34条）
- 第6章 宿所提供施設（第35条～第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項の規定に基づき、保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）は、利用者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

（暴力団の排除）

第3条 救護施設等の設置者は、その役員及び当該施設を管理する者が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

（構造設備の一般原則）

第4条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 救護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 救護施設等の長(以下「施設長」という。)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 救護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(苦情への対応)

第8条 救護施設等は、その行った処遇に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、その行った処遇に関し、生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 救護施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(処遇方針等)

第9条 救護施設等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立った処遇を行うよう努めなければならない。

2 救護施設等は、利用者の処遇に当たっては、当該利用者に対し、身体的拘束等(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。)を行って

はならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 救護施設等は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 4 救護施設等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、救護施設等の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。
- 3 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。
- 4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。
- 5 救護施設等は、非常災害の際に、利用者、職員等が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第11条 救護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 2 救護施設等は、前項の利用者の処遇の状況に関する記録として次に掲げるものを整備しなければならない。
 - (1) 利用者の処遇に関する計画
 - (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
 - (3) 第8条に規定する苦情の内容等の記録

- (4) 第9条第3項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第2章 救護施設

(規模)

第12条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

- 2 救護施設は、当該救護施設と一体的に管理運営を行う日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって、その入所定員が20人以下のもの（第14条において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

- 3 救護施設は、被保護者の数が当該救護施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第13条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施するこ

と、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 事務室
- (11) 宿直室
- (12) 介護職員室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場
- (15) 汚物処理室
- (16) 霊安室

4 前項第1号の居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（次項第1号オにおいて「特別居室」という。）を設けるものとする。

5 第3項第1号、第2号、第6号から第9号まで及び第12号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以

上とすること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

オ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室

ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからオまでに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男女別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

6 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.35メートル（中廊下にあつては1.8メートル）以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

（サテライト型施設の設備の基準）

第14条 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。

（職員の配置の基準）

第15条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

(1) 施設長

- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 介護職員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

(居室の入所人員)

第16条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(給食)

第17条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

(健康管理)

第18条 救護施設等は、入所者に対し、その入所時及び毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

第19条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器を適正に管理しなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活指導等)

第20条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じ

なければならない。

4 1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

5 趣味、教養又は娯楽に係る活動のための設備を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第21条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る救護施設、更正施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第16条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

第3章 更生施設

(規模)

第22条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第23条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

- (3) 集会室
- (4) 食堂
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 作業室又は作業場
- (10) 調理室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場

2 前項第9号の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第13条第1項、第2項、第5項第1号（オを除く。）及び第2号から第6号まで並びに第6項の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第24条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 作業指導員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあつては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあつては

6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上とする。

(生活指導等)

第25条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等の基準については、第20条（第2項を除く。）の規定を準用する。

(作業指導)

第26条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

(準用)

第27条 第16条から第19条まで及び第21条の規定は、更生施設について準用する。

第4章 医療保護施設

第28条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき適切に運営されなければならない。

第5章 授産施設

(規模)

第29条 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、被保護者の数が当該授産施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第30条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 作業室

- (2) 作業設備
- (3) 食堂
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) 事務室

2 前項第1号及び第5号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 作業室

ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 便所 男女別に設けること。

(職員の配置の基準)

第31条 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 施設長

(2) 作業指導員

(工賃の支払)

第32条 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

第33条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(準用)

第34条 第19条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機器の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。

第6章 宿所提供施設

(規模)

第35条 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該宿所提供施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第36条 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 便所
- (4) 面接室
- (5) 事務室

2 前項第2号の炊事設備の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第13条第5項第1号(オを除く。)並びに第6項第1号及び第2号の規定を準用する。

(職員の配置の基準)

第37条 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

(居室の利用世帯)

第38条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。

(生活相談)

第39条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

(準用)

第40条 第19条の規定(医薬品、衛生材料及び医療機器の管理に係る部分を除く。)は、宿所提供施設について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和62年3月9日前から存する救護施設については、第13条第3項第15号の規定は、当分の間、適用しない。
- 3 山梨県保護施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第64号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた救護施設については、第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

甲府市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第48号

甲府市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条）

第3章 設備に関する基準（第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条～第44条）

第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する
基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針（第45条・第46条）

第2節 設備に関する基準（第47条）

第3節 運営に関する基準（第48条～第56条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」とい
う。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介
護老人福祉施設の指定に係る入所定員並びに人員、設備及び運営に関する基準を
定めるものとする。

（指定に係る入所定員）

第2条 法第86条第1項に規定する条例で定める入所定員は、30人以上とす

る。

(基本方針)

第3条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立った指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気をも有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第4条 指定介護老人福祉施設の設置者は、その役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第5条 法第88条第1項の規定により条例で定める指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はそ

の端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

- (7) 入所者の数が30を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
 - (8) 入所者の数が30を超えて50を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、2以上
 - (9) 入所者の数が50を超えて130を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3以上
 - (10) 入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (4) 栄養士 1以上
 - (5) 機能訓練指導員 1以上
 - (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の常勤換算方法は、当該指定介護老人福祉施設の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第45条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第54条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第41号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第179条に規定するユニット型指

定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準条例第188条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

- 5 第1項第2号の生活相談員は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。
- 8 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 9 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。
- 10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

第3章 設備に関する基準

第6条 法第88条第2項の規定により条例で定める指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合にあつては2人、入所者のプライバシーに配慮した措置が講じられ、かつ、地域の実情等を踏まえ市長が必要と認める場合にあつては2人以上4人以下とすることができる。

- イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 - (3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
 - (4) 洗面設備
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。
 - (5) 便所
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。
 - (6) 医務室
 - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 - イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
 - (7) 食堂及び機能訓練室
 - ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - イ 必要な備品を備えること。
 - (8) 廊下 幅は、1.8メートル（中廊下にあっては2.7メートル）以上とすること。
 - (9) その他の設備 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第30条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護老人福祉施設の使用に係

る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護老人福祉施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申

込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第12条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

- 6 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

- 7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければ

ならない。

(サービスの提供の記録)

第13条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

- (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「基準省令」という。）第9条第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第9条第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第9条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第15条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第16条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その

者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

- 2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入所者に対し、身体的拘束等（身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 7 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第17条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

ない。

- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わな

なければならない。

(1) 定期的に入所者に面接すること。

(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

1 1 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

1 2 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第18条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第19条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^しを考

慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第20条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第21条 指定介護老人福祉施設は、趣味、教養又は娯楽に係る活動のための設備を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第22条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第23条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第24条 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該

指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第26条 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めなければならない。

(管理者による管理)

第27条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第28条 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第29条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- (4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (5) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録をすること。
- (6) 第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録をすること。
- (7) 第42条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をすること。

(運営規程)

第30条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第31条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第32条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第33条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定介護老人福祉施設の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 第1項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、非常災害の際に入所者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第34条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するととも

に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第27条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第35条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該指定介護老人福祉施設との間で入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護老人福祉施設との間で入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(掲示)

第36条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程（第30条の施設の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第37条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得なければならない。

い。

(広告)

第38条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第39条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第40条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第41条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第42条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故発生の防止のための委員会を開催し、及び従業者に対する研修を行うこと。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第44条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第42条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第45条 第3条及び前2章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第46条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常

生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 設備に関する基準

第47条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

- ㊦ 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。
- ㊧ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- ㊨ 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
 - a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、㊦ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
 - b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- ㊩ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

- ㊦ 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- ㊧ 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- ㊨ 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- ⑦ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- ⑧ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- ⑦ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - ⑧ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 医務室
- ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 - イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (4) 廊下 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては1.8メートル）以上として差し支えない。
- (5) その他の設備 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

- 2 前項第2号から第5号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第3節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第48条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 基準省令第41条第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 基準省令第41条第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第41条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第49条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるように

するため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者に対し、身体的拘束等を行ってはならない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第50条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方

法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第53条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策

(9) その他施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第54条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第55条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第56条 第7条から第13条まで、第15条、第17条、第20条、第22条から第29条まで及び第33条から第44条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第30条」とあるのは「第53条」と、第28条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第29条第5号及び第44条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条第7項」と、第36条中「第30条」とあるのは「第53条」と

と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年4月1日において現に法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（同日後に増築され、又は改築された部分を除く。）における第6条第1項第1号アの規定の適用については、同号ア中「1人」とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合にあっては2人、入所者のプライバシーに配慮した措置が講じられ、かつ、地域の実情等を踏まえ市長が必要と認める場合にあっては2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。
- 3 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、法の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。附則第5項において同じ。）について第6条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号ア中「1人」とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合にあっては2人、入所者のプライバシーに配慮した措置が講じられ、かつ、地域の実情等を踏まえ市長が必要と認める場合にあっては2人以上4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。
- 4 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第4条第2項（同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第20条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とする。

- 5 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物については、第6条第1項第7号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。
- 6 当分の間、第14条第1項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額（施行法第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」とする。
- 7 一般病床（医療法第7条第2項第5号の病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号の病床のうち、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床（同法第7条第2項第4号の病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設した場合における、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。
- 8 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設した場合における、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、

次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - (2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- 9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設した場合においては、第6条第1項第8号及び第47条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル（中廊下にあつては1.6メートル）以上とする。
- 10 当分の間、第14条第3項第1号中「食費の基準費用額（同条第4項）」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項）」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額）」と、第14条第3項第2号及び第48条第3項第2号中「居住費の基準費用額（同条第4項）」とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項）」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介

護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額)」と、第48条第3項第1号中「食費の基準費用額（同条第4項）」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定基準費用額）（法第51条の3第4項）」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額）」とする。

甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第49号

甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定
める条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 人員に関する基準（第4条）

第3章 施設及び設備に関する基準（第5条・第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条～第42条）

第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関
する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針（第43条・第44条）

第2節 施設及び設備に関する基準（第45条・第46条）

第3節 運営に関する基準（第47条～第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」とい
う。）第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人
員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の
下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うこ

とにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（暴力団の排除）

第3条 介護老人保健施設の設置者は、その役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第4条 法第97条第2項の規定により条例で定める介護老人保健施設に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当数
- (2) 看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員（以下「看護・介護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。）
- (3) 支援相談員 1以上（入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1人に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上とする。）
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上

- (5) 栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- (7) 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適當数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の常勤換算方法は、当該介護老人保健施設の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設の職務に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置

かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数

第3章 施設及び設備に関する基準

（介護老人保健施設が有すべき施設）

第5条 法第97条第1項の規定により介護老人保健施設が有しなければならない施設として条例で定める施設は、次のとおりとする。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小

規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設を有しないことができる。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) レクリエーション・ルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (2) 食堂 2平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。
- (3) 浴室
 - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- (4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
- (5) 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。
- (6) 便所
 - ア 療養室のある階ごとに設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - ウ 常夜灯を設けること。

3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(設備に関する基準)

第6条 法第97条第3項の規定により条例で定める介護老人保健施設の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

ア 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあつては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該指定介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第32条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 階段には、手すりを設けること。

(5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあっては2.7メートル）以上とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(6) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所

申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 介護老人保健施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち介護老人保健施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た介護老人保健施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 介護老人保健施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第12条 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必

要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。

- 2 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。
- 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 6 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第13条 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第14条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施

設介護サービス費に係る介護保健施設サービスをいう。以下同じ。)に該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。)から当該介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
 - (2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
 - (3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。)第11条第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第11条第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第11条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 介護老人保健施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、入所者に対し、身体的拘束等（身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

5 介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

い。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第17条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課

題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に入所者に面接すること。

(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- (3) 常に入所者の病状、心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
- (5) 特殊な療法、新しい療法等については、基準省令第15条第5号の規定により厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- (6) 基準省令第15条第6号の規定により厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第19条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、第34条第1項の協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- 3 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生

活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護老人保健施設は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護老人保健施設は、前各項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護老人保健施設は、入所者に対し、その負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第22条 介護老人保健施設は、栄養並びに入所者の身体^しの状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第23条 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第24条 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護老人保健施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第41号。以下この条において「地域密着型サービス基準条例」という。）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（地域密着型サービス基準条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第27条 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (4) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録をすること。
- (5) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をすること。

(運営規程)

第29条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第30条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第31条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第32条 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、介護老人保健施設の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 第1項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、非常災害の際に入所者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第33条 介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第29条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第34条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院（当該介護老人保健施設との間で入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該介護老人保健施設との間で入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(掲示)

第35条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程（第29条の施設の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第36条 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得なければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護老人保健施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護老人保健施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第38条 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第39条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 定期的に、事故発生防止のための委員会を開催し、及び従業者に対する研修を行うこと。
- 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第42条 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
- (3) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第43条 第2条及び前2章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第44条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 施設及び設備に関する基準

(ユニット型介護老人保健施設が有すべき施設)

第45条 ユニット型介護老人保健施設が有しなければならない施設として法第97条第1項の規定により条例で定める施設は、次のとおりとする。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設

をいう。以下同じ。)の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあつては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設を有しないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) サービス・ステーション
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) ユニット（療養室を除く。）

ア 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面所

- (ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ウ 便所

- (ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - (ウ) 常夜灯を設けること。
- (2) 浴室
- ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 3 前項第2号の浴室は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(設備に関する基準)

第46条 ユニット型介護老人保健施設に係る法第97条第3項の規定により条例で定める設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
 - ア 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - (ア) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第55条において準用する第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - (イ) 第55条において準用する第32条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - (ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
 - (4) 階段には、手すりを設けること。
 - (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
 - ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては1.8メートル）以上として差し支えない。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 常夜灯を設けること。
 - (6) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
 - (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第3節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第47条 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 基準省令第42条第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第42条第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第42条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護老人保健施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第48条 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、入居者に対し身体的拘束等を行ってはならない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

7 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 9 ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (看護及び医学的管理の下における介護)
- 第49条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
 - 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
 - 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
 - 5 ユニット型介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
 - 6 ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
 - 7 ユニット型介護老人保健施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
 - 8 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第50条 ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第51条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第52条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第53条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サ

サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第54条 ユニット型介護老人保健施設は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第55条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条」とあるのは「第52条」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第35条中「第29条」とあるのは「第52条」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 介護老人保健施設であって、その開設者が介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第8条第1項の規定により当該介護老人保健施設について法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもの(次項及び附則第4項において「みなし介護老人保健施設」という。)であって、平成4年9月30日以前に老人保健施設として開設されたものについて、第5条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。
- 3 みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準(昭和63年厚生省令第1号。次項において「老人保健施設基準」という。)附則第3条の規定の適用を受け平成12年4月1日において現に老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該適用に係る部分に限る。)については、第6条第1項第2号(エレベーターに係る部分に限る。)の規定は、適用しない。
- 4 みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設基準附則第2条第1項の規定の適用を受け平成12年4月1日において現に老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該適用に係る部分に限る。)については、第6条第1項第5号アの規定は、適用しない。
- 5 平成14年4月1日において現に医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の開設の許可を受けていた病院の建物(同日において現に存したもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成14年4月2日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の同条第2項第4号に規定する療養病床(以下「療養病床」という。)若しくは同項第5号に規定する一般病床(以下「一般病床」という。)又は医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第2条第3項第4号に規定する経過的旧その他の病床若しくは同項第5号に規定する経過的旧療養型病床群に係る病床を転換して平成18年3月31日までに開設され、又は増設された介護老人保健施設であって第6条第1項第5号アの規定に適合しないもの(当該転換に当たって当該規定に適合させることが困難であったものに限る。)の構造設備(当該転換に係る部

- 分に限る。)については、同号ア中「1. 8メートル」とあるのは「1. 2メートル」と、「2. 7メートル」とあるのは「1. 6メートル」とする。
- 6 一般病床、医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下「精神病床」という。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。
- 7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。
- 8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第6条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室

に隣接する廊下については、第6条第1項第5号ア及び第46条第1項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル（中廊下にあつては1.6メートル）以上とする。

10 平成18年4月1日において現に存した療養病床若しくは一般病床であつて、かつ、同日以降療養病床若しくは一般病床から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の廊下幅については、当分の間、第6条第1項第5号ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第50号

甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条）

第3章 施設及び設備に関する基準（第6条・第7条）

第4章 運営に関する基準（第8条～第43条）

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針（第44条・第45条）

第2節 施設及び設備に関する基準（第46条・第47条）

第3節 運営に関する基準（第48条～第56条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練

その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（暴力団の排除）

第3条 介護医療院の設置者は、その役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

（定義）

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。

(2) I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。

(3) II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第5条 法第111条第2項の規定により条例で定める介護医療院に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにその員数は、次のとおりとする。

(1) 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちI型療養床の利用者（以下「I型入所者」という。）の数を150で除した数に、介護医療院の入

所者のうちⅡ型療養床の利用者（以下「Ⅱ型入所者」という。）の数を300で除した数を加えて得た数以上

- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
 - (3) 介護職員 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を5で除した数に、Ⅱ型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上
 - (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数
 - (5) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上
 - (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
 - (7) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適當数
 - (8) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適當数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の常勤換算方法は、当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第44条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する医療機関併設型介護医療院の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。
- 6 第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模

介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合において当該病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
- (3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適當数

第3章 施設及び設備に関する基準

（介護医療院が有すべき施設）

第6条 法第111条第1項の条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) レクリエーション・ルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (2) 食堂 ^{のり}内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。
- (3) 浴室
ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

(4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

(5) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

(6) 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(設備に関する基準)

第7条 法第111条第3項の規定により条例で定める介護医療院の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

ア 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第33条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第33条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
- (5) 階段には、手すりを設けること。
- (6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
- ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては2.7メートル）以上とすること。
- イ 手すりを設けること。
- ウ 常夜灯を設けること。
- (7) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初

期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第30条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 介護医療院は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 介護医療院は、正当な理由がなく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第13条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な

指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第14条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第15条 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護医療院サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所

者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

- (2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
 - (3) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。)第14条第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第14条第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第14条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第16条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第17条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第18条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービ

ス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を

継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 定期的に入所者に面接すること。
- (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

1 1 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

1 2 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

第19条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響に十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- (3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
- (5) 特殊な療法、新しい療法等については、基準省令第18条第5号の規定により厚生労働大臣が定めるもののほか、行ってはならない。
- (6) 基準省令第18条第6号の規定により厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合については、この限りでない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第20条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、第35条第1項の協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第21条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第22条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、前各項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、

整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、入所者に対し、その負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第23条 介護医療院は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 介護医療院は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第24条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第25条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第26条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第27条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第41号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施

設をいう。)若しくはサテライト型居住施設(同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第28条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第29条 計画担当介護支援専門員は、第18条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

(3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(4) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録をすること。

(5) 第41条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をすること。

(運営規程)

第30条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）
- (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第31条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第32条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第33条 介護医療院は、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、介護医療院の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 第1項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

4 介護医療院は、非常災害の際に入所者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努

めなければならない。

(衛生管理等)

第34条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第33条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院の管理者が次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。この場合において、同令第9条の8第1項中「法第15条の2の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第2項中「法第15条の2の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第9条の9第1項中「法第15条の2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の2の規定による第9条の7に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の2の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

(1) 検体検査（人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査を

いう。)の業務

(2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

(4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造し、又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

（協力病院等）

第35条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院（当該介護医療院との間で入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該介護医療院との間で入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

（掲示）

第36条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程（第30条の施設の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第37条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得なければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第38条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保

険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第39条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 介護医療院は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第40条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する

入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第41条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 定期的に、事故発生の防止のための委員会を開催し、及び従業者に対する研修を行うこと。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第43条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 第13条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

- (3) 第14条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第17条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 第26条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 第41条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第44条 第2条及び前2章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第45条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 施設及び設備に関する基準

(ユニット型介護医療院が有すべき施設)

第46条 ユニット型介護医療院に係る法第111条第1項の条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) サービス・ステーション
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) ユニット（療養室を除く。）

ア 共同生活室

㊦ 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

㊧ 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

㊨ 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面設備

㊦ 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

㊧ 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ウ 便所 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

- (2) 浴室

ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3 前項第2号の浴室は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(設備に関する基準)

第47条 ユニット型介護医療院に係る法第111条第3項の規定により条例で定める設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

㊦ 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第56条において準用する第33条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

㊧ 第56条において準用する第33条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

㊨ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに

掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

(5) 階段には、手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては1.8メートル）以上として差し支えない。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第3節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第48条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用

基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 基準省令第46条第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第46条第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第46条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

い。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第49条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入居者に対し、身体的拘束等を行ってはならない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第50条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護医療院は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第51条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第52条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第53条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）

(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 施設の利用に当たっての留意事項

(7) 非常災害対策

(8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第54条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。
 - (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第55条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第56条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第21条まで、第24条、第26条から第29条まで及び第33条から第43条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第53条」と、第28条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第43条第2項第4号中「第17条第5項」とあるのは「第49条第7項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は

当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第7条第1項第1号及び第47条第1項第1号の規定は、適用しない。

3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第7条第1項第2号及び第47条第1項第2号の規定の適用については、第7条第1項第2号及び第47条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第7条第1項第6号ア及び第47条第1項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル（中廊下にあつては1.6メートル）以上とする。

5 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第7条第1項第1号及び第47条第1項第1号の規定は、適用しない。

- 6 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第7条第1項第2号及び第47条第1項第2号の規定の適用については、第7条第1項第2号及び第47条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 7 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第7条第1項第6号ア及び第47条第1項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル（中廊下にあつては1.6メートル）以上とする。

甲府市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第51号

甲府市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(暴力団の排除)

第2条 指定介護療養型医療施設の設置者は、その役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。第5条において「指定介護療養型医療施設基準」という。）の規定（第27条の規定を除く。）の例によるものとする。

第4条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わな

ければならない。

- 2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定介護療養型医療施設の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。
- 3 第1項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、非常災害の際に入院患者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

第5条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養型医療施設基準第36条第2項に規定する記録については、指定介護療養型医療施設基準の規定にかかわらず、完結の日から5年間これを保存しなければならない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市地域活動支援センターに関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第52号

甲府市地域活動支援センターに関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第3条 地域活動支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員等（法第36条第3項第6号に規定する役員等をいう。））及び当該地域活動支援センターを管理する者は、甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

（運営規程）

第4条 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第5条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、地域活動支援センターの立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。
- 4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。
- 5 地域活動支援センターは、非常災害の際に利用者及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を

行うよう努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第6条 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第7条 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 前条の規定によるサービスの提供の記録
- (2) 第18条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (3) 第19条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第8条 地域活動支援センターは、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第9条 地域活動支援センターは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等ができる場所
 - (2) 便所
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備、備品等を備えること。
 - (2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第10条 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1
- (2) 指導員 2以上

2 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第11条 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第12条 地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

第13条 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第14条 地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(定員の遵守)

第15条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第16条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第17条 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第18条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 地域活動支援センターは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第19条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市福祉ホームに関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第53号

甲府市福祉ホームに関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第3条 福祉ホームの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員等（法第36条第3項第6号に規定する役員等をいう。））及び当該福祉ホームを

管理する者は、甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

（構造設備）

第4条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（運営規程）

第5条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 利用定員

(4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種

類及びその額

- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項
(非常災害対策)

第6条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に利用者に周知しなければならない。

- 2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、福祉ホームの立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。
- 3 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。
- 4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。
- 5 福祉ホームは、非常災害の際に利用者及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第7条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第8条 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 前条の規定によるサービスの提供の記録

(2) 第16条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(3) 第17条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第9条 福祉ホームは、5人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第10条 福祉ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 浴室

(3) 便所

(4) 管理人室

(5) 共用室

2 前項各号（第4号を除く。）に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、原則として、1人とする事。

イ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とする事。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(3) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

3 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第11条 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第12条 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第13条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第14条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第15条 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第16条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、市町村（特別区を含む。以下同

じ。)から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 福祉ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 福祉ホームは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第17条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第54号

甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第5条～第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 施設障害福祉サービス 法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。
- (3) 常勤換算方法 障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- (4) 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

(障害者支援施設の一般原則)

第3条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第4条 障害者支援施設の設置者は、その役員等（法第36条第3項第6号に規定する役員等をいう。）が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

第2章 設備及び運営に関する基準

(構造設備)

第5条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(施設長の資格要件)

第6条 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第7条 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域（第15条第1項に規定する通常の事業の実施地域をいう。）
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を

定めた場合には当該障害の種類

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

(13) その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第8条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、障害者支援施設の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

5 障害者支援施設は、非常災害の際に利用者及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第9条 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第20条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画

(2) 第42条第2項の規定による身体的拘束等の記録

(3) 第44条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(4) 第46条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第10条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。） 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあつては、10人以上）

(2) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、10人以上）

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、12人以上）でなければならないものとする。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6人以上

(2) 就労継続支援B型 10人以上

(3) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、10人以上）

（設備の基準）

第11条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、そ

の一部を設けないことができる。

2 障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(5) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下

ア 幅は、1.5メートル（中廊下にあつては1.8メートル）以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

3 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の養成施設として認定されている障害者支援施設（以下「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合は、前項に定めるもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有することとする。

4 第1項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

（職員の配置の基準）

第12条 障害者支援施設には、施設長1人を置くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置くものとする。

(1) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(7) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(8) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上

(a) i から iii までに掲げる平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）第11条第1項第2号イ(2)㊦(㊧)の規定による厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値を

いう。以下同じ。) に応じ、それぞれ i から iii までに定める数

i 平均障害支援区分が 4 未満 利用者 (基準省令第 11 条第 1 項第 2 号イ(2)㊦(i)の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。ii 及び iii において同じ。) の数を 6 で除した数

ii 平均障害支援区分が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除した数

iii 平均障害支援区分が 5 以上 利用者の数を 3 で除した数

(b) (a) i の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を 10 で除した数

b 看護職員 生活介護の単位ごとに、1 以上

c 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

d 生活支援員 生活介護の単位ごとに、1 以上

(㊦) サービス管理責任者 (施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第 11 条第 1 項第 2 号イ(3)の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める数

a 利用者の数が 60 以下 1 以上

b 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

イ ア(㊦)の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は 20 人以上とすること。

ウ ア(㊦)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができること。

エ ア(㊦)の生活支援員のうち、1 人以上は、常勤でなければならないこと。

オ ア(㊦)のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないこと。

(2) 自立訓練 (機能訓練) を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(7) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

b 看護職員 1以上

c 理学療法士又は作業療法士 1以上

d 生活支援員 1以上

(4) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める員数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、アに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

ウ ア(7)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができること。

エ ア(7)の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

オ ア(7)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

カ ア(4)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

(3) 自立訓練（生活訓練）を行う場合

ア 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(7) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

- (イ) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める員数
 - a 利用者の数が 60 以下 1 以上
 - b 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
 - イ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、ア(7)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ 1 以上とすること。
 - ウ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、ア及びイに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を 1 人以上置くものとする。
 - エ ア(7)及びイの生活支援員のうち、1 人以上は、常勤でなければならないこと。
 - オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないこと。
- (4) 就労移行支援を行う場合
- ア 就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - (7) 職業指導員及び生活支援員
 - a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上
 - b 職業指導員 1 以上
 - c 生活支援員 1 以上
 - (イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を 1.5 で除した数以上
 - (ロ) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める員数

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ アの規定にかかわらず、認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(7) 職業指導員及び生活支援員

- a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
- b 職業指導員 1以上
- c 生活支援員 1以上

(8) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める員数

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ ア(7)又はイ(7)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならないこと。

エ ア(8)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

オ ア(8)又はイ(8)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

(5) 就労継続支援B型を行う場合

ア 就労継続支援B型を行うために置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(7) 職業指導員及び生活支援員

- a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
- b 職業指導員 1以上
- c 生活支援員 1以上

(8) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める員数

- a 利用者の数が60以下 1以上
 - b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- イ ア(7)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならないこと。
- ウ ア(4)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

(6) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行うために置くべき職員は、次のとおりとする。

(7) 生活支援員は、施設入所支援の単位ごとに、a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める員数（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は基準省令第11条第1項第7号イ(1)の規定により厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上）とすること。

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(4) サービス管理責任者は、当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

イ アの施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は30人以上とすること。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。た

だし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 第1項の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第13条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ、第4号ウ(イ⑦に係る部分を除く。)及びエ並びに第5号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第1号ア⑧及びオ、第2号ア④及びカ、第3号ア④及びオ、第4号ア⑧、イ④及びオ並びに第5号ア④及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第12条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める員数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第14条 障害者支援施設は、障害者支援施設における主たる事業所(第3項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項及び第3項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

- 2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら

当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用申込者が入院して治療する必要がある場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

第16条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第17条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第18条 障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用

者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第19条 障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第20条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントは、利用者面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービ

ス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第21条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービスの利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した

日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるよう認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

(3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

第22条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。）との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

第23条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。

7 障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第24条 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

第25条 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払等）

第26条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において

- 「工賃の平均額」という。)を、3,000円を下回るものとしてはならない。
- 3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
 - 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告しなければならない。

(実習の実施)

第27条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第28条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第29条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場へ

の定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第30条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しなければならない。

(食事の提供)

第31条 障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

- 2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

- 3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

- 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第32条 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用

者の同意を得て代わって行わなければならない。

- 3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第33条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第34条 職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第35条 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第36条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る基準省令第33条の2の規定により厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者

に取得させること。

(施設長の責務)

第37条 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員にこの条例による運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第38条 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第39条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第40条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第41条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該障害者支援施設との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。）を定めなければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該障害者支援施設との間で利用者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第42条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 障害者支援施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

第43条 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情解決）

第44条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第45条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な

活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第46条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(多目的室の経過措置)

2 平成18年10月1日（以下「基準日」という。）前から存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設（以下「身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設（以下「身体障害者療護施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的

障害者援護施設最低基準」という。)第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮(以下「知的障害者通勤寮」という。)又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)若しくは同項第2号に規定する精神障害者授産施設(整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。)において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、基準日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。)については、当分の間、第11条第1項に規定する多目的室を設けないことができる。

(居室の定員の経過措置)

- 3 基準日前から存する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第11条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

(居室面積の経過措置)

- 4 基準日前から存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第11条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 5 基準日前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において

施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第11条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。

6 基準日前から存する身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第2条若しくは第4条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮であって旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第11条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

7 基準日前から存する身体障害者療護施設であって、旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第3条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物について第11条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)

8 基準日前から存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第11条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

(廊下幅の経過措置)

9 基準日前から存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第11条第2項の規定を適用する場合においては、同条第2項第8号ア中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。

10 基準日前から存する知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第11条第2項第8号の規定は、当分の間、適用しない。

1 1 基準日前から存する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第 1 1 条第 2 項第 8 号イの規定は、当分の間、適用しない。

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第55号

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第21条）
- 第2章 助産施設（第22条～第25条）
- 第3章 母子生活支援施設（第26条～第34条）
- 第4章 保育所（第35条～第41条）
- 第5章 雑則（第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「児童福祉施設」とは、助産施設、母子生活支援施設及び保育所をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（目的）

第3条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身とも

に健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、甲府市社会福祉審議会（甲府市社会福祉審議会条例（平成30年12月条例第32号）第1条に規定する審議会をいう。）の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第6条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、並びに児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(暴力団の排除)

第7条 児童福祉施設の設置者（設置者が法人である場合にあつては、その役員等（法第34条の15第3項第4号ニに規定する役員等をいう。））及び当該児童福祉施設を管理する者は、甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であつてはならない。

(非常災害対策)

第8条 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、児童福祉施設の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 児童福祉施設は、非常災害に対する不断の注意と訓練をするよう努めるとともに、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

5 児童福祉施設は、非常災害の際に、当該児童福祉施設に入所している者及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第9条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備えるとともに、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特

有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第12条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 児童福祉施設の長は、入所中の児童（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 母子生活支援施設は、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供)

第16条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第11条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設

の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものであるなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第17条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、十分に注意を払わなければならない。

(児童福祉施設内部の規程)

第18条 児童福祉施設（保育所を除く。）においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳未満の幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待防止のための措置に関する事項
- (11) その他保育所の運営に関する重要事項
(帳簿の整備)

第19条 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第20条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、市から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第2章 助産施設

（種類）

第22条 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

- 2 第一種助産施設とは、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所である助産施設をいう。
- 3 第二種助産施設とは、医療法に規定する助産所である助産施設をいう。

（入所させる妊産婦）

第23条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

（第二種助産施設の職員）

第24条 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

- 2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

（第二種助産施設と異常分べん）

第25条 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかにこれを第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第3章 母子生活支援施設

（設備の基準）

第26条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。

- (2) 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。
- (3) 母子室の面積は、30平方メートル以上であること。
- (4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- (5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。

(職員)

第27条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。第5項及び第29条において同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。
- 5 母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。
- 6 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第28条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第27条の2第1項の規定により厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた

者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
 - (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号の規定により厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
 - イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
 - ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準省令第27条の2第2項の規定により厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子支援員の資格）

第29条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活支援)

第30条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第31条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第32条 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第33条 第26条第4号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定(第37条第2項を除く。)を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

第34条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第4章 保育所

(設備の基準)

第35条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、

医務室、調理室及び便所を設けること。

- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1. 6 5 平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1. 9 8 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 2 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー

		<p>又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
3階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有</p>

		<p>する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第36条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第16条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができること。
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めるとともに、当該計画を公表するよう努めること。

(職員)

第37条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。

(保育時間)

第38条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容等)

第39条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、基準省令第35条の規定により厚生労働大臣が定める指針に従う。

2 保育所は、食の安全・安心の確保に関する幼児の知識と理解を深めるために必要な措置を講ずるとともに、地産地消に取り組むものとする。

(保護者との連絡)

第40条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第41条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第5章 雑則

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(母子生活支援施設に関する経過措置)

2 平成23年6月17日前から存する母子生活支援施設の建物（同日において建築中のものを含み、同日後に全面的に改築されたものを除く。）については、第26条第1号から第3号までの規定にかかわらず、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）による改正前の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の例による。

3 平成23年9月1日前から引き続いて母子生活支援施設の長である者について

は、第28条第1項の規定は、適用しない。

(保育所に関する経過措置)

- 4 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第37条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

(保育所の職員配置に係る特例)

- 5 第37条第2項ただし書の規定は、当分の間、適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。
- 6 第37条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を保育士とみなすことができる。
- 7 第37条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で保育士とみなすことができる。
- 8 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合において第37条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第56号

甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園の認定に係る要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、この条例に定めるもののほか、法の定めるところによる。

2 この条例において「認定こども園」とは、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。

3 この条例において「幼稚園型認定こども園」とは、認定こども園のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき、幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

(2) 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

ア 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標（以下この条において「教育目標」という。）が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当

該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

イ 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

4 この条例において「保育所型認定こども園」とは、認定こども園のうち、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し教育目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

5 この条例において「地方裁量型認定こども園」とは、認定こども園のうち、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し教育目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(暴力団の排除)

第3条 認定こども園の設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員等（法第3条第5項第4号ニに規定する役員等をいう。））及び当該認定こども園を管理する者は、甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

(職員の配置)

第4条 認定こども園には、認定こども園の長を置かなければならない。この場合において、認定こども園を構成する施設の長が認定こども園の長を兼ねることができる。

2 認定こども園には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。

区分	教育及び保育に従事する者の数
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人以上
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人以上
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人以上
満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人以上

3 認定こども園は、満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するものに共通の4

時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、学級ごとに少なくとも1人の職員（次条第4項において「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

（職員の資格）

第5条 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理運営を行う能力を有する者でなければならない。

2 前条第2項の規定により認定こども園に置かなければならない教育及び保育に従事する者のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に規定する資格をいう。以下同じ。）を有する者でなければならない。

3 前条第2項の規定により認定こども園に置かなければならない教育及び保育に従事する者のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項及び第4項に規定する免許状をいう。以下同じ。）又は保育士の資格を有する者でなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。

5 第3項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どもであって保育所と同様に1日に8時間程度利用するものの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、当該保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該保育に従事する者とすることができる。

(施設設備)

第6条 幼稚園型認定こども園（第2条第3項第2号に該当するものに限る。）

は、当該幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育機能施設について、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（第2号において「建物等」という。）を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合にあっては、この限りでない。

(1) 子どもに対し教育及び保育を適切に提供することができること。

(2) 建物等の間の移動時における子どもの安全が確保されていること。

2 認定こども園の建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第4項ただし書において同じ。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上でなければならない。ただし、既存施設（法第4条第1項の申請の際現に施設の用に供されているものをいう。第4項及び第5項において同じ。）について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第4項本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、同項本文及び第11項）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320平方メートル+100平方メートル×（学級数-2） の算式により算出した面積

3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室（第10項において「保育室等」という。）を設けなければならない。

4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その建物の面積が第2項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。た

だし、既存施設について地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあっては第1号又は第2号のいずれかの基準を、保育所型認定こども園の認定を受ける場合にあっては第1号の基準を、幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合にあっては第2号の基準を満たすときは、この限りでない。

- (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算出した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	330平方メートル+30平方メートル×(学級数-1)の算式により算出した面積
3学級以上	400平方メートル+80平方メートル×(学級数-3)の算式により算出した面積

6 第3項の屋外遊戯場は、認定こども園の建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所をもって屋外遊戯場に代えることができる。

- (1) 子どもが安全に利用することができる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保することができる場所であること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育を適切に提供することができる場所であること。
- (4) 前項に規定する基準を満たす場所であること。

7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。

8 前項の規定にかかわらず、認定こども園は、満3歳以上の子どもに対して食事を提供する場合は、規則で定める要件を満たすときに限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

9 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第3項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

10 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、保育室等に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。

11 前項の乳児室又はほふく室の面積は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上でなければならない。

区分	面積
乳児室	満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル
ほふく室	満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル

(教育及び保育の内容)

第7条 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。）に基づかなければならない。

2 認定こども園における教育及び保育の内容は、子どもの集団生活の経験年数が異なること、子どもの1日の利用時間が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

(保育者の資質向上)

第8条 認定こども園は、子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上を図らなければならない。

(子育て支援)

第9条 認定こども園は、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが

必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で実施しなければならない。

(管理運営等)

第10条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、地域の実情に応じて認定こども園の長が定めなければならない。

3 認定こども園は、保護者が多様な施設の中から利用するものを適切に選択できるよう、情報の開示に努めなければならない。

4 認定こども園は、児童虐待の防止の観点から特別の支援を要する家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、県及び市町村との連携を図り、当該子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

5 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの安全を確保するための対策を講じなければならない。

6 認定こども園は、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、災害、事故等が発生した場合に円滑な補償を行うための体制を整備しなければならない。

7 認定こども園は、その提供する教育及び保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

8 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

2 登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第4条第2

項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第5条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

- 3 第5条第2項及び第5項（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。）をもって代えることができる。
- 4 第5条第3項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第2項、第3項及び第5項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	第5条第2項及び第5項（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	第5条第3項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第5条第2項、第3項及び第5項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第57号

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備運営基準の目的)

第2条 この条例で定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（次条において「設備運営基準」という。）は、市長の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第3条 市長は、甲府市社会福祉審議会（甲府市社会福祉審議会条例（平成30年12月条例第32号）第1条に規定する審議会をいう。）の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(暴力団の排除)

第4条 幼保連携型認定こども園の設置者は、その役員（法第3条第5項第4号ニに規定する役員をいう。）及び当該幼保連携型認定こども園を管理する者が、甲

府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

（学級の編制）

第5条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（職員の数等）

第6条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考

(1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚

園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。) 、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

(2) この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

(3) この表の1の項及び2の項に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

(4) 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第15条第1項において読み替えて準用する甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第55号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第36条（後段を除く。第9条第3項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 副園長又は教頭

(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) 事務職員

(位置等)

第7条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園舎及び園庭)

第8条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において

「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第35条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第35条第8号イ、ウ及びカ並びに同項において準用する同号エ、オ、キ及びクに掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。

- 4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320平方メートル+100平方メートル×(学級数-2)の算式により算出した面積

- (2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

- ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	330平方メートル+30平方メートル×(学級数-1)の算式により算出した面積
3学級以上	400平方メートル+80平方メートル×(学級数-3)の算式により算出した面積

- イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

- (2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積
(園舎に備えるべき設備)

第9条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- (1) 職員室
- (2) 乳児室又はほふく室
- (3) 保育室
- (4) 遊戯室
- (5) 保健室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第36条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

- (1) 乳児室 1. 65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - (2) ほふく室 3. 3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - (3) 保育室又は遊戯室 1. 98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
- (1) 放送聴取設備
 - (2) 映写設備
 - (3) 水遊び場
 - (4) 園児清浄用設備
 - (5) 図書室
 - (6) 会議室

(園具及び教具)

第10条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第11条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
- (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
- (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(教育及び保育の実施)

第12条 園児が心身の状況によって受けることが困難な教育及び保育の内容は、その園児の心身の状況に適合するように行わなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第13条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第14条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第15条 児童福祉施設基準条例第6条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条、第12条から第14条まで、第16条(第4項ただし書を除く。)、第20条、第21条、第35条第8号、第36条(後段を除く。)、第39条第2項並びに第40条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)

第6条第2項	児童	園児
第6条第4項	法に定めるそれぞれの施設	その設置
第8条第5項	に入所している者	の園児
第10条第1項	法に定めるそれぞれの施設	当該幼保連携型認定こども園の設置
第12条の見出し	入所した者	園児
第12条	入所している者	園児
	又は入所	又は入園
第13条	入所中の児童	園児
	法	児童福祉法
	当該児童	当該園児
第14条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項の園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項	児童福祉法第47条第3項
	その児童	園児
第16条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第11条	甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基

		準を定める条例第15条第1項において読み替えて準用する第11条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第16条第2項及び第3項	入所している者	園児
第16条第5項	児童	園児
第20条	利用者	園児
第21条第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第21条第2項	援助に関し、市から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、市から
第35条第8号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第35条第8号ア	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
第35条第8号イ	施設又は設備	設備
第35条第8号ウ	施設及び設備	設備
第35条第8号カ	乳幼児	園児
第36条	第16条第1項	甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基

		準を定める条例第15条第1項において読み替えて準用する第16条第1項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第39条第2項	幼児	園児
第40条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

- 2 児童福祉施設基準条例第11条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して1年間は、第6条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(就学前の子ども

に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項の規定により一部改正法による改正後の法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員配置については、なお従前の例による。

3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第8条から第10条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

4 施行日から起算して1年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

5 平成27年4月1日前から幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第8条第3項及び第7項並びに第9条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第3項ただし書	第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第35条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える
第8条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の

ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	330平方メートル + 30平方メートル × (学級数 - 1) の 算式により算出した 面積
3学級以上	400平方メートル + 80平方メートル × (学級数 - 3) の 算式により算出した 面積

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	330平方メートル + 30平方メートル × (学級数 - 1) の 算式により算出した 面積
3学級以上	400平方メートル + 80平方メートル × (学級数 - 3) の 算式により算出した 面積

第9条
第6項

- (1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
- (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
- (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

- (1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
- (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

6 平成27年4月1日前から保育所（その運営の実績その他により適正な運営が

確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第8条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第8条第3項 ただし書	第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例 第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第35条第8号イ、ウ及びカ並びに同項において準用する同号エ、オ、キ及びク	児童福祉施設基準条例 同号イからクまで						
第8条第6項	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="316 1357 794 1794"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320平方メートル +100平方メートル×(学級数-2) の算式により算出した面積</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	1学級	180平方メートル	2学級以上	320平方メートル +100平方メートル×(学級数-2) の算式により算出した面積	(1) 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積
学級数	面積							
1学級	180平方メートル							
2学級以上	320平方メートル +100平方メートル×(学級数-2) の算式により算出した面積							
第8条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級	(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積						

数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	330平方メートル + 30平方メートル × (学級数 - 1) の 算式により算出した 面積
3学級以上	400平方メートル + 80平方メートル × (学級数 - 3) の 算式により算出した 面積

イ 3. 3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 平成27年4月1日前から幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第8条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

- 8 登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1号の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。
- 9 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 11 前2項の規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

甲府市小児慢性特定疾病審査会委員定数条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第58号

甲府市小児慢性特定疾病審査会委員定数条例

甲府市小児慢性特定疾病審査会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の4第1項の規定により本市に置かれる小児慢性特定疾病審査会をいう。）の委員の定数は、15人以内とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市屋外広告物条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第59号

甲府市屋外広告物条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 広告物等の禁止及び制限（第4条～第31条）

第3章 屋外広告業（第32条～第44条）

第4章 雑則（第45条～第47条）

第5章 罰則（第48条～第52条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この条例において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。

(適用上の注意)

第3条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的
人権を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

第2章 広告物等の禁止及び制限

(禁止広告物等)

第4条 広告物及び広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）で次に掲
げるものを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観又は風致を害
するものとして規則で定めるもの
- (2) 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるものとして規則で定めるもの

(禁止物件)

第5条 次に掲げる物件に広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、中央帯及び植樹帯
 - (2) 信号機、道路標識、柵、駒止めその他これらに類するもので道路の管理上必
要な施設又は工作物
 - (3) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
 - (4) 街路樹及び路傍樹並びにこれらに附帯して設置される工作物
 - (5) 消火栓及び火災報知機
 - (6) 郵便ポスト、公衆電話ボックス及び公衆便所
 - (7) 形像、記念碑その他これらに類するもの
 - (8) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定され
た景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹
木
- 2 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、貼紙、貼札等（貼札その他これ
に類する広告物をいう。以下同じ。）、広告旗（広告の用に供する旗（これを支
える台を含む。）をいう。以下同じ。）又は立看板等（立看板その他これに類す
る広告物等（これを支える台を含む。）をいう。以下同じ。）を表示し、又は設
置してはならない。

(禁止地域)

第6条 次に掲げる地域又は場所（以下「禁止地域」という。）においては、広告

物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、景観地区（市長が指定する区域を除く。）、風致地区及び伝統的建造物群保存地区（市長が指定する区域を除く。）
 - (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周辺で市長が指定する範囲内にある地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
 - (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
 - (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条各号に規定する公園又は緑地の区域
 - (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域のうち、同法第20条第1項の規定により指定された特別地域
 - (6) 山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその周辺で市長が指定する範囲内にある地域及び同条例第31条第1項の規定により指定された地域
 - (7) 甲府市文化財保護条例（平成17年12月条例第45号）第4条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその周辺で市長が指定する範囲内にある地域及び同条例第34条第1項の規定により指定された地域
 - (8) 道路、鉄道、軌道及び索道の用地（以下「道路等の用地」という。）並びに道路等の用地の両側1,000メートル以内の地域のうち、道路等の用地から展望できる範囲の地域で、市長が指定するもの
 - (9) 墓地
 - (10) 甲府駅前広場の区域のうち市長が指定する区域
 - (11) 良好な自然景観を維持する必要がある地域として別表第1に定める地域
- 2 禁止地域は、地域の特性、美観風致の維持の必要性等に応じ、規則で定めると

ころにより、第一種禁止地域又は第二種禁止地域に区分するものとする。

(許可)

第7条 禁止地域を除く地域又は場所において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 禁止地域を除く地域又は場所（以下「許可地域」という。）は、地域の特性、良好な景観又は風致の維持の必要性等に応じ、規則で定めるところにより、第一種許可地域、第二種許可地域又は第三種許可地域に区分するものとする。

3 第1項の許可を受けようとする者は、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の10日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書により市長に申請しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 広告物等の種類

(3) 表示又は設置の場所

(4) 表示又は設置の方法

(5) その他規則で定める事項

4 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が、第2項で定める許可地域の区分に応じ、広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について規則で定める基準に適合するときは、許可をしなければならない。

5 第1項の許可の期間は、規則で定める堅牢な広告物等にあつては3年、布製の広告物その他これに類するもので耐久力の低いと認められるものにあつては60日、その他の広告物等にあつては2年を超えることができない。

6 第1項の許可には、良好な景観又は風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

7 市長は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、第3項及び前2項の規定を準用する。

(広告物活用地区)

第8条 市長は、許可地域のうち、活力ある地域を維持増進する上で広告物が重要な役割を果たしていると認める区域を広告物活用地区として指定し、前条第4項の基準を緩和することができる。

- 2 市長は、広告物活用地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、指定する区域の図面及び緩和する基準を記載した書面を公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。
- 3 前項の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定する区域の図面及び緩和する基準を記載した書面について、市長に意見書を提出することができる。
- 4 市長は、甲府市都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）の意見を聴いて、広告物活用地区の指定をするものとする。この場合において、市長は、前項の規定により提出された意見書の要旨を都市計画審議会に提出しなければならない。
- 5 市長は、広告物活用地区の指定の変更（第1項の規定による前条第4項の基準の変更を含む。次項において同じ。）又は廃止をすることができる。
- 6 第2項から第4項までの規定は、広告物活用地区の指定の変更又は廃止について準用する。

（景観保全型広告規制地区）

第9条 市長は、許可地域のうち、広告物等の表示又は設置に当たり、良好な景観を保全することが特に必要であると認める区域を景観保全型広告規制地区として指定し、第7条第4項の基準を強化することができる。

- 2 市長は、景観保全型広告規制地区の指定の変更（前項の規定による第7条第4項の基準の変更を含む。次項において同じ。）又は廃止をすることができる。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、景観保全型広告規制地区の指定又はその指定の変更若しくは廃止について準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「緩和する基準」とあるのは、「強化する基準」と読み替えるものとする。

（許可の特例）

第10条 市長は、特にやむを得ないと認めるときは、第5条から前条までの規定にかかわらず、良好な景観の形成又は風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ない広告物等であって、公衆に対する危害を及ぼすおそれのないものの表示又は設置を許可することができる。

- 2 第7条第3項及び第5項から第7項までの規定は、前項の許可について準用す

る。

(告示)

第11条 第6条第1項第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第10号、第8条第1項及び第5項並びに第9条第1項及び第2項の規定による指定又はその変更若しくは廃止は、その旨を告示することによってその効力を生ずる。

(適用除外)

第12条 次に掲げる広告物等については、第5条から第7条までの規定は、適用しない。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令の定めるところにより行う選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- (2) 他の法令の規定に基づいて表示し、又は設置するものでその規格又は場所が定められているもの
- (3) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの
- (4) 国又は地方公共団体が、公益目的のために表示し、又は設置するもの
- (5) 公益上必要な物件に寄贈者名等を表示する広告物

2 次に掲げる広告物等については、第5条（第1項第2号及び第5号を除く。）、第6条及び第7条の規定は、適用しない。

- (1) 冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示し、又は設置するもの
- (2) 集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としない活動のために7日以内の期間を限って表示し、又は設置するもの

3 自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物等で次に掲げるものについては、第6条及び第7条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するもの
- (2) 自己の管理する車両、船舶等に表示し、又は設置するもの

4 車両、船舶等に表示し、又は設置する広告物等で第7条第1項の許可を受けたものについては、第6条の規定は、適用しない。

5 道標又は案内図（目的地に誘導するための広告物等に限る。）については、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第6条の規定は、適用しな

い。

- 6 第7条第3項から第7項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項で定める許可地域の区分」とあるのは、「前条第2項で定める禁止地域の区分」と読み替えるものとする。
- 7 第1項第3号及び第5号、第2項第2号並びに第3項各号に掲げる広告物等は、第6条第2項で定める禁止地域の区分又は第7条第2項で定める許可地域の区分に応じ、広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について規則で定める基準に適合したものでなければならない。
- 8 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置する貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第7条の規定は、適用しない。

（経過措置）

第13条 第5条、第6条又は第9条の規定により、新たに禁止物件若しくは禁止地域が定められ、又は景観保全型広告規制地区が指定された際当該定められ、又は指定された物件、地域又は地区に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等（以下この項において「既存広告物等」という。）については、当該定められ、又は指定された日から3年間（規則で定める堅牢な既存広告物等にあつては規則で定める期間）は、第5条、第6条及び第9条の規定は、適用しない。この期間内に、第7条第1項、前条第5項又は第15条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

- 2 第6条第2項で定める禁止地域の区分又は第7条第2項で定める許可地域の区分に変更があつた際現に当該禁止地域又は許可地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、当該変更により第7条第4項（前条第6項（第15条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条第2項において準用する場合を含む。）又は前条第7項の基準に適合しないこととなつたもの（以下この項において「既存広告物等」という。）については、当該変更のあつた日から3年間（規則で定める堅牢な既存広告物等にあつては規則で定める期間）は、なお従前の例による。この期間内に、第7条第1項、前条第5項又は第15条第1項の規

定による許可の申請があった場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

(許可標識)

第14条 市長は、第7条第1項、第10条第1項若しくは第12条第5項の許可を受け、又は第7条第7項（第10条第2項及び第12条第6項において準用する場合を含む。）の許可の期間の更新を受けた者に対して、屋外広告物許可済証（以下「許可済証」という。）を交付しなければならない。ただし、貼紙、貼札等その他規則で定める広告物等については、当該広告物等に許可済印を押すことをもって代えることができる。

2 前項の許可済証の交付を受けた者は、許可を受けた広告物等に当該許可済証を付けなければならない。

(変更の許可等)

第15条 第7条第1項、第10条第1項又は第12条第5項の許可を受けた者は、第7条第3項第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第7条第3項、第4項及び第6項並びに前条の規定は第7条第1項の許可に係る前項の許可について、第7条第3項及び第6項並びに前条の規定は第10条第1項の許可に係る前項の許可について、第12条第6項及び前条の規定は第12条第5項の許可に係る前項の許可について準用する。この場合において、第7条第3項第4号中「表示又は設置の方法」とあるのは「変更の内容」と、第12条第6項中「第7条第3項から第7項まで」とあるのは「第7条第3項、第4項及び第6項」と、「同条第4項中「第2項で定める許可地域の区分」とあるのは、「前条第2項で定める禁止地域の区分」とあるのは「同条第3項第4号中「表示又は設置の方法」とあるのは「変更の内容」と、同条第4項中「第2項で定める許可地域の区分」とあるのは「前条第2項で定める禁止地域の区分」と読み替えるものとする。

3 第7条第1項、第10条第1項若しくは第12条第5項又は第1項の許可を受けて広告物等を表示し、又は設置する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。その氏名

若しくは名称又は住所に変更があったときも、また同様とする。

(管理義務)

第16条 広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者は、当該広告物等に関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態を保持しなければならない。

(点検)

第17条 広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者は、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について、規則で定めるところにより、点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 前項の点検（規則で定める広告物等に係るものに限る。）は、法第10条第2項第3号イに規定する国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、これを行わせなければならない。

3 第7条第7項（第10条第2項及び第12条第6項において準用する場合を含む。）の規定による許可の期間の更新を申請する場合には、規則で定めるところにより、第1項の規定による点検の結果を市長に提出しなければならない。

(除却義務等)

第18条 第7条第1項、第10条第1項、第12条第5項又は第15条第1項の許可を受けて広告物等を表示し、又は設置する者は、許可の期間が満了したとき、又は第20条第3項の規定により許可が取り消されたときは、10日以内に当該広告物等を除却しなければならない。第13条に規定する広告物等について、同条第1項又は第2項の期間が経過した場合においても、また同様とする。

2 第12条第1項第3号、第2項又は第3項の規定により広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等がその目的を失ったときは、遅滞なく、これを除却しなければならない。

3 第1項の規定による除却を完了した者は、その旨を5日以内に市長に届け出なければならない。

(勧告及び公表)

第19条 市長は、第4条から第7条まで、第12条、第14条から第16条まで若しくは前条の規定又は第7条第1項、第10条第1項、第12条第5項若しくは第15条第1項の許可に付し、若しくは第7条第7項（第10条第2項及び第12条第6項において準用する場合を含む。）の許可の期間の更新に付した条件に違反する広告物等については、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者に対し、その表示若しくは設置の停止を勧告し、又は5日以上の期限を定め、その除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（違反に対する措置）

第20条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、同条第2項の規定によりその勧告に従わなかった旨及びその勧告の内容を公表された後において、なお、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、法第7条第2項の規定により広告物を掲出する物件を除却する場合においては、10日以上を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

3 市長は、第7条第1項、第10条第1項、第12条第5項又は第15条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第7条第6項（第10条第2項、第12条第6項（第15条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条第2項並びに第7条第7項（第10条第

2 項及び第 12 条第 6 項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。

- (2) 第 15 条第 1 項の規定に違反したとき。
- (3) 第 1 項の規定による命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第 21 条 法第 8 条第 2 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時
- (3) 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため市長が必要と認める事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第 22 条 法第 8 条第 2 項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 保管を始めた日から起算して 2 週間（法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については、2 日間）、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 法第 8 条第 3 項第 2 号に規定する広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができない場合にあっては、その公示の要旨の市公報への掲載その他これに類する方法により公示すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管広告物等一覧簿を規則で定めるところにより閲覧に供するものとする。

(広告物等の価額の評価の方法)

第 23 条 法第 8 条第 3 項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第24条 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物等その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

第25条 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、当該広告物等の名称又は種類、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示するものとする。

2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に当該広告物等の名称又は種類、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知するものとする。

3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第26条 次の各号に掲げる期間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第8条第3項第1号の条例で定める期間 2日
- (2) 法第8条第3項第2号の条例で定める期間 3月
- (3) 法第8条第3項第3号の条例で定める期間 2週間

(広告物等を返還する場合の手續)

第27条 市長は、保管した広告物等を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させるものとする。

(報告等の徴収及び立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置し、若しくはこれを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第29条 広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(管理者の設置)

第30条 第7条第1項、第10条第1項、第12条第5項及び第15条第1項の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、これを管理する者を置かなければならない。ただし、貼紙その他の規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 規則で定める基準を超える広告物等については、前項の管理する者は、登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者でなければならない。

(管理者の届出)

第31条 広告物等を表示し、又は設置する者は、前条第1項の規定によりこれを管理する者を置いたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。広告物等を管理する者を変更したとき、又は広告物等を管理する者の氏名若しくは住所に変更があったときも、また同様とする。

第3章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第32条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の

登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第33条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書により市長に申請しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- (3) 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員
の氏名）
- (5) 第40条第1項に規定する業務主任者の氏名及びその業務主任者が営業を行う営業所の名称

- 2 前項の申請書には、登録申請者が第35条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第34条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 登録年月日及び登録番号
- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第35条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書

若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第43条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第32条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第43条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第43条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（第8号において「暴力団員等」という。）
- (6) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 第40条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第36条 屋外広告業者は、第33条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第1項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第37条 市長は、屋外広告業者登録簿を規則で定めるところにより閲覧に供するものとする。

(廃業等の届出)

第38条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 市内における屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(講習会)

第39条 市長は、規則で定めるところにより、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

2 前項の講習会は、次に掲げる科目について行うものとする。

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

(業務主任者の設置)

第40条 屋外広告業者は、第33条第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任しなければならない。

- (1) 登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
- (3) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1

項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の行う広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条の準則訓練（広告美術科に係るものに限る。）を修了した者、同法第28条第1項の免許（広告美術科に係るものに限る。）を受けた者又は同法第44条第1項の技能検定（広告美術仕上げに係るものに限る。）に合格した者

(5) 市長が、規則で定めるところにより前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、この条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定に違反することがないように、当該営業所において屋外広告業に従事する者を監督しなければならない。

（標識の掲示）

第41条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第33条第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第42条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第33条第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

（登録の取消し等）

第43条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

(2) 第35条第1項第2号又は第4号から第9号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第36条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第35条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(報告及び検査)

第44条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 雑則

(都市計画審議会の意見聴取等)

第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都市計画審議会の意見を聴かななければならない。

(1) 第6条第1項第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第10号の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。

(2) 第7条第4項(第12条第6項(第15条第2項において準用する場合を含む。))及び第15条第2項において準用する場合を含む。))及び第12条第7項の基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき(第8条第1項若しくは第5項又は第9条第1項若しくは第2項の規定により、第7条第4項の基準を変更しようとする場合を除く。))。

(3) 第10条第1項の許可をし、又は同項の許可に係る同条第2項において準用する第7条第3項第4号に掲げる事項の変更について、第15条第1項の許可をしようとするとき。

(手数料)

第46条 第7条第1項、第10条第1項、第12条第5項若しくは第15条第1項の許可の申請又は第7条第7項(第10条第2項及び第12条第6項において準用する場合を含む。))の許可の期間の更新の申請をしようとする者は、別表第2に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を経た政治団体が貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、前項の

規定は、適用しない。

- 3 第32条第1項の規定による登録又は同条第3項の規定による更新の登録を受けようとする者は、1万円の手数料を前納しなければならない。
- 4 第39条第1項の規定により市長が行う講習会の講習を受けようとする者は、1科目につき1,000円の手数料を前納しなければならない。
- 5 既に納付した手数料は、還付しない。
- 6 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、第10条第1項の許可の申請に係る手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第32条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第32条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第43条第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第49条 第20条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条から第7条までの規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第15条の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者
- (3) 第18条第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者
- (4) 第28条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (5) 第36条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第40条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者
- (7) 第44条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第51条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第38条第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第41条の規定による標識を掲げない者
- (3) 第42条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、山梨県屋外広告物条例（平成3年山梨県条例第35号。以下「県条例」という。）の規定により行った許可等の処分その他の行為又は県条例の規定に基づき行っている申請、届出その他の行為で、施行日以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の相当規定により行ったものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に県条例の規定に基づき適法に表示され、又は設置されている広告物等で、この条例の規定に適合しないこととなるものについては、施行日から3年間は、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした県条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお県条例の例による。

別表第1（第6条関係）

第6条第1項第3号、第5号及び第8号に規定する地域に該当する地域を除く黒平町、御岳町、高町、高成町、竹日向町、草鹿沢町、塔岩町、梯町及び古関町の地域
--

別表第2（第46条関係）

広告物等の種類	手数料の額
貼紙	100枚までごとに 470円
貼札等	10枚までごとに 600円

立看板等	5枚までごとに 1,290円
アーチ	1基につき 2,680円
車両、船舶等に表示し、又は設置するもの	1平方メートルまでごとに 220円
電柱、街灯柱その他これらに類するものに表示し、又は設置するもの	5個までごとに 1,250円
横断幕又は懸垂幕	1平方メートルまでごとに 400円
アドバルーン	1基につき 1,710円
のぼり、旗その他これらに類するもの	5本までごとに 1,000円
その他の広告物等	1平方メートルまでごとに 400円

備考

- 1 広告物等が照明装置付きのものである場合は、当該手数料の額の2割に相当する額を当該手数料に加算する。
- 2 その他の広告物等において1年（堅牢な広告物等にあつては2年）を超える期間、広告物等を表示し、又は設置しようとする場合は、当該手数料の額の5割に相当する額を当該手数料に加算する。
- 3 備考1及び2のいずれにも該当する場合は、これらの規定にかかわらず、当該手数料の額の8割に相当する額を当該手数料に加算する。

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第60号

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 動物の適正な飼養等（第6条～第10条）
- 第3章 犬及び猫の多頭飼養（第11条～第14条）
- 第4章 犬及び猫の引取り、譲渡等（第15条～第18条）
- 第5章 緊急時の措置等（第19条～第21条）
- 第6章 雑則（第22条）
- 第7章 罰則（第23条～第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物の愛護の意識の高揚並びに動物の健康及び安全の保持を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物が調和しつつ共生する社会づくりに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類^はに属する動物をいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は保管するため動物を占有する場合には、その占有者）をいう。

(3) 飼養施設 動物を飼養し、又は保管するための施設をいう。

(市の責務)

第3条 市は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及びこの条例の目的を達成するため、動物の愛護及び管理に関する知識の普及啓発その他必要な施策を実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、命あるものである動物の愛護に努めるとともに、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第5条 飼い主は、動物の生態、習性及び生理を理解してその健康及び安全を保持し、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、並びに周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないようにするため、その責任を自覚して飼養し、又は保管するよう努めなければならない。

2 飼い主は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物の終生飼養に努め、やむを得ず動物の飼養が困難となった場合は、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼養等

(飼い主の遵守事項)

第6条 飼い主は、動物を適正に飼養し、及び保管するために次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物に餌及び水を適正に与えること。
- (2) 疾病及びけがの予防等動物の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した動物については、速やかに適切な措置を講ずること。
- (3) 動物の数は、適正に飼養し、又は保管することが可能な範囲を超えることがないようにすること。
- (4) 動物を遺棄しないこと。
- (5) 動物の生態、習性及び生理を考慮した構造の飼養施設を設けること。
- (6) 動物のふん尿その他の汚物、毛等を適正に処理し、飼養施設及びその周囲を常に清潔に保つこと。
- (7) 動物が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を汚損し、又は毀損

しないよう必要な措置を講ずること。

- (8) 動物の鳴き声等による騒音を防止する等周辺の生活環境を保全するために必要な措置を講ずること。
- (9) 動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるとともに、逸走した場合には、速やかに収容すること。
- (10) 地震、火災等の災害の場合において、動物の安全を図るために必要な措置を定めておくこと。

(犬の飼い主の遵守事項)

第7条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項を遵守するほか、犬の種類、健康状態等に応じて適当な運動をさせなければならない。

- 2 犬の飼い主は、住居の出入口等の見やすい場所に、犬を飼養し、又は保管している旨を表示しておかなければならない。
- 3 犬の飼い主は、飼い犬を公共の場所等に連れ出すときは、ふんを回収するための容器等を携行し、飼い犬がふんをしたときは、直ちに回収し、これを持ち帰り、適切に処理しなければならない。

(犬の係留義務)

第8条 犬の飼い主は、常に、飼養し、又は保管する犬の係留（丈夫な綱、鎖等で固定的な工作物等につなぐことをいう。以下同じ。）をしておかなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) おり、囲い等の障壁の中で飼養し、又は保管するとき。
- (2) 警察犬、狩猟犬、身体障害者補助犬等としてその目的のために使用するとき。
- (3) 展覧会、競技会、サーカス等の催しで使用するとき。
- (4) 人の生命、身体若しくは財産に害を加えるおそれのない場所又は方法で、訓練し、移動し、又は運動させるとき。

(猫の飼い主の遵守事項)

第9条 猫の飼い主は、第6条各号に掲げる事項を遵守するほか、不慮の事故等を防止するため、周辺の環境に応じて屋内において飼養し、又は保管するよう努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第10条 市長は、法第38条第1項の規定により、動物愛護推進員を委嘱するものとする。

第3章 犬及び猫の多頭飼養

(多頭飼養者の遵守事項)

第11条 犬又は猫の飼い主（法第12条第1項第3号の第一種動物取扱業者、法第24条の3第1項の第二種動物取扱業者その他規則で定める者を除く。）で、その飼養施設の所在地のいずれかにおいて、その飼養する犬（生後91日未満のものを除く。次条第1項第3号において同じ。）の数若しくは猫（生後91日未満のものを除く。次条第1項第3号において同じ。）の数又はこれらの数を合算した数（以下この章において「飼養数」という。）が10に達したもの（以下この章において「多頭飼養者」という。）は、第6条から第9条までに規定する事項を遵守するほか、適正に飼養することができる環境における終生飼養又は適正に飼養することができる者に対する譲渡が可能と見込まれる場合を除き、飼養する犬及び猫の数の増加を抑制するため繁殖を制限しなければならない。

(多頭飼養の届出)

第12条 多頭飼養者は、飼養数が10に達した日から30日以内に、その飼養数が10に達した飼養施設の所在地ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 飼養施設の所在地
- (3) 犬及び猫の数
- (4) 飼養の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、飼養施設の配置図を添付しなければならない。

(変更の届出)

第13条 前条第1項の規定による届出をした者は、同項第1号、第3号（数の増加の場合に限る。）、第4号及び第5号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、同項第3号に掲げる事項の変更で規則で定める軽微なものについては、この限りでない。

2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る飼養施設の所在地に

おける飼養を廃止したとき、又は当該届出に係る飼養数が10未満となったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(助言又は指導)

第14条 市長は、多頭飼養者の飼養する犬及び猫の健康と安全を保持し、又は周辺の生活環境の保全を図るために必要な限度において、当該多頭飼養者に対し、当該犬及び猫の飼養施設の構造及び飼養の方法について必要な助言又は指導を行うことができる。

第4章 犬及び猫の引取り、譲渡等

(犬及び猫の引取り)

第15条 市長は、法第35条第1項の規定により所有者から犬又は猫を引き取る場合には、継続して飼養することができない理由について、その所有者に確認することができる。

2 市長は、法第35条第2項の規定による引き取るべき場所の指定のほか、日時その他必要な事項を指示することができる。

3 前2項の規定は、法第35条第3項に規定する引取りを求められた場合について準用する。この場合において、第1項中「継続して飼養することができない理由」とあるのは、「引取りを求める理由」と読み替えるものとする。

4 市長は、所有者の判明しない犬又は猫を引き取ったときは、規則で定めるところによりその旨を2日間公示するものとし、公示期間満了後1日以内にその犬又は猫を引き取る者がいないときは、これを処分することができる。ただし、その所有者からやむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があったときは、その期間が経過するまでは、処分することができない。

(係留をされていない犬等の抑留)

第16条 市長は、第8条の規定に違反して係留をされていない犬又は飼い主のいない犬(以下この条において「非係留犬等」という。)を捕獲し、及び抑留することができる。

2 市長は、前項の規定により非係留犬等を捕獲したときは、所有者が判明したものについてはその所有者に引き取るべき旨を通知し、所有者が判明しないものについては規則で定めるところによりその旨を2日間公示するものとする。

3 市長は、所有者が前項の通知を受け取った後1日以内にその非係留犬等を引き取らないとき、又は前項の公示期間満了後1日以内にその非係留犬等を引き取る者がいないときは、これを処分することができる。ただし、その所有者からやむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があったときは、その期間が経過するまでは、処分することができない。

4 市長は、非係留犬等を通常の方法により捕獲することが困難であると認めるときは、区域及び期間を定めて、薬物を使用して捕獲することができる。この場合において、当該区域及びその近傍の住民に対し、あらかじめ、非係留犬等の捕獲のために薬物を使用する旨を周知しなければならない。

5 前項の規定による捕獲の方法及び周知の方法は、規則で定める。

(負傷動物の措置)

第17条 前条第2項及び第3項の規定は、法第36条第2項の規定により収容した犬、猫等の動物のうち、治療したものについて準用する。この場合において、前条第2項中「2日間」とあるのは、「4日間」と読み替えるものとする。

(譲渡)

第18条 市長は、動物の適正な飼養の普及のため、法第35条第1項又は第3項の規定により引き取った犬又は猫、第16条第1項の規定により抑留した犬及び法第36条第2項の規定により収容した犬、猫等の動物のうち、治療したものを、適正に飼養することができる者と認める者に譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を希望する者は、あらかじめ、動物の適正な飼養に関し市長が行う講習を受けなければならない。

第5章 緊急時の措置等

(事故発生時の措置)

第19条 犬の飼い主は、当該犬が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置を講ずるとともに、その事故及びこれらの措置について市長に届け出なければならない。

2 犬にかまれた者は、規則で定める職員にその旨を通報するよう努めなければならない。

(措置命令)

第20条 市長は、飼養され、又は保管されている犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたとき、若しくは害を加えるおそれがあると認めるとき、又は第8条に規定する係留が適正に行われていないと認めるときは、当該犬の飼い主に対し、必要な限度において次に掲げる措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 犬に口輪を装着すること。
- (2) 犬の係留をしている綱、鎖等を強固なものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犬による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止するために必要な措置
(立入調査等)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、犬の飼い主その他の関係者から必要な事項の報告を求め、又はその職員に、犬が飼養され、若しくは保管されている土地その他関係のある場所に立ち入り、飼養の状況等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第23条 第20条の規定による命令に違反した者は、3月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の規定に違反した者
- (2) 第19条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第21条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し虚偽の陳述をした者

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、

その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第26条 第12条第1項又は第13条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に効力を有する山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成14年山梨県条例第41号。以下「県条例」という。）の規定により山梨県知事が行った処分その他の行為又は現に県条例の規定により山梨県知事に対して行っている申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、この条例の施行の日以後においては、この条例の相当規定により市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行った申請等とみなす。

(甲府市環境保全条例の一部改正)

3 甲府市環境保全条例（平成22年6月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第61号

甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(登録)

第3条 本市の区域内において、浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、その有効期間の満了の日前30日までに申請し、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、第3項の更新の登録がなされたときは、当該更新の登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 本市の区域を営業区域とする営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が置かれる営業所の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が第6条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 第10条第3項に規定する器具の明細を記載した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類
（登録の実施等）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

（登録の拒否）

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなった日から2年を経過しない者

- (2) 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第14条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等である者
- (6) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 第10条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

（廃業等の届出）

第8条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清

算人

(5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

(登録の抹消)

第9条 市長は、前条の規定による届出があった場合（同条の規定による届出がなく同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を前条の届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であった者に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

第10条 浄化槽保守点検業者は、山梨県内に営業所を設置しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、適正な浄化槽の保守点検を行うに足りる相当な数の浄化槽管理士を置かなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触することとなったときは、2週間以内に、これらの規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

(業務の実施等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽について清掃が必要であると認めるときは、速やかに、その旨を当該浄化槽の管理者（当該浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあっては、委託を受けている浄化槽清掃業者を含む。）に通知しなければならない。

(標識の掲示)

第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごと

に、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第13条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第14条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、甲府市行政手続条例（平成9年3月条例第5号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を当該浄化槽保守点検業者に通知しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関

係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第16条 第3条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者は、その申請の際、手数料として3万100円を納付しなければならない。

2 既に納付した手数料は、還付しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第14条第1項の規定による命令に違反した者

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第4項の規定に違反して措置をとらなかった者
- (2) 第11条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (3) 第13条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (4) 第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第15条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年山梨県条例第16号。以下「県条例」という。）の規定によ

り山梨県知事が行った処分その他の行為又は現に県条例の規定により山梨県知事に対して行っている申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）で、本市の区域内において浄化槽保守点検業を営み、又は営もうとする者に係るものは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては、この条例の相当規定により市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行った申請等とみなす。

- 3 施行日から起算して2年を経過するまでの間は、第6条第1項第1号中「又はこの条例」とあるのは、「、山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年山梨県条例第16号）若しくは同条例に基づく処分又はこの条例」とする。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第62号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中20の2の項を削り、20の項を20の2の項とし、19の項を20の項とし、18の項の次に次のように加える。

19	社会福祉審議会	委員長、専門分科会の会長及び審査部会の会長	日額 8,900円
		委員及び臨時委員	日額 8,200円

別表の20の5の項中「子ども・子育て会議」を「保健所運営協議会」に改め、同項の次に次のように加える。

20の6	感染症診査協議会	委員長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円
20の7	小児慢性特定疾病審査会	会長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第63号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成12年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削る。

別表第25号から第29号までを次のように改める。

(25) から(29) まで 削除	
-------------------	--

別表第29号の7の次に次のように加える。

(29) の 8 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	1件につき 3,000円
(29) の 9 使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	1件につき 3,000円
(29) の 10 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	1件につき 3,000円
(29) の 11 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	1件につき 3,000円
(29) の 12 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	1件につき 78,000円

(29) の 1 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 6 0 条第 2 項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	1 件につき 7 0, 0 0 0 円
(29) の 1 4 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 6 7 条第 1 項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	1 件につき 8 4, 0 0 0 円
(29) の 1 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 6 7 条第 2 項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	1 件につき 7 7, 0 0 0 円
(29) の 1 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 7 0 条第 1 項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1 件につき 6 7, 0 0 0 円

別表第 3 4 号を次のように改める。

(34) 削除	
---------	--

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第64号

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年6月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第30条を次のように改める。

（許可申請等手数料）

第30条 別表第3の左欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、それぞれ同表の中欄に定める名称の手数料として同表の右欄に定める額を納付しなければならない。

2 既に納付した手数料は、還付しない。

3 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第30条関係）

事務	手数料の名称	手数料の金額
(1) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 5,000円
(2) 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物	一般廃棄物収集運搬業更新許可申請手数料	1件につき 5,000円

収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	料	
(3) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 5,000円
(4) 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業更新許可申請手数料	1件につき 5,000円
(5) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1件につき 5,000円
(6) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	1件につき 5,000円
(7) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可証又は変更許可証の再交付	再交付申請手数料	1件につき 3,000円
(8) 法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	ア 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料（法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの）	1件につき 130,000円

	イ 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料（その他の一般廃棄物処理施設に係るもの）	1件につき 110,000円
(9) 法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	ア 一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料（法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの）	1件につき 120,000円
	イ 一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料（その他の一般廃棄物処理施設に係るもの）	1件につき 100,000円
(10) 法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定の申請に対する審査	一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき 33,000円
(11) 法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	一般廃棄物熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 20,000円
(12) 法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	1件につき 94,000円

(13) 法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料	1件につき 94,000円
(14) 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る基準適合認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る基準適合認定申請手数料	1件につき 147,000円
(15) 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理についての認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理についての認定に係る事項の変更認定申請手数料	1件につき 134,000円
(16) 法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 81,000円
(17) 法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 73,000円
(18) 法第14条第6項の	産業廃棄物処分業許	1件につき 100,000円

規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	可申請手数料	円
(19) 法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 94,000円
(20) 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	1件につき 71,000円
(21) 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	1件につき 92,000円
(22) 法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 81,000円
(23) 法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 74,000円
(24) 法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 100,000円

の許可の申請に対する 審査		
(25) 法第14条の4第7 項の規定に基づく特別 管理産業廃棄物処分業 の許可の更新の申請に 対する審査	特別管理産業廃棄物 処分業許可更新申請 手数料	1件につき 95,000円
(26) 法第14条の5第1 項の規定に基づく特別 管理産業廃棄物収集運 搬業の事業の範囲の変 更の許可の申請に対す る審査	特別管理産業廃棄物 収集運搬業変更許可 申請手数料	1件につき 72,000円
(27) 法第14条の5第1 項の規定に基づく特別 管理産業廃棄物処分業 の事業の範囲の変更の 許可の申請に対する審 査	特別管理産業廃棄物 処分業変更許可申請 手数料	1件につき 95,000円
(28) 法第15条第1項の 規定に基づく産業廃棄 物処理施設の設置の許 可の申請に対する審査	ア 産業廃棄物処理 施設設置許可申請 手数料（法第15 条第4項に規定す る産業廃棄物処理 施設に係るもの）	1件につき 140,000 円
	イ 産業廃棄物処理 施設設置許可申請 手数料（その他の 産業廃棄物処理施 設に係るもの）	1件につき 120,000 円

(29) 法第15条の2の6 第1項の規定に基づく 産業廃棄物処理施設の 設置の許可に係る事項 の変更の許可の申請に 対する審査	ア 産業廃棄物処理 施設変更許可申請 手数料（法第15 条第4項に規定す る産業廃棄物処理 施設に係るもの）	1件につき 130,000 円
	イ 産業廃棄物処理 施設変更許可申請 手数料（その他の 産業廃棄物処理施 設に係るもの）	1件につき 110,000 円
(30) 法第15条の3の3 第1項の規定に基づく 熱回収施設の設置者の 認定の申請に対する審 査	産業廃棄物熱回収施 設設置者認定申請手 数料	1件につき 33,000円
(31) 法第15条の3の3 第2項の規定に基づく 熱回収施設の設置者の 認定の更新の申請に対 する審査	産業廃棄物熱回収施 設設置者認定更新申 請手数料	1件につき 20,000円
(32) 法第15条の4にお いて準用する法第9条 の5第1項の規定に基 づく産業廃棄物処理施 設の譲受け又は借受け の許可の申請に対する 審査	産業廃棄物処理施設 譲受け等許可申請手 数料	1件につき 94,000円
(33) 法第15条の4にお いて準用する法第9条	産業廃棄物処理施設 設置者合併等認可申	1件につき 94,000円

の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	請手数料	
(34) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき 5,000円
(35) 浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可に係る許可証の再交付	浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	1件につき 3,000円
(36) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者の使用に係る運搬容器の検査	運搬容器検査手数料	1容器につき 200円
(37) 浄化槽清掃業の許可を受けている者の使用に係る清掃器具の検査	清掃器具検査手数料	1件につき 600円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第65号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第66号

甲府市職員給与条例及び甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「宿日直勤務を」を「宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を」に、「4,200円」を「4,400円」に、「2万円」を「2万1,000円」に、「5,100円」を「5,300円」に、「6,300円」を「6,600円」に、「3万円」を「3万1,500円」に、「7,650円」を「7,950円」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「宿日直勤務を」を「ものを」に、「2万1,000円」を「2万2,000円」に改める。

第48条の4第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

第49条の2第1項中「30万8,300円」を「30万8,600円」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	

32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		

68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			

104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第4（第9条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
29	343,200	412,900	465,800	528,200	

30	345,300	415,000	468,100	530,000
31	347,500	417,000	470,400	531,800
32	349,900	419,100	472,600	533,600
33	352,100	421,000	474,600	535,200
34	354,500	422,800	476,700	537,000
35	356,700	424,600	478,800	538,700
36	359,200	426,600	480,900	540,500
37	361,400	428,500	483,000	542,100
38	363,800	430,500	484,800	543,700
39	366,200	432,400	486,600	545,100
40	368,400	434,400	488,400	546,700
41	370,700	436,200	490,100	548,200
42	372,100	438,000	491,900	549,600
43	373,600	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600

	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500
32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	

33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500
34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800
35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100
36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300
37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400
38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600
39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700
40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800
41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600
42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200	

69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	
92		290,900	327,600	348,300	
93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	
98		292,700	329,300	350,300	
99		292,900	329,600	350,700	
100		293,200	329,900	351,100	
101		293,500	330,100	351,600	
102		293,700	330,400	352,000	
103		293,900	330,800	352,400	
104		294,200	331,000	352,800	

	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400			
	107			331,800			
	108			332,000			
	109			332,200			
	110			332,600			
	111			333,000			
	112			333,400			
	113			333,600			
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,500
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400	

33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100
34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700
35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100
36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500
37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	

69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		

105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		

141	302,100	333,200						
142	302,500	333,600						
143	302,900	333,900						
144	303,200	334,300						
145	303,400	334,600						
146	303,600	335,000						
147	303,900	335,400						
148	304,300	335,800						
149	304,500	336,100						
150	304,700	336,500						
151	305,000	336,900						
152	305,300	337,300						
153	305,700	337,600						
154	305,900							
155	306,100							
156	306,400							
157	306,700							
158	307,000							
159	307,300							
160	307,600							
161	308,000							
162	308,300							
163	308,600							
164	308,900							
165	309,300							
166	309,600							
167	309,900							
168	310,200							
169	310,600							
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600	

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 甲府市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「前条第1号に該当する扶養親族（第23条第2項において「扶養親族たる配偶者」という。）については、1万円、前条」を「前条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同条」に改め、「、同条第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条及び第23条第2項において「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」を削る。

第22条中「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同条第3号及び第4号を削る。

第23条第2項中「又は扶養手当を受けている職員について前条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」を「においては、その」に、「（これらの」を「（その」に改め、「扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る」を削る。

第48条第2項中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、「6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」を「100分の110）」に、「額）」を「額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第48条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

(甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「373,000」を「374,000」に、「421,000」を「422,000」に、「471,000」を「472,000」に、「532,000」を「533,000」に改める。

第9条第2項及び第3項中「100分の165」を「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の170」に改める。

第4条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に、「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第30条第1項及び第2項並びに第49条の2第1項並びに別表第3及び別表第4の規定並びに第3条の規定による改正後の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第48条の4第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第

9 条第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 3 0 年 1 2 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の甲府市職員給与条例又は第 3 条の規定による改正前の甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第67号

特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例（昭和51年7月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の225」を「100分の230」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の220」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものゝ期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第68号

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第24条中「4, 200円」を「4, 400円」に、「6, 300円」を「6, 600円」に、「2万1, 000円」を「2万2, 000円」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

高等学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	157,900	202,300	262,400	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	264,900	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	267,200	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	269,500	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	272,000	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	274,400	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	276,600	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	278,800	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	281,000	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	283,300	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	285,700	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	287,900	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	290,300	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	292,400	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	294,300	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	296,300	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	298,400	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	300,900	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	303,400	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	306,100	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	308,300	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	310,900	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	313,200	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	315,900	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	318,500	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	320,800	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	323,200	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	325,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	327,600	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	329,600	386,900	466,800
31	214,800	266,600	331,800	388,800	468,100	

32	216,500	268,800	334,000	390,800	469,400
33	218,000	270,900	335,800	392,500	470,600
34	219,800	273,100	337,900	394,200	471,300
35	221,600	275,300	340,000	395,800	472,000
36	223,400	277,300	342,000	397,600	472,700
37	224,900	279,600	344,100	398,800	473,300
38	226,700	281,600	346,200	400,300	
39	228,500	283,500	348,400	401,700	
40	230,300	285,500	350,500	403,100	
41	232,000	287,300	352,400	404,800	
42	233,700	289,700	354,500	406,200	
43	235,300	292,000	356,400	407,500	
44	236,900	294,500	358,500	409,000	
45	238,300	296,500	360,300	410,600	
46	239,700	299,000	362,300	411,900	
47	241,000	301,300	364,200	413,400	
48	242,200	304,000	366,200	415,000	
49	243,600	306,400	367,800	416,700	
50	245,100	308,800	369,600	418,100	
51	246,300	311,300	371,500	419,700	
52	247,800	313,600	373,500	421,200	
53	249,000	315,800	375,300	422,900	
54	250,200	318,000	377,100	424,400	
55	251,600	320,100	378,900	426,000	
56	252,700	322,300	380,600	427,600	
57	254,000	324,200	382,100	429,100	
58	255,100	326,300	383,700	430,600	
59	256,200	328,400	385,400	431,800	
60	257,400	330,400	387,100	433,000	
61	258,700	332,500	388,300	434,200	
62	259,800	334,600	389,700	435,500	
63	261,200	336,800	391,100	436,800	
64	262,300	339,000	392,400	438,000	
65	263,600	340,700	393,800	439,200	
66	265,100	342,900	395,000	440,400	
67	266,600	344,900	396,400	441,600	

68	268,300	347,100	397,800	442,800
69	269,700	348,900	399,100	444,000
70	271,100	350,800	400,400	445,200
71	272,500	352,800	401,800	446,400
72	273,900	354,800	403,100	447,600
73	275,000	356,400	404,400	448,700
74	276,400	358,300	405,800	449,300
75	277,800	360,100	407,200	449,800
76	279,000	362,000	408,500	450,300
77	280,200	363,800	409,700	450,800
78	281,400	365,500	410,900	
79	282,600	367,200	412,200	
80	283,800	368,800	413,600	
81	284,900	370,300	414,900	
82	286,100	371,800	416,100	
83	287,300	373,300	417,100	
84	288,500	374,700	418,300	
85	289,500	375,800	419,500	
86	290,600	377,200	420,700	
87	291,600	378,600	421,900	
88	292,800	379,900	422,900	
89	293,900	381,200	424,000	
90	295,000	382,500	425,000	
91	296,200	383,700	426,000	
92	297,400	385,000	427,000	
93	297,900	386,300	427,900	
94	298,900	387,400	428,700	
95	300,000	388,700	429,500	
96	301,200	389,900	430,300	
97	302,200	391,300	431,100	
98	303,300	392,300	431,500	
99	304,300	393,400	431,900	
100	305,400	394,400	432,300	
101	306,300	395,300	432,700	
102	307,400	396,300	433,000	
103	308,500	397,400	433,300	

104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	
111	314,300	404,400	
112	314,800	405,200	
113	315,400	405,800	
114	315,800	406,500	
115	316,300	407,200	
116	316,800	407,900	
117	317,400	408,500	
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	
137	324,500	414,200	
138	324,700	414,500	
139	325,000	414,800	

	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
	149	327,500				
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用 職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- 1 この表は、高等学校に勤務する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

商科専門学校教育職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	181,200	216,000	275,300	345,800	477,000
	2	183,700	218,100	278,300	348,800	479,200
	3	186,300	220,100	281,100	351,900	481,400
	4	189,000	222,200	283,900	355,200	483,500
	5	191,700	224,100	286,700	358,000	485,400
	6	194,500	226,100	289,300	360,100	487,300
	7	197,300	228,200	291,600	362,400	489,200
	8	200,200	230,200	294,000	365,000	491,100
	9	203,100	232,400	296,400	367,300	493,100
	10	206,100	234,800	299,000	369,500	495,100
	11	209,000	237,200	301,400	371,800	497,000
	12	211,900	239,600	304,000	373,900	498,900
	13	214,600	241,600	306,200	375,900	500,600
	14	216,300	243,900	308,200	378,400	502,400
	15	218,100	246,200	310,300	380,900	504,200
	16	219,800	248,500	312,200	383,300	506,100
	17	221,500	250,700	314,600	385,200	507,800
	18	223,200	253,800	317,200	387,500	509,500
	19	225,000	256,900	319,600	389,800	511,300
	20	226,600	260,000	322,000	392,100	513,200
	21	228,500	262,800	324,400	394,500	514,800
	22	230,400	265,800	327,300	397,000	516,400
	23	232,400	268,700	330,000	399,700	518,000
	24	234,400	271,600	333,100	402,300	519,500
	25	236,000	274,400	335,800	404,600	521,000
	26	238,000	277,000	338,600	407,100	522,400
	27	239,900	279,500	341,300	409,400	523,800
	28	241,900	282,200	344,200	411,900	525,100
	29	243,600	285,000	347,000	413,700	526,200
	30	245,500	287,200	349,500	416,200	527,200
31	247,500	289,200	352,100	418,500	528,200	

32	249,500	291,400	354,500	420,900	529,200
33	251,300	293,300	356,900	422,500	530,000
34	253,300	295,400	359,100	424,800	530,800
35	255,200	297,600	361,400	427,000	531,700
36	257,100	299,600	363,500	429,300	532,600
37	258,500	301,600	365,500	431,300	533,400
38	260,200	303,500	367,600	433,500	534,300
39	261,700	305,200	369,800	435,800	534,900
40	263,300	307,000	372,000	438,100	535,400
41	264,900	308,700	374,200	440,500	536,000
42	266,100	310,900	376,200	442,700	536,700
43	267,000	313,000	378,300	445,100	537,400
44	268,100	315,400	380,400	447,500	537,900
45	269,000	317,400	381,900	449,600	538,400
46	269,900	319,500	383,900	451,600	539,100
47	270,700	321,700	385,700	453,700	539,700
48	271,500	324,200	387,700	455,900	540,300
49	272,400	326,500	388,600	458,100	540,800
50	273,100	328,900	390,400	460,200	
51	273,800	331,200	392,000	462,500	
52	274,600	333,300	393,800	464,700	
53	275,500	335,500	394,800	466,500	
54	276,300	337,500	396,400	468,100	
55	277,200	339,400	397,900	469,800	
56	278,100	341,200	399,600	471,600	
57	278,900	342,900	400,900	473,000	
58	280,200	344,800	402,600	474,100	
59	281,300	346,500	404,200	475,200	
60	282,700	348,500	405,800	476,300	
61	283,800	350,300	407,100	477,400	
62	285,200	352,100	408,700	478,500	
63	286,500	354,000	410,200	479,600	
64	287,700	355,800	411,800	480,700	
65	288,800	357,500	413,200	481,700	
66	290,100	359,400	414,200	482,800	
67	291,400	361,100	415,200	483,800	

68	292,700	362,900	416,100	484,900
69	293,800	364,400	417,100	485,800
70	294,700	366,100	418,100	486,800
71	295,700	367,800	419,200	487,800
72	296,700	369,500	420,100	488,900
73	297,800	370,800	420,800	489,800
74	298,800	372,400	421,600	490,800
75	299,900	373,800	422,600	491,800
76	301,000	375,400	423,600	492,800
77	301,700	377,000	424,600	493,700
78	302,600	378,700	425,600	494,500
79	303,400	380,300	426,600	495,400
80	304,300	381,900	427,500	496,300
81	305,000	383,400	428,200	497,100
82	305,900	384,900	429,100	497,900
83	306,800	386,400	430,000	498,700
84	307,700	388,000	430,800	499,500
85	308,100	389,000	431,700	500,000
86	308,800	390,300	432,500	500,700
87	309,500	391,700	433,300	501,500
88	310,400	393,000	434,200	502,300
89	311,300	394,400	434,900	503,000
90	312,100	395,500	435,400	503,800
91	312,900	396,600	436,000	504,400
92	313,600	397,800	436,400	504,800
93	314,300	398,600	436,900	505,300
94	315,000	399,700	437,400	505,900
95	315,700	400,800	437,800	506,400
96	316,400	401,800	438,200	506,900
97	316,800	402,700	438,400	507,300
98	317,200	403,700	438,800	
99	317,600	404,700	439,100	
100	318,000	405,600	439,400	
101	318,300	406,400	439,700	
102	318,700	407,400	440,000	
103	319,000	408,400	440,300	

104	319,400	409,400	440,600
105	319,900	410,000	440,800
106	320,300	410,700	441,100
107	320,800	411,400	441,400
108	321,300	412,000	441,600
109	321,700	412,500	441,800
110	322,200	412,900	442,100
111	322,600	413,200	442,400
112	323,100	413,500	442,600
113	323,400	413,700	442,800
114	323,900	414,000	
115	324,300	414,300	
116	324,800	414,600	
117	325,100	414,800	
118	325,500	415,100	
119	326,000	415,400	
120	326,500	415,600	
121	326,700	415,800	
122	327,100	416,100	
123	327,600	416,400	
124	327,900	416,600	
125	328,100	416,800	
126	328,400		
127	328,900		
128	329,400		
129	329,600		
130	330,000		
131	330,500		
132	330,900		
133	331,100		
134	331,500		
135	332,000		
136	332,200		
137	332,500		
138	332,900		
139	333,300		

	140	333,700				
	141	334,200				
再任用 職員		247,700	293,300	310,700	375,600	469,000

備考 この表は、商科専門学校に勤務する職員に適用する。

第2条 甲府市学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「前項第1号に該当する扶養親族（第18条第3項において「扶養親族たる配偶者」という。）については、1万円、前項」を「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項」に改め、「、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる父母等」という。）については、1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」を削る。

第18条第1項中「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項中「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」を「においては、その」に、「（これらの」を「（その」に改め、「扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る」を削る。

第26条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の65」を「100分の72.5」に改め、「と、

「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を削る。

第27条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市学校職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第27条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の甲府市学校職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会への委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

規則

甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月20日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第23号

甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の5項を加える。

- 3 省令附則第35条第1項又は省令附則第40条第1項に規定する申請書は、介護保険高額介護サービス費等支給申請書とする。
- 4 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにこれを審査し、介護保険給付費（年間上限）支給（不支給）決定通知書（第12号様式の2）により、当該被保険者に通知するものとする。
- 5 省令附則第36条第1項又は省令附則第41条第1項に規定する申請書は、高額介護（予防）サービス費（年間上限）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（第12号様式の2の2）とする。
- 6 市長は、前項の申請書が提出されたときは、当該被保険者に対し、介護保険高額介護（予防）サービス費（年間上限）自己負担額証明書（第12号様式の2の3）を交付する。
- 7 省令附則第35条第4項又は省令附則第40条第4項の規定による通知は、介護保険高額介護（予防）サービス費（年間上限）計算結果連絡票（第12号様式の2の4）とする。

第23条の2を次のように改める。

（高額介護サービス費の負担限度額判定に係る申請）

第23条の2 省令附則第33条又は省令附則第38条に規定する申請書は、介護保険基準収入額適用申請書（第12号様式の2の5）とする。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにこれを審査し、基準収入額適用申請承認（不承認）決定通知書（第12号様式の2の6）により、当該被保険者に通知するものとする。

第12号様式中「上記のとおり高額介護（介護予防）サービス費」の次に「（年間上限を含む。）」を加える。

第12号様式の2を次のように改める。

第12号様式の2（第23条関係）

〒	様
---	---

年 月 日

甲 府 市 長



介護保険給付費（年間上限）支給（不支給）決定通知書

高額介護（予防）給付費等（年間上限）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号									
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

対象年度											
受付年月日						決定年月日					
利用者負担額	円										
給付の種類											

支給										
不支給・減額の理由										
支給決定額	円									

上記の支給決定額を、あなたの指定口座に振り込みます。
 （入金は、この決定から1か月くらいになりますので、ご了解ください）

問い合わせ先

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会(問い合わせ先)に審査請求することができます。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告(訴訟において市を代表する者は市長となります。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第12号様式の2の次に次の5様式を加える。

第12号様式の2の2（第23条関係）

高額介護（予防）サービス費（年間上限）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	年度																	
フリガナ																		
氏名	◎				生年月日	年	月	日	生	性別	個人番号	計算期間の始期及び終期	年	月	～	年	月	
介護保険資格情報																		
保険者番号	被保険者番号											保険者名称	加入期間					
192013												甲府市	年	月	日から	年	月	日まで
本人申請の場合記載不要												私は、左記の者にこの申請を委任します。 （家族の場合記載不要）						
代理申請者	住所：				電話番号：				氏名：				◎					
											申請に対する委任状	(本人自署の場合は押印不要)						
(あて先) 甲府市長																		
① 上記対象者について、高額介護（予防）サービス費（年間上限）の支給を申請します。 ② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。																		
振込口座 記入欄	銀行		金融機関コード		本店		店舗コード		種目		口座番号		フリガナ					
	信用金庫				支店				1. 普通預金 2. 当座預金 9. その他				口座名義人					
振込に 対する 委任状																		
私に支払われる高額介護（予防）サービス費（年間上限）等については、次の者にその受領にかかる権限を委任します。																		
○委任される者（口座名義人） 住所																		
氏名																		
◎																		
○委任する者（被保険者） 氏名																		
◎																		

第12号様式の2の4（第23条関係）

〒

介護保険高額介護（予防）サービス費（年間上限）計算結果連絡票

〈支給対象者情報〉

本市被保険者番号	
フリガナ	
氏名	
生年月日	

〈計算結果〉

貴市において支給いただく金額		円	
本市において支給する金額		円	
本市自己負担額	円	貴市自己負担額	円
自己負担額合計		円	

〈対象年度〉

対象年度		基準日	
対象となる計算期間(本市)		～	
対象となる計算期間(貴市)		～	

年 月 日
〒
甲府市長 印

【保険者連絡用】

(問い合わせ先)

第 1 2 号様式の 2 の 5 (第 2 3 条の 2 関係)

介護保険基準収入額適用申請書

代理申請者	本人申請の場合記載不要 住所： 電話番号： () 氏名： (本人との関係：)	委任状 被保険者 本人氏名 Ⓜ (本人自署の場合は押印不要)	私は、左記の者にこの申請を委任します。 (家族の場合記載不要)

1	フリガナ		被保険者番号										
	被保険者氏名	Ⓜ	個人番号										
	生年月日	年 月 日生	性別	男 ・ 女									
2	フリガナ		被保険者番号										
	被保険者氏名	Ⓜ	個人番号										
	生年月日	年 月 日生	性別	男 ・ 女									
3	フリガナ		被保険者番号										
	被保険者氏名	Ⓜ	個人番号										
	生年月日	年 月 日生	性別	男 ・ 女									
住所		〒											
		電話番号 ()											

氏名				
年中の収入	公的年金	円	円	円
	給与 (パート収入等を含む)	円	円	円
	() (年金・給与以外の収入)	円	円	円
	合計	円	円	円

(あて先) 甲府市長 年 月 日
上記のとおり高額介護サービス費の負担区分判定に係る収入額を申告し、関係書類を添えて申請します。

注意事項

- (1) 市町村民税が課税されている・いないにかかわらず、ご本人(40歳以上65歳未満の方は除く。)及び同じ世帯におられる65歳以上の方それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。
- (2) 収入額はすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入(障害年金・遺族年金・恩給・特別弔慰金・災害弔慰金など)は除きます。
- (3) 公的年金等源泉徴収票・給与源泉徴収票・確定申告書の写しなど、公的年金及び給与収入額が確認できる書類を添付してください。ただし、1月1日において当市に住所がある方の公的年金収入の場合については添付書類は不要です。また、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入についても添付書類は不要です。 年 月 日決定

受付	入力	限度額	決定欄
		446,400円	

第 1 2 号様式の 2 の 6 (第 2 3 条の 2 関係)

年 月 日

〒	様
---	---

甲府市長



基準収入額適用申請承認（不承認）決定通知書

先に申請のありました高額介護（介護予防）サービス費の負担限度額について、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号												被保険者氏名	
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--

申請年月日		決定年月日	
決定区分		負担限度額	円
対象年度			
適用期間			
決定理由			

※負担限度額について
負担限度額は年間の負担限度額を印字しています。

問い合わせ先

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（問い合わせ先）に審査請求することができます。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第24号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第2項第1号中「4,200円」を「4,400円」に改め、同項第2号中「2万円」を「2万1,000円」に、「1万円」を「1万500円」に改め、同項第3号中「5,100円」を「5,300円」に改め、同条第4項中「2万1,000円」を「2万2,000円」に、「1万500円」を「1万1,000円」に改める。

第24条の3第1項第1号中「100分の110以上100分の180以下」を「100分の115以上100分の190以下」に、「100分の134以上100分の220以下」を「100分の139以上100分の230以下」に改め、同項第2号中「100分の98.5以上100分の110未満」を「100分の103.5以上100分の115未満」に、「100分の119.5以上100分の134未満」を「100分の124.5以上100分の139未満」に改め、同項第3号中「100分の87」を「100分の92」に、「100分の107」を「100分の112」に改め、同項第4号中「100分の87」を「100分の92」に、「100分の107」を「100分の112」に改める。

第24条の4第1項第1号中「100分の44.5」を「100分の49.5」に、「100分の54.5」を「100分の59.5」に改め、同項第2号中「100分の41」を「100分の46」に、「100分の51」を「100分の56」に改め、同項第3号中「100分の41」を「100分の46」に、「100分の51」を「100分の56」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員給与条例施行規則（次項において「新規則」という。）第13条の2第2項及び第4項の規定は平成30年4月1日から、第24条の3第1項及び第24条の4第1項の規定は同年12月1日から適用する。

(勤勉手当の成績率の経過措置)

- 2 当分の間、新規則第24条の3及び第24条の4の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。
 - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の185（新規則第17条の2に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の225）
 - (2) 再任用職員 100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第25号

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第4昇格時号給対応表ウ医療職給料表(2)昇格時号給対応表中

「		「
4 6		4 5
4 6		4 6
4 7		4 6
4 7	を	4 6
4 8		4 7
4 8		4 7
4 9		4 7
」		」

に改める。

別表第4の2ウ医療職給料表(2)降格時号給対応表中

「		「
7 8		7 9
8 0		8 2
8 2	を	8 5
8 4		8 5
8 5		8 5
」		」

に改め、同表エ医療職給料表(3)降格時号給対応表

「	2 9	を	2 9	に改める。
中	3 0		3 1	
	3 2		3 2	
	」		」	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給がこの規則による改正前の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第26号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和43年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	135,300	194,000	230,000	263,000
	2	136,400	195,800	231,600	264,900
	3	137,500	197,600	233,100	266,700
	4	138,600	199,400	234,700	268,800
	5	139,700	200,900	236,100	270,500
	6	140,800	202,700	237,800	272,400
	7	141,900	204,500	239,300	274,300
	8	143,000	206,300	240,900	276,400
	9	144,100	207,900	242,100	278,400
	10	145,200	209,700	243,600	280,400
	11	146,400	211,500	245,200	282,500
	12	147,500	213,300	246,600	284,500
	13	148,600	214,700	248,100	286,500
	14	149,700	216,500	249,600	288,600
	15	150,800	218,200	250,900	290,600
	16	151,900	220,000	252,300	292,600
	17	153,000	221,700	253,800	294,400
	18	154,400	223,400	255,400	296,400
	19	155,700	225,000	257,100	298,500
	20	157,000	226,600	258,900	300,500
	21	158,300	228,000	260,500	302,400
	22	159,800	229,700	262,300	304,500
	23	161,300	231,300	264,000	306,500
	24	162,900	232,900	265,700	308,600
	25	164,200	234,000	267,600	310,300
	26	165,700	235,500	269,500	312,400
	27	167,200	236,900	271,300	314,400
	28	168,700	238,200	273,100	316,400
	29	170,100	239,500	274,800	318,100
	30	172,800	240,700	276,700	320,100
31	175,400	241,700	278,600	322,200	

32	178,000	242,900	280,300	324,300
33	180,700	244,200	281,800	325,500
34	182,400	245,300	283,700	327,500
35	184,000	246,500	285,500	329,400
36	185,700	247,800	287,400	331,500
37	187,200	248,700	289,000	333,400
38	188,900	250,100	290,700	335,300
39	190,700	251,500	292,500	337,300
40	192,400	252,900	294,300	339,200
41	194,000	254,300	295,800	341,100
42	195,400	255,700	297,500	343,000
43	196,900	257,100	299,000	344,800
44	198,400	258,400	300,600	346,700
45	199,700	259,600	302,200	348,200
46	201,000	260,900	303,900	349,600
47	202,200	262,300	305,500	351,100
48	203,500	263,600	307,200	352,600
49	204,800	264,700	308,100	354,200
50	206,100	265,800	309,600	355,000
51	207,400	267,100	311,100	356,200
52	208,700	268,400	312,700	357,200
53	209,800	269,400	314,300	358,100
54	211,100	270,500	315,900	359,200
55	212,400	271,800	317,500	360,100
56	213,700	273,100	319,000	361,200
57	214,800	274,000	320,500	362,100
58	215,900	275,000	321,700	362,800
59	216,900	275,900	322,900	363,500
60	218,000	277,000	324,100	364,200
61	219,100	278,100	324,800	364,600
62	220,100	279,100	325,700	365,200
63	221,000	280,000	326,500	365,900
64	222,000	281,000	327,300	366,600
65	222,400	281,500	328,200	366,900
66	223,300	282,400	328,600	367,600
67	224,100	283,100	329,300	368,300

68	224,900	284,000	330,100	369,000
69	225,600	285,000	330,900	369,300
70	226,600	285,800	331,600	369,900
71	227,400	286,600	332,300	370,600
72	228,300	287,400	333,000	371,200
73	229,000	288,200	333,500	371,500
74	229,800	288,700	334,100	372,100
75	230,700	289,100	334,600	372,800
76	231,700	289,600	335,200	373,400
77	232,400	289,800	335,500	373,800
78	233,100	290,100	336,000	374,300
79	233,700	290,300	336,400	374,900
80	234,500	290,700	336,900	375,400
81	235,300	290,900	337,300	375,900
82	236,000	291,100	337,800	376,500
83	236,700	291,500	338,300	377,000
84	237,300	291,800	338,800	377,300
85	238,000	292,100	339,100	377,700
86	238,800	292,400	339,500	378,200
87	239,600	292,700	340,000	378,600
88	240,300	293,100	340,400	379,000
89	240,800	293,400	340,700	379,400
90	241,500	293,800	341,100	379,900
91	242,200	294,100	341,600	380,300
92	242,900	294,500	342,000	380,700
93	243,500	294,700	342,200	381,000
94	244,200	294,900	342,600	
95	244,900	295,200	343,100	
96	245,600	295,600	343,500	
97	246,100	295,800	343,700	
98	246,600	296,100	344,100	
99	246,900	296,500	344,500	
100	247,300	296,900	344,800	
101	247,600	297,100	345,100	
102		297,400	345,500	
103		297,800	345,900	

	104		298,100	346,300	
	105		298,300	346,800	
	106		298,600	347,200	
	107		299,000	347,600	
	108		299,300	348,000	
	109		299,500	348,500	
	110		299,900	348,900	
	111		300,300	349,200	
	112		300,600	349,500	
	113		300,800	350,000	
	114		301,000		
	115		301,300		
	116		301,700		
	117		301,900		
	118		302,100		
	119		302,400		
	120		302,700		
	121		303,100		
	122		303,300		
	123		303,600		
	124		303,900		
	125		304,200		
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 3 改正後の規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の適用を受ける職員の例による。

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第27号

甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給調整手当支給規則（昭和36年8月規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

期間の区分	月 額	期間の区分	月 額
	円		円
1年未満	308,600	18年以上 19年未満	298,700
1年以上 2年未満	308,600	19年以上 20年未満	295,400
2年以上 3年未満	308,600	20年以上 21年未満	292,100
3年以上 4年未満	308,600	21年以上 22年未満	278,300
4年以上 5年未満	308,600	22年以上 23年未満	264,300
5年以上 6年未満	308,600	23年以上 24年未満	250,800
6年以上 7年未満	308,600	24年以上 25年未満	236,900
7年以上 8年未満	308,600	25年以上 26年未満	223,200
8年以上 9年未満	308,600	26年以上 27年未満	205,600
9年以上 10年未満	308,600	27年以上 28年未満	188,500
10年以上 11年未満	308,600	28年以上 29年未満	171,200
11年以上 12年未満	308,600	29年以上 30年未満	153,600
12年以上 13年未満	308,600	30年以上 31年未満	135,600
13年以上 14年未満	308,600	31年以上 32年未満	117,300
14年以上 15年未満	308,600	32年以上 33年未満	99,400

15年以上 16年未満	308,600	33年以上 34年未満	73,400
16年以上 17年未満	305,300	34年以上 35年未満	49,100
17年以上 18年未満	302,000		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員初任給調整手当支給規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

甲府市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第28号

甲府市財務規則の一部を改正する規則

甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第26号様式（その24）の次に次の1様式を加える。

第26号様式（その25）（第46条関係）

<p>公 甲府市</p> <p>納入済通知書</p> <table border="1"> <tr> <td>品名</td> <td>加入者名</td> <td>甲府市会計管理者</td> <td>とびまでの金額欄</td> <td>会計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>通知書番号</td> <td>納期限</td> <td>発行日</td> <td></td> </tr> </table>		品名	加入者名	甲府市会計管理者	とびまでの金額欄	会計金額	円			通知書番号	納期限	発行日		<p>公 甲府市 納入通知書控（原符）</p> <table border="1"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>納付者氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">甲府市会計管理者</td> <td></td> </tr> </table>		口座番号	加入者名	納付者氏名	甲府市会計管理者			<p>公 甲府市 納付書受領収証書</p> <table border="1"> <tr> <td>通知書番号</td> <td>通知書番号</td> </tr> <tr> <td>税(料)額</td> <td>税(料)額</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>督促手数料</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>延滞金</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>合計金額</td> </tr> <tr> <td>納付者氏名</td> <td>納付者氏名</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>納期限</td> </tr> </table>		通知書番号	通知書番号	税(料)額	税(料)額	督促手数料	督促手数料	延滞金	延滞金	合計金額	合計金額	納付者氏名	納付者氏名	納期限	納期限
品名	加入者名	甲府市会計管理者	とびまでの金額欄	会計金額	円																																
		通知書番号	納期限	発行日																																	
口座番号	加入者名	納付者氏名																																			
甲府市会計管理者																																					
通知書番号	通知書番号																																				
税(料)額	税(料)額																																				
督促手数料	督促手数料																																				
延滞金	延滞金																																				
合計金額	合計金額																																				
納付者氏名	納付者氏名																																				
納期限	納期限																																				
<p>納付者氏名</p> <p>納付金額</p> <p>延滞金</p> <p>計</p> <p>ATMでの納付はできません。</p>		<p>領収日付印</p> <p>領収日付印</p> <p>領収日付印</p>																																			
<p>1上の部分を切り取り、指定のコンビニエンスストア、金融機関からお支払いが可能です。 Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution.</p>																																					
<p>納付書 お支払い内容</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>納付額</th> <th>督促手数料</th> <th>延滞金</th> <th>計 (円)</th> </tr> <tr> <td>年分</td> <td>期別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		年度		納付額	督促手数料	延滞金	計 (円)	年分	期別					<p>通知書番号</p> <p>納入納期限</p> <p>領収額 円</p> <p>お問い合わせ先</p>																							
年度		納付額	督促手数料	延滞金	計 (円)																																
年分	期別																																				
<p>年 月 日</p> <p>甲府市長</p> <p>印</p>																																					

第27号様式（その2）及び第27号様式（その3）を次のように改める。

第27号様式（その2）（第46条関係）

甲府市	納入済通知書		
口座番号	加入者名 甲府市会計管理者	とりまとの金融機関	合計金額 円
通知書番号		納期限	発行日
納付者氏名 C V S 収 納	督促手数料 円 延滞金 円 計 円	領収日付印 <small>(市庁舎・コンビニ未設置)</small>	
<small>(ご注意) 下記の場合、コンビニエンスストアでは納付できません。</small> ①金額を訂正した場合 ②合計金額が30万円を超える場合 ③コンビニ取扱期限を過ぎた場合 ④バーコードの印字がない場合 ⑤バーコードの読み取りができない場合 コンビニ取扱期限			
<small>この納入済通知書は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください。また、本票を折ったり曲げたりしないでください。</small> ATMでの納付はできません。			

甲府市	納入通知書控（原符）		
口座番号	加入者名 甲府市会計管理者	納付者氏名	
通知書番号	税(料)額 円	督促手数料 円	延滞金 円
督促手数料 円	延滞金 円	合計金額 円	納付者氏名
納期限	領収日付印	領収日付印	領収日付印
<small>上記金額を受け取りました。お間違いは直ちに返金してください。この領収書は3年間有効です。</small>			
甲府市 <small>(金融機関等保管・コンビニ受領)</small>		収入印紙不備 甲府市 <small>(納付者保管)</small>	

第 27 号様式 (その 3) (第 46 条関係)

お問い合わせ先

口座振替不能通知書

税(料)目			
調定年度	課税年度		期
通知書番号			
備考			

税(料)額	円
督促手数料	円
合計金額	円

上記の金額が 月 日現在口座から引き落としができませんでしたので、この通知書で至急納めてください。
※本状到着前にすでに納付済みの場合は、行き違いとしてご了承ください。

口座情報

甲府市長



↓下の部分を切り取り、指定のコンビニエンスストア、金融機関からお支払いが可能です。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution.

公 甲府市

納入済通知書

口座番号	加入者名 甲府市会計管理者	とりまとめ金融機関	合計金額	円
	通知書番号	納期限	発行日	

納付者氏名	督促手数料	円	領収日付印
	延滞金	円	
	計	円	

(C) V S 納

この納入済通知書は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください。また、本票を併送り曲げたりしないでください。

ATMでの納付はできません。

(市保管・コンビニ本部控)

コンビニ取扱期限

公 甲府市 納入通知書控 (原符)

口座番号	加入者名 甲府市会計管理者	納付者氏名
------	------------------	-------

通知書番号	税(料)額	円	通知書番号	
	督促手数料	円	税(料)額	円
	延滞金	円	督促手数料	円
	合計金額	円	延滞金	円
	納付者氏名		合計金額	円
	納期限		備考	

上記金額を受取りました。お引当口座は正確に記載しております。この通知書は印刷済です。

領収日付印

領収日付印

(金融機関等保管・コンビニ本部控) 収入印紙不課 (納付者保管)

甲府市 甲府市

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

甲府市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第29号

甲府市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市印鑑条例施行規則（昭和56年12月規則第67号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中 「

受付番号

」 を削り、「

年 月 日生	男・女
世帯主氏名	

」 を

「

年 月 日生
世帯主氏名
電話番号

」 に改め、

「

氏名	⑩
----	---

」 を

「

氏名	⑩	電話番号
----	---	------

」 に改める。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

住所
氏名

様

年 月 日

照 会 書

甲府市長

印

本日あなたの印鑑登録申請を受け付けました。
あなたの意思による申請に相違なければ、以下の回答書に署名、押印し、
市民課 番窓口へ持参してください。
印鑑登録証は、回答書と引き換えに交付します。

回答期限 年 月 日

回 答 書 _____ 年 月 日

(あて先) 甲府市長

照会のありました印鑑登録申請は、私の意思による申請に相違ありません。

住所 _____

氏名 _____

登 録 申 請 印 鑑

印影が鮮明になるように
押印してください。

※注意事項

第3号様式（第6条関係）

印鑑登録原票

印 影 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div>	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
	備 考	

登録番号			
登録年月日		理 由	

住 民 コ ー ド

発行停止年月日・理由

登録証引替交付年月日

旧 登 録 番 号

備 考

廃印年月日		理 由	
-------	--	-----	--

第5号様式中 「

受付番号

 を削り、 「

年 月 日生	男 女
--------	--------

 を

「

年 月 日生

 に改める。」

第6号様式から第8号様式までの規定中 「

年 月 日生	男 女
--------	--------

 を

「

年	月	日生
---	---	----

」に改める。

第10号様式中「

受付番号

」を削り、「

	男		
年	月	日生	女

」を

「

年	月	日生
---	---	----

」に、「

必要枚数		枚
------	--	---

」を

「

証明書の必要枚数		枚
----------	--	---

」に、

「

代理人	住所	甲府市	丁目	番	号
	氏名	町	番地		

」を

「

代理人	住所	<input type="checkbox"/> 同上
	氏名	

」に改める。

第11号様式及び第13号様式中「

生年月日		性別	
------	--	----	--

」を

「

生年月日	
------	--

」に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第30号

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「甲府市国民健康保険療養費／支給／不支給／決定通知書（第1号様式の6）」を「甲府市国民健康保険療養費支給決定通知書（第1号様式の6）又は甲府市国民健康保険療養費不支給決定通知書（第1号様式の7）」に改める。

第14条の7第2項中「甲府市国民健康保険高額療養費／支給／不支給／決定通知書（第1号様式の12）」を「甲府市国民健康保険高額療養費支給決定通知書（第1号様式の12）又は甲府市国民健康保険高額療養費不支給決定通知書（第1号様式の12の2）」に改める。

第21条中「過誤納金還付充当通知書」を「過誤納金還付・充当通知書」に改める。

第1号様式の6及び第1号様式の7を次のように改める。

第1号様式の6（第14条の4関係）

年 月 日

様

甲府市長



甲府市国民健康保険療養費支給決定通知書

被保険者証記号・番号			
被保険者氏名			
診療年月		支給決定額	円
振込先金融機関			

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所
電話番号

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県国民健康保険審査会に審査請求することができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号様式の7（第14条の4関係）

年 月 日

様

甲府市長



甲府市国民健康保険療養費不支給決定通知書

被保険者証記号・番号	
被保険者氏名	
診療年月	
不支給理由	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県国民健康保険審査会に審査請求することができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所
電話番号

第1号様式の11及び第1号様式の12を次のように改める。

第1号様式の11（第14条の7関係）

甲府市国民健康保険高額療養費支給申請書

(あて先)
甲府市長

申請日 年 月 日

申請者 住所
(世帯主)

氏名 ㊞

個人
番号

電話番号

被保険者証記号・番号	課税区分	所得区分	診療月	診療月以前1年間の高額療養費の支給(該当)状況 (直近3回)
			年 月	

診療を受けた被保険者の氏名 個人番号	療養を受けた医療機関		傷病名	日数(日)	区分等
	生年月日	所在都道府県		一部負担金(円)	

総医療費(円)	一部負担金(円)	負担限度額(円)
計算高額療養費(円)	同一診療年月既支給(高額該当)額(円)	
差引支給申請額(円)	多数該当	合算

振込先 指定口座	銀行 信組 金庫 農協		本店 支店	銀行コード 支店コード					
	口座 名義人	フリガナ	口座種別		① 普通預金 ② 当座預金				
		氏名	口座番号						
市処理欄	支払方法		通信欄	収納	台帳	受付			
	<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 直接払								

第1号様式の12（第14条の7関係）

年 月 日

様

甲府市長



甲府市国民健康保険高額療養費支給決定通知書

被保険者証記号・番号			
被保険者氏名			
診療年月		支給決定額	円
振込先金融機関			

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所
電話番号

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県国民健康保険審査会に審査請求することができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号様式の12の次に次の1様式を加える。

第1号様式の12の2（第14条の7関係）

年 月 日

様

甲府市長



甲府市国民健康保険高額療養費不支給決定通知書

被保険者証記号・番号	
被保険者氏名	
診療年月	
不支給理由	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県国民健康保険審査会に審査請求することができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所
電話番号

第4号様式の4及び第4号様式の5を次のように改める。

第4号様式の4（第16条の6関係）

年 月 日

様

甲府市長



・同封の納付書により納付してください。なお、口座振替の方は、右記の金融機関の預金口座から自動振替えされますので、納付書は同封しておりません。また、特別徴収の方は年金からの引き落としとなります。（特別徴収の方でも年金からの引き落としが開始されるまでの間は、普通徴収となります。）

記号・番号	
徴収方法	

※徴収方法欄に厚生労働大臣と記載がある場合、厚生労働大臣からの委任を受け、日本年金機構が特別徴収に係る事務を行うこととなっています。

通知書番号		氏名		様
賦課額変更の理由				増額・減額の賦課額 (円)

納付額算定内訳

	所得額		均等額		平等割額 (円)	算出合計額 (円)
	賦課総所得額 (円)	所得割額 (円)	人員	均等割額 (円)		
医療分 支援分 介護分						
医療分 支援分 介護分						
	減額		限度超過額 (円)	月割賦課額 (円)	減免額 (円)	確定賦課額 (円)
	割合	軽減額 (円)				
医療分 支援分 介護分						
合算額						
医療分 支援分 介護分						
合算額						

※国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより単身世帯になる方がいる場合、介護分を除く平等割額が5年間は2分の1となり、その後の3年間は4分の3となります。 期別額

【普通徴収】

期別	期	期	期	期	期	期	期
	円	円	円	円	円	円	円
納期限(振替日)	円	円	円	円	円	円	円
差引納付額	円	円	円	円	円	円	円

期別	期	期	期	期	期	期	期
	円	円	円	円	円	円	円
納期限(振替日)	円	円	円	円	円	円	円
差引納付額	円	円	円	円	円	円	円

【特別徴収】

月別	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円

※特別徴収(年金からの引き落とし)となる世帯については、【特別徴収】に保険料額が表示されています。2月に特別徴収され翌年度も継続して特別徴収の対象となる世帯は、2月の特別徴収金額と同額を翌年度の4月・6月・8月にも仮徴収いたします。

第4号様式の5（第16条の7関係）

督促状

税(料)目	
期(月)	
	年度
通知書番号	
備考	
税(料)額	
督促手数料	
延滞金	納付日現在で計算します。
納期限	

上記の金額が 年 月 日現在未納となつていますので までに至急納めてください。なお、本状到着前に既に納められた場合は、行き違いですのでご了承ください。
※金融機関等で納めてから本市が入金確認できるまで2週間程度かかる場合があります。

甲府市長



第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第21条関係）

過誤納金 還付・充当 通知書

還付番号
充当番号

甲府市長



期別	既納付済額 (円)	正当納付額 (円)	過誤納額 (円)	既納付済 督促手数料 (円)	正当納付 督促手数料 (円)	過誤納 督促手数料 (円)	既納付済 延滞金額 (円)	正当納付 延滞金額 (円)	過誤納 延滞金額 (円)	還付種別
合計										

審査請求及び取消訴訟
 (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県国民健康保険審査会に審査請求することができます。
 (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ番号		還付理由	
歳入/歳出		年 度	
税(料)目		通知書番号	
備考			

還付の時効
 国民健康保険料の還付を受ける権利は、2年を経過したとき、時効によって消滅します。
 (国民健康保険法第110条)
 還付の申請手続きが遅れますと、お返しできない場合がございますので、お手続きはお早めをお願いします。

過誤納金額 円	+	還付加算金 円	-	充当額 円	=	差引還付額 円
------------	---	------------	---	----------	---	------------

*差引還付額が50円の場合は還付金はありません。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第31号

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市税条例施行規則（昭和25年8月規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の4の項及び12の5の項を次のように改める。

12の4	換価猶予決定通知書	法第15条の5の2
12の5	換価猶予申請書	法第15条の6の2第1項

別表第1の12の5の項の次に次のように加える。

12の6	換価猶予期間延長申請書	法第15条の6の2第2項
------	-------------	--------------

別表第1の13の項中「滞納処分執行停止通知書」を「滞納処分停止通知書」に改め、同表の14の項中「滞納処分執行停止取消通知書」を「滞納処分停止取消通知書」に改め、同表の21の項中「過誤納金還付領収書」を「過誤納金還付請求書兼領収書」に改め、同表の34の項中「法人市民税更正・決定通知書」を「法人市民税更正通知書」に改め、同項の次に次のように加える。

34の2	法人市民税決定通知書	法第321条の11第4項
------	------------	--------------

第3号様式（その2）を次のように改める。

第3号様式（その2）

甲府市		納入済通知書	
口座番号	加入者名 甲府市会計管理者	とりまとめ金融機関	合計金額 円
通知書番号		納期限	発行日
納付者氏名	督促手数料	領収日付印	
	延滞金		
	計		
	<small>（ご注意）下記の場合、コンビニエンスストアでは納付できません。 ①金額を訂正した場合 ②合計金額が30万円を超える場合 ③コンビニ取扱期限を過ぎた場合 ④バーコードの印字がない場合 ⑤バーコードの読み取りができない場合 （市保管・コンビニ本部控）</small>		
<small>この納入済通知書は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください。また、本票を折ったり曲げたりしないでください。</small>		ATMでの納付はできません。	

甲府市 納入通知書控（原符）		甲府市 納付書兼領収証書 <small>口座番号 加入者名 甲府市会計管理者</small>
口座番号	加入者名 甲府市会計管理者	納付者氏名
通知書番号	税（料）額 円	通知書番号
督促手数料 円	延滞金 円	税（料）額 円
合計金額 円	督促手数料 円	督促手数料 円
納付者氏名	延滞金 円	延滞金 円
	合計金額 円	合計金額 円
納期限	納期限	備考
	領収日付印	領収日付印
	領収日付印	領収日付印
<small>（金融機関等保管・コンビニ本部控）</small>		<small>（納付者保管）</small>

甲府市

第3号様式（その3）を削り、第3号様式（その4）を第3号様式（その3）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（その4）

お問い合わせ先

口座振替不能通知書

税(料)目			
調定年度	課税年度		期
通知書番号			
備考			

税(料)額	円
△ 会社金額 □	

上記の金額が 月 日現在口座から引き落としができませんでしたので、この通知書で至急納めてください。
※本状到着前にすでに納付済みの場合は、行き違いとしてご了承ください。

口座情報

甲府市長 印

↓下の部分を切り取り、指定のコンビニエンスストア、金融機関からお支払いが可能です。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution.

甲府市 納入済通知書

口座番号	加入者名 甲府市会計管理者	とりまとめ金融機関	会計金額 円
通知書番号		納期限	発行日

納付者氏名	督促手数料	延滞金	計

(ご注意) 下記の場合、コンビニエンスストアでは納付できません。
 ①金額を訂正した場合
 ②金額が金額の20%を超える場合
 ③コンビニ取扱期限を過ぎた場合
 ④バーコードの印字がない場合
 ⑤バーコードの読み取りができない場合
 コンビニ取扱期限

ATMでの納付はできません。

甲府市 納入通知書控 (原符)

口座番号	加入者名 甲府市会計管理者
納付者氏名	

通知書番号	通知書番号
税(料)額	税(料)額
督促手数料	督促手数料
延滞金	延滞金
合計金額	合計金額
納付者氏名	納付者氏名
納期限	納期限

上記金額を受け取りました。
 お間違い等のご連絡は、この通知書に添付してあります。
 この通知書は、納付済みの証拠としてご利用ください。

領収日付印

領収日付印

(金融機関等保管・コンビニ店舗) 甲府市
 (納付者保管) 甲府市

第3号様式（その5）を削る。

第 8 号様式を次のように改める。

第 8 号様式

納 期 限 変 更 告 知 書						
<div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;"> <small>〒</small> 第 年 月 日 号 <small>日</small> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> 様 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;"> 甲府市長 印 </div> <p>地方税法第 13 条の 2 第 1 項の規定により繰上徴収しますので、次のとおり納期限を変更します。</p>						
課税 賦課	税目	通知書番号	期別	申告	税額	備考
変更後の納付期限		年 月 日 時 分				
納付場所						

第 12 号様式の 2 から第 12 号様式の 5 までを次のように改める。

第12号様式の2

徴収猶予申請書

甲府市長 あて 年 月 日

住所(所在地) _____

納税義務者 氏 名 _____ (印)

(名称および代表者氏名) _____

職業 _____ 電話 _____

徴収猶予を受けようとする	課税賦課	法人番号				宛名番号		延滞金		備考
		税目	通知書番号	期別	(繰上日)納期限	(督促日)法定納期限等	税額(円)	督促手数料(円)	法律による金額(円)	
額										
		合 計						()		
期間		年 月 日 から				年 月 日 まで				月間
理由										
該当条項										
徴収猶予金額の納付計画	回	納付誓約日	曜日	納付誓約額	納付月日	納付金額	取扱者	備考		
担保提供	有・無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情								

第 1 2 号様式の 3

徴収猶予期間延長申請書

年 月 日

甲府市長 あて

住所(所在地) _____

納税義務者 氏 名 _____ ㊟

(名称および
代表者氏名) _____

職業 _____ 電話 _____

徴収猶予期間延長を受けようとする 金 額	課税 賦課	法人番号		宛名番号		延滞金		備 考	
		税目	通知書番号	期別	(繰上日) 納期限	(督促日) 法定 納期限等	税額 (円)		督 促 手数料 (円)
		合 計						()	
期間		年 月 日 から		年 月 日 まで		月間			
期間延長の理由									
徴収猶予金額の納付計画	回	納付誓約日	曜日	納付誓約額	納付月日	納付金額	取扱者	備 考	

第12号様式の4

換 価 猶 予 決 定 通 知 書										
様								第 年 月 日	号 日	
甲府市長								印		
下記のとおり換価の猶予をしますので、地方税法第15条の5の2の規定により通知します。										
換価猶予を受けようとする額	課税賦課	税目	通知書番号	期別	(繰上日)納期限	(督促日)法定納期限等	税額 (円)	督 促 手 数 料 (円)	延滞金 法律による 金額 (円)	備 考
	合 計									()
期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 月間									
猶予申請日	年 月 日									
該当条項										
換価猶予金額の納付計画	回	納付誓約日	曜日	納付誓約額	納付月日	納 付 金 額	取扱者	備 考		
	合 計						円			
連絡先					担当者			電話		

第 1 2 号様式の 5

換 価 猶 予 申 請 書

年 月 日

甲府市長 あて

住所(所在地) _____

納税義務者 氏 名 _____ (印)

(名称および代表者氏名) _____

職業 _____ 電話 _____

換価猶予を受けようとする	課税賦課	法人番号					宛名番号		延滞金		備考
		税目	通知書番号	期別	(繰上日)納期限	(督促日)法定納期限等	税額(円)	督促手数料(円)	法律による金額(円)		
		合 計							()		
金額											
額											
期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 月間										
理由	換価猶予を必要とする										
該当条項	該当条項										
換価猶予金額の納付計画	回	納付誓約日	曜日	納付誓約額	納付月日	納付金額	取扱者	備考			
担保提供	有・無		担保財産の詳細又は提供できない特別の事情								

第 1 2 号様式の 5 の次に次の 1 様式を加える。

第12号様式の6

換価猶予期間延長申請書

年 月 日

甲府市長 あて

住所(所在地) _____

納税義務者 氏 名 _____ (印)

(名称および代表者氏名) _____

職業 _____ 電話 _____

換価猶予期間延長を受けようとする 金額	課税課	法人番号					宛名番号		延滞金	備考
		税目	通知書番号	期別	(繰上日)納期限	(督促日)法定納期限等	税額 (円)	督促手数料 (円)	法律による金額 (円)	
		合 計							()	
期間		年 月 日 から			年 月 日 まで			月間		
期間延長の理由										
換価猶予金額の納付計画	回	納付誓約日	曜日	納付誓約額	納付月日	納付金額	取扱者	備考		

第13号様式から第14号様式の2までを次のように改める。

第 1 3 号様式

滞 納 処 分 停 止 通 知 書		
納税者 住（居）所	第 年	月 日
氏名または名称 様		
甲府市長		印
<p style="text-align: center;">あなたの現状を調査した結果、次の滞納市税について滞納処分の停止をしましたので、 地方税法第 1 5 条の 7 第 2 項の規定により通知します。 なお、資力が回復した場合には早期に納付してください。</p>		
処 分 停 止	件	円
該 当 条 項		

第14号様式

滞納処分停止取消通知書		
納税者 住(居)所		第 年 月 日 号
氏名または名称	様	
甲府市長		印
あなたの現状を調査した結果、次の滞納市税について滞納処分停止取消をしましたので、 地方税法第15条の8第2項の規定により通知します。		
滞納市税	件	円
該 当 条 項		

第14号様式の2

納付（納入）受託証書

						取立依頼日	宛名番号
委託者	住所						
	氏名	様					
No.	証券の種類	券面金額	支払場所	支払期日	振出人住所	取立費用	
	記号番号		支払人	振出年月日	振出人氏名		
合計							

1. 委託者は委託の取消をすることができません。
2. 受領した証券が不渡りになり、銀行からその手数料の請求があったときは、直ちに銀行に支払ってください。
3. 将来本証記載の徴収金を直ちに徴収しなければならない事情が生じたときは、この納付（納入）の受託を取り消すことがあります。

納付（納入）委託 を受ける徴収金	税額	督促手数料	延滞金	合計
上記のとおり納付（納入）委託を受けました。				
年 月 日				
甲府市			印	

【別紙】 納付（納入）委託を受ける徴収金内訳

										委託日	年 月 日	
住 所												
氏 名												
宛名番号		世帯番号										
課税 賦課	税目	通知書番号	期別	(繰上日) 納期限	(督促日) 法定 納期限等	税額 (円)	督 促 手 数 料 (円)	延滞金		備 考 (支払期日)		
								法律による 金額 (円)				
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

第20号様式（その1）及び第20号様式（その2）を次のように改める。

第20号様式 (その1)

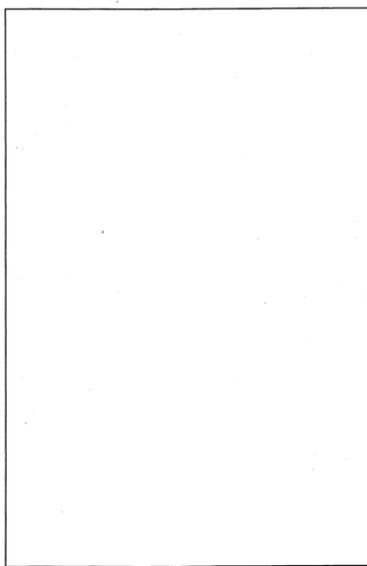
過誤納金 還付・充当 通知書

還 付 番 号
充 当 番 号

甲府市長

印

期 別	既納付済額 (円)	正当納付額 (円)	過 誤 納 額 (円)	既納付済 督促手数料 (円)	正当納付 督促手数料 (円)	過 誤 納 督促手数料 (円)	既納付済 延滞金額 (円)	正当納付 延滞金額 (円)	過 誤 納 延滞金額 (円)	還付種別
合 計										



問い合わせ番号		還 付 理 由	
歳入/歳出		年 度	
税(料)目		通 知 書 番 号	
備 考			

過 誤 納 金 額 円	+	還 付 加 算 金 円	-	充 当 額 円	=	差 引 還 付 額 円
----------------	---	----------------	---	------------	---	----------------

*差引還付額が0円の場合は
還付金はありません。

第20号様式（その2）

過誤納金還付請求書兼口座振込依頼書

下記金額を請求し、口座振込を依頼します。

〒 _____ 年 月 日
住所・所在地 _____

氏名・名称 _____ ⑩

電話番号 _____

* 法人の場合は、代表者名・代表者印をお願いします。

還付番号

年度	税(料)目	通知書番号	
期別	起票日	還付金額 円	
還付金額内訳			
本税(料) 円	督促手数料 円	延滞金 円	還付加算金 円

振込先	銀行 信用金庫 信用組合・農協							支店
金融機関番号					店番号			
口座番号	普通・当座							
口座名義人 (カタカナ)								

第20号様式（その3）を削る。

第21号様式を次のように改める。

第 2 3 号様式 (その 1)

納 税 証 明 書

住所・所在地

氏名・名称

年度	税 (料) 目	年税 (料) 額 (円)	納付税 (料) 額 (円)	未 納 状 況		備 考
				納期到来の未納額 (円)	納期未到来の 税 (料) 額 (円)	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

甲府市長



第23号様式（その2）

軽自動車税納税証明書

住所・所在地

氏名・名称

車 両 番 号	
車 台 番 号	

納税済年月日	
この証明書の有効期限	
備 考	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

甲府市長



注 意

- 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。
- 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。
- 3 賦課期日（4月1日）後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。
- 4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

第 2 3 号様式 (その 3)

軽自動車税納税証明書

住所・所在地

氏名・名称

車 両 番 号	
車 台 番 号	

左記の車両の軽自動車税について、滞納がないことを証明します。

年 月 日

甲府市長 印

注意 この証明書は継続検査には使用できません。

年度軽自動車税
納税証明書（継続検査用）

納税義務者	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
車両（標識）番号	
納税済年月日	
本書の有効期限	
備考	

上記のとおり証明します。

年 月 日
甲府市長



※この証明書は、本書の有効期限までに車検を受ける場合に必要になります。再発行はできませんので大切に保管してください。

（裏面をお読みください）

第 2 4 号様式

督 促 状

税(料)目	
期(月)	
	年度
通知書番号	
備考	
税(料)額	
督促手数料	
延滞金	納付日現在で計算します。
納期限	

上記の金額が 年 月 日現在未納となつていますので までに至急納めてください。なお、本状到着前に既に納められた場合は、行き違いですのでご了承ください。
※金融機関等で納めてから本市が入金確認できるまで2週間程度かかる場合があります。

甲 府 市 長



第 3 4 号様式を次のように改める。

第 3 4 号様式

第 年 月 日 号

様

甲府市長

印

法人市民税更正通知書

年 月 日から 年 月 日までの
 事業年度分の法人市民税について地方税法第 3 2 1 条の 1 1 の規定により
 次のとおり更正しましたので通知します。

更 事	正 由
--------	--------

区 分	更 正 前 の 額	更 正 額	差 引 増 減 額
課税標準となる法人税額 ①			
分割基準従業者数 本市分 ②			
分割法人における課税標準となる税額 ① × ② ③			
税率 ④			
法人税割額 ⑤			
特定寄附金税額控除額 ⑥			
外国関係会社等に係る(個別)控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑦			
外国の法人税等の額の控除額 ⑧			
仮装経理に基づく控除額 ⑨			
差引法人税割額 ⑤-⑥-⑦-⑧-⑨ ⑩			
既に納付の確定した法人税割額 ⑪			
租税条約控除額 ⑫			
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫ ⑬			
均等割基準額			
均等割の従業者数			
月数 ⑭ 均等割年税額 ⑮	月	月	
算出均等割額 ⑮ × $\frac{\text{月数}}{12}$ ⑯			
既に納付の確定した均等割額 ⑰			
納付すべき均等割額 ⑯-⑰ ⑱			
この通知書により納付すべき税額		⑲	
納 付 期 限			

第 3 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 3 4 号様式の 2

第 年 月 号 日

様

甲府市長



法人市民税決定通知書

年 月 日から 年 月 日までの
 事業年度分の法人市民税について地方税法第 3 2 1 条の 1 1 の規定により
 次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 事 由	
---------	--

区 分	決 定 前 の 額	決 定 額	差 引 増 減 額
課税標準となる法人税額 ①			
分割基準従業者数 本市分 ②			
分割基準従業者数 全体			
分割法人における課税標準となる税額 ① × ② ③			
税率 ④			
法人税割額 ⑤			
特定寄附金税額控除額 ⑥			
外国関係会社等に係る(個別)控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑦			
外国の法人税等の額の控除額 ⑧			
仮装経理に基づく控除額 ⑨			
差引法人税割額 ⑤-⑥-⑦-⑧-⑨ ⑩			
既に納付の確定した法人税割額 ⑪			
租税条約控除額 ⑫			
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫ ⑬			
均等割基準額			
均等割の従業者数			
月数 ⑭ 均等割年税額 ⑮	月	月	
算出均等割額 ⑮ × $\frac{1}{2}$ ⑯			
既に納付の確定した均等割額 ⑰			
納付すべき均等割額 ⑯-⑰ ⑱			
この通知書により納付すべき税額			⑲
納 付 期 限			

第 3 8 号様式 (その 1) を次のように改める。

第 3 8 号様式 (その 1 の 1)

軽自動車税納税通知書

通知書番号	
車両(標識)番号	
車両種別	

次のとおり納期限までに必ず納めてください。

税 額		円
延滞金		円
督促手数料		円
合計金額		円
納 期 限		

年 月 日

甲 府 市 長 印

指定納付場所については裏面をご覧ください。

◎ 譲渡、廃車及び住所変更などが生じたときは、速やかに届出をしてください。

第 3 8 号様式 (その 1 の 2)

甲府市 納入済通知書

口座番号	加入者名	とりまごの業務種別	合計金額	円
甲府市会計管理者				
通知書番号	納期限	発行日		

督促手数料	円	領収日付印
延滞金	円	
計	円	

(注) 下記の場合、コンビニエンスストアで納付できません。
 ①金額が1万円を超える場合
 ②各種手数料の合計が500円を超える場合
 ③コンビニエンスストアで納付できない場合
 ④バーコードが不明な場合
 ⑤バーコードが不明な場合

この納入済通知書は領収書ではありませんので、中央の欄を記入しないよう特にご注意ください。
また、本票を併せて提出してください。

A T M での納付はできません。

甲府市 納入通知書控 (原符)

口座番号	加入者名	納付者氏名
甲府市会計管理者		
通知書番号	通知書番号	納 期 限
税 (料) 額	延滞金	延 滞 金
督促手数料	督促手数料	延 滞 金
延滞金	延滞金	延 滞 金
合計金額	合計金額	延 滞 金
納付者氏名	納 期 限	備 考
納 期 限	領収日付印	領収日付印

納める際は切り離さずにお出しください。
 上記金額を受け取りました。
 この通知書は領収書ではありませんので、領収書と併せて提出してください。

(領収書) コンビニエンスストア
 (領収書) コンビニエンスストア

軽自動車税納税証明書 (継続検査用)

車両番号	
納税義務者	
有効期限	

上記のとおり証明します。

甲 府 市 長 印

車両番号欄に「***」のあるもの及び領収日付印のないものは無効です。詳しくは裏面をご覧ください。

車検に必要なためから大切に保管してください。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。

甲府市税外収入等の督促及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第32号

甲府市税外収入等の督促及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則
甲府市税外収入等の督促及び滞納処分に関する規則（昭和41年3月規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（その2）を次のように改める。

第1号様式（その2）（第2条関係）

督促状

税(料)目	
期(月)	
	年度
通知書番号	
備考	
税(料)額	
督促手数料	
延滞金	納付日現在で計算します。
納期限	

上記の金額が 年 月 日現在未納となつていますので までに至急納めてください。なお、本状到着前に既に納められた場合は、行き違いですのでご了承ください。
※金融機関等で納めてから本市が入金確認できるまで2週間程度かかる場合があります。

甲府市長



附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

甲府市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第33号

甲府市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年3月規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「後期高齢者医療保険料納付書」を「納付書」に改める。

第6条中「後期高齢者医療保険料過誤納金還付・充当通知書」を「過誤納金還付・充当通知書」に改める。

第2号様式から第5号様式までを次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

後期高齢者医療保険料納入通知書

市区町村別 保険料額				円
通知書番号			被保険者番号	
金融機関 コード		口座番号		
金融機関名				
口座名義人			種類	
徴収方法				
特別徴収者				
特別徴収対象年				

特別徴収			普通徴収		
期 月	更正前	更正後	期 月	更正前	更正後
期 月	円	円	期 月	円	円
期 月	円	円	期 月	円	円
期 月	円	円	期 月	円	円
期 月	円	円	期 月	円	円
期 月	円	円	期 月	円	円
期 月	円	円	期 月	円	円
計	円	円	期 月	円	円
来年度仮徴収期別保険料額 (4月、6月、8月)			期 月	円	円
			期 月	円	円
			期 月	円	円
			期 月	円	円
			期 月	円	円
			期 月	円	円
			計	円	円

発行日

理由

第3号様式（第4条関係）

甲府市		納入済通知書	
口座番号	加入者名 甲府市会計管理者	とりまとめ金額種別	合計金額 円
通知書番号		納期限	発行日
納付者氏名	督促手数料 円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">領収日付印</div> <small>(市庁舎・コンビニ本部)</small>	
	延滞金 円		
	計 円		
<small>この納入済通知書は継続で発行しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください。 また、本表を折ったり曲げたりしないでください。</small>		<small>(ご注意) 下記の場合、コンビニエンスストアでは納付できません。 ①金額を訂正した場合 ②合計金額が30万円を超える場合 ③コンビニ取換期限を過ぎた場合 ④バーコードの数字がない場合 ⑤バーコードの読み取りができない場合</small>	
ATMでの納付はできません。		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">領収日付印</div> <small>(金融機関等保管・コンビニ本部)</small>	

甲府市 納入通知書控（原符）		甲府市 納付書兼領収証書 <small>口座番号 加入者名 甲府市会計管理者</small>
口座番号	加入者名 甲府市会計管理者	納付者氏名
通知書番号	督促手数料 円	通知書番号
税(料)額 円	延滞金 円	税(料)額 円
督促手数料 円	合計金額 円	督促手数料 円
延滞金 円	納付者氏名	延滞金 円
合計金額 円	納期限	合計金額 円
納付者氏名	領収日付印	領収日付印
納期限	領収日付印	領収日付印
<small>上記金額を受け取りました。 お間違いや変更は事前に確認しております。 この領収証は本領収証として有効です。</small>		
甲府市	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">領収日付印</div> <small>(金融機関等保管・コンビニ本部)</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">領収日付印</div> <small>収入印紙不備 (納付者保管) 甲府市</small>

第4号様式（第5条関係）

督促状

税(料)目	
期(月)	
	年度
通知書番号	
備考	
税(料)額	
督促手数料	
延滞金	納付日現在で計算します。
納期限	

上記の金額が 年 月 日現在未納となつておりますので までに至急納めてください。なお、本状到着前に既に納められた場合は、行き違いですのでご了承ください。
※金融機関等で納めてから本市が入金確認できるまで2週間程度かかる場合があります。

甲府市長



甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第34号

甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除決定通知書」を「介護保険負担限度額認定決定通知書」に改める。

第16条第1項中「介護保険特定負担限度額、利用者負担額減額・免除等認定申請書」を「介護保険特定負担限度額、利用者負担額減額・免除等認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）」に改め、同条第2項中「介護保険特定負担限度額、利用者負担額減額・免除決定通知書」を「介護保険特定負担限度額認定決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する決定通知）」に改める。

第18条第1項中「介護保険特定負担限度額、利用者負担額減額・免除等認定申請書」を「介護保険特定負担限度額、利用者負担額減額・免除等認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、当該被保険者に介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書（第10号様式）又は介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する決定通知）（第11号様式）により通知するとともに、特例等の適用の認定をした場合は、介護保険利用者負担額減額・免除認定証（第12号様式）又は介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）（第13号様式。以下「認定証」という。）を交付する

ものとする。

第20条第1項中「第11号様式」を「第14号様式」に改める。

第23条第1項中「第12号様式」を「第15号様式」に改め、同条第2項中「支給（不支給）決定通知書」を「高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書（第16号様式）」に改め、同条第4項中「第12号様式の2」を「第17号様式」に改め、同条第5項中「第12号様式の2の2」を「第18号様式」に改め、同条第6項中「第12号様式の2の3」を「第19号様式」に改め、同条第7項中「第12号様式の2の4」を「第20号様式」に改める。

第23条の2第1項中「第12号様式の2の5」を「第21号様式」に改め、同条第2項中「基準収入額適用申請承認（不承認）決定通知書（第12号様式の2の6）」を「基準収入額適用決定通知書（第22号様式）」に改める。

第23条の3第1項中「第12号様式の3」を「第23号様式」に改め、同条第2項中「甲府市介護保険自己負担額証明書（第12号様式の4）」を「甲府市介護保険（保険給付）自己負担額証明書（第24号様式）」に改め、同条第3項中「第12号様式の5」を「第25号様式」に改める。

第24条第1項中「第13号様式」を「第26号様式」に改める。

第24条の2中「第13号様式の2」を「第27号様式」に改め、同条に次の2項を加える。

2 保険料の額に変更があった場合の通知は、介護保険料更正通知書（第28号様式）により行うものとする。

3 法第140条の規定による仮徴収に係る通知は、介護保険料特別徴収仮徴収額通知書（第29号様式）により行うものとする。

第24条の3中「第13号様式の3」を「第30号様式」に改める。

第27条中「第16号様式」を「第31号様式」に改める。

第28条中「第17号様式」を「第32号様式」に改める。

第31条中「第18号様式」を「第33号様式」に改める。

第32条中「第19号様式」を「第34号様式」に、「第20号様式」を「第35号様式」に改める。

第33条中「介護保険過誤納金還付・充当通知書（第21号様式）」を「過誤納金還付・充当通知書（第36号様式）」に改める。

第1号様式中 「

生年月日	年 月 日	性 別	男・女	
------	-------	-----	-----	--

 を

「

生年月日	年 月 日	
------	-------	--

 に改める。」

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第13条関係）

年 月 日

様

甲府市長 印

介護保険給付費支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました給付費については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名				被保険者番号										
受付年月日				決定年月日										
本人支払額	円			対象年月										
給付の種類														
支給				支給金額	円									
理由														
支払方法														
窓口払							口座払							
お持ちいただくもの				振 込 先	金融機関									
支払場所					口座種別									
支払期間					口座番号									
					口座名義人									

問い合わせ先

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に審査請求することができます。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第3号様式中 「

生年月日	年 月 日	性 別	男・女	
------	-------	-----	-----	--

」 を

「

生年月日	年 月 日	
------	-------	--

」 に改める。

第5号様式を次のように改める。

第10号様式から第12号様式までを次のように改める。

第10号様式（第18条関係）

年 月 日

様

甲府市長 印

介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書

先に申請のありました利用者負担減額・免除については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
決定年月日			
決定事項			
1 承認する	適用年月日 有効期限		
2 承認しない	理由		

問い合わせ先

審査請求及び取消訴訟

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に審査請求することができます。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 1 1 号様式（第 1 8 条関係）

年 月 日

様

甲府市長 印

介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する決定通知)

先に申請のありました利用者負担減額・免除については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
決定年月日			
決定事項			
1 承認する	適用年月日 有効期限		
2 承認しない	理由		

問い合わせ先

審査請求及び取消訴訟

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に審査請求することができます。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 1 2 号様式 (第 1 8 条関係)

(表)

介護保険利用者負担額減額・免除認定証							
交付年月日 年 月 日							
被 保 険 者	番 号						
	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生年月日	年 月 日	性別				
	適用年月日	年 月 日から					
	有効期限	年 月 日まで					
減額・免除 認定事項	給付率	/100					
保険者番号並び に保険者名称及 び印	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>						

(裏)

注 意 事 項

- 1 介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この証を被保険証とともに事業者又は施設の窓口提出してください。
- 2 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用(入所又は入院中における食事に要する費用を除く。)から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。また、入所又は入院中における食事に要する費用については、1日につき定額の標準負担額となります。
- 3 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除認定の条件に該当しなくなったとき又は減額・免除認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を介護保険課に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 4 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、介護保険課にその旨を届け出てください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

〈問い合わせ先〉

証の大きさ

縦 128mm

横 98mm

第12号様式の2から第12号様式の5までを削る。

第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第18条関係）

(表)

介護保険利用者負担額減額・免除等認定証 (特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)											
交付年月日 年 月 日											
被 保 険 者	番 号										
	住 所										
	フリガナ										
	氏 名										
	生年月日	年 月 日 性別									
	適用年月日	年 月 日から									
	有効期限	年 月 日まで									
減額・免除等認定事項	給付率 /100										
保険者番号並びに保険者名称及び印	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>										

(裏)

注 意 事 項
1 特定介護老人福祉施設から指定介護福祉施設サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を施設の窓口へ提出してください。
2 指定介護福祉施設サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。また、介護保険特定負担限度額認定証によって指定介護福祉施設サービスを利用する際に食費の提供を受け、又は居住する場合には、当該介護保険特定負担限度額認定証に記載する特定負担限度額が支払いの上限となります。
3 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除等の認定の条件に該当しなくなったとき、減額・免除等の認定証の有効期限に至ったとき、又は特定介護老人福祉施設を退所したとき(引き続き、他の指定介護老人福祉施設に入所する場合を除く。)は、遅滞なく、この証を介護保険課に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、介護保険課にその旨を届け出てください。
5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
<問い合わせ先>

証の大きさ
縦 128mm
横 98mm

第13号様式の2及び第13号様式の3を削る。

第14号様式及び第15号様式を次のように改める。

第14号様式（第20条、第21条、第22条関係）

介護保険居宅介護サービス費等支給申請書

(年 月 分)

代理申請者	本人申請の場合記載不要	委任状	私は、左記の者にこの申請を委任します。 (家族の場合記載不要)
	住所:		被保険者
	電話番号: ()		本人氏名
	氏名: (本人との関係:)		(本人自署の場合は押印不要)

フリガナ	保険者番号		1	9	2	0	1	3
被保険者氏名	印	被保険者番号						
		個人番号						
生年月日	年 月 日	性別	男・女					
住所	〒		電話番号 ()					
支払金額合計	円							
申請理由								
(あて先) 甲府市長			年 月 日					
上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)サービス費、特例居宅介護(介護予防)サービス費、地域密着型(介護予防)サービス費、特例地域密着型(介護予防)サービス費、居宅介護(介護予防)サービス計画費、特例居宅介護(介護予防)サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、特定入所者介護(介護予防)サービス費又は特例特定入所者介護(介護予防)サービス費の支給(償還払い)を申請します。								
上記の給付費は、下記の口座に振り込んでください。 この振込みがなされたときは、当該申請に基づく債権が弁済されたものとします。								
口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所 支所	種 目		口 座 番 号			
			1 普通預金					
			2 当座預金					
			フリガナ (被保険者) 口座名義人					

注意 この申請書に、該当月分の領収書及びサービス提供証明書又は居宅介護支援提供証明書を添付してください。

保険者記入欄

区 分	1 一般	保 険 料 納付状況	未納保険料 有・無 滞納保険料 有・無
	2 支払方法の変更		
	3 給付額減額(7割給付)		
	4 利用者負担額減免 /100		

居宅介護サービス費等 支給・不支給 決定 年 月 日

受 付	支 給	審査決定額	円	決 定 欄
		支 給 額	円	
	不支給			

第15号様式（第23条関係）

介護保険高額介護サービス費等支給申請書

（新規・変更）

代理申請者	本人申請の場合記載不要	委任状	私は、左記の者にこの申請を委任します。 (家族の場合記載不要)
	住所： 電話番号：（ ） 氏名： (本人との関係：)		被保険者 本人氏名 (本人自署の場合は押印不要)

フリガナ		保険者番号		1	9	2	0	1	3
被保険者氏名	⑩	被保険者番号							
		個人番号							
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女						
住所	〒 電話番号 ()								
<p>(あて先) 甲府市長 年 月 日</p> <p>上記のとおり高額介護（介護予防）サービス費（年間上限を含む。）の支給を申請します。</p> <p>高額介護（介護予防）サービス費は、下記の口座に振り込んでください。</p> <p>なお、支給決定にあたり、私及び私の属する世帯の世帯員の老齢福祉年金受給情報・生活保護受給情報・市民税課税情報を調査することに同意します。</p> <p>また、今後支給される高額介護（介護予防）サービス費について、負担区分の変更、介護給付費明細等による過誤調整により返還金が生じた場合は、翌月以降に支給される高額介護（介護予防）サービス費の全部又は一部をこれに充てることを承諾します。</p>									

注意・今回の申請以降、高額介護（介護予防）サービス費が支給される場合、申請手続きは不要となります。

- この申請以降の高額介護（介護予防）サービス費は、今回申請した指定口座に振り込まれます。
- 給付額の減額を受けている方については、高額介護（介護予防）サービス費の支給ができない場合があります。

口座振込 依頼欄	銀行	本店	種目	口座番号
	信用金庫	支店	1 普通預金	
	信用組合	出張所	2 当座預金	
	農協	支所	フリガナ	
金融機関 コード	店舗 コード	(被保険者) 口座名義人		

※本人以外の口座に振込みを希望する方は、以下を記入してください。

委任状	私に支払われる高額介護サービス費等については、下記の者にその受領に係る権限を委任します。		
	○委任される者（口座名義人）	住所	
		氏名	本人との関係（ ）
	○委任する者（被保険者）	氏名	⑩

受付	入力

第16号様式から第21号様式までを次のように改める。

第16号様式（第23条関係）

年 月 日

様

甲府市長



高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました高額介護（予防）サービス費支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名				被保険者番号															
受付年月日				決定年月日															
本人支払額	円			対象年月															
給付の種類																			
支給				支給金額	円														
理由																			
支払方法																			
窓口払									口座払										
お持ちいただくもの				振込先	金融機関														
支払場所					口座種別														
支払期間					口座番号														
					口座名義人														
			支払予定日																

問い合わせ先

審査請求及び取消訴訟

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に審査請求することができます。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第17号様式（第23条関係）

年 月 日

様

甲府市長



介護保険 給付費（年間上限）支給（不支給）決定通知書

高額介護（予防）給付費等（年間上限）については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名				被保険者番号																					
受付年月日				決定年月日																					
対象年度				基準日																					
支給				支給金額	円																				
備考																									
支払方法																									
窓口払									口座払																
お持ちいただくもの									振 込 先	金融機関															
支払場所										口座種別															
支払期間										口座番号															
										口座名義人															
																支払予定日									

問い合わせ先

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に審査請求することができます。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第18号様式（第23条関係）

高額介護（予防）サービス費（年間上限）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度		年度														
フリガナ	氏名		生年月日	年	月	日	性別	個人番号		計算期間の始期及び終期		年	月	～	年	月
介護保険資格情報																
保険者番号		被保険者番号				保険者名称				加入期間						
192013						甲府市				年 月 日から 年 月 日まで						
代理申請者	本人申請の場合記載不要				申請に対する委任状	私は、左記の者にこの申請を委任します。 (家族の場合記載不要)										
	住所： 電話番号： 氏名： (本人との関係：)					被保険者氏名 (本人自署の場合は押印不要)										
<p>(あて先) 甲府市長</p> <p>① 上記対象者について、高額介護（予防）サービス費（年間上限）の支給を申請します。 ② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。</p>																
振込口座 記入欄	銀行 信用金庫 信用組合	金融機関コード	本店 支店 出張所	店舗コード	種目	口座番号	フリガナ									
					1. 普通預金 2. 当座預金 9. その他		口座名義人									
振込に対する委任状	私に支払われる高額介護（予防）サービス費（年間上限）等については、次の者にその受領にかかる権限を委任します。															
	<input type="checkbox"/> 委任される者（口座名義人） 住所 氏名 <input type="checkbox"/> 委任する者（被保険者） 氏名 本人との関係 ()															

第19号様式（第23条関係）

様

介護保険 高額介護（予防）サービス費（年間上限）自己負担額証明書

下記のとおり証明いたします。

フリガナ					
氏名					
生年月日		性別		証明対象年度	
保険者番号		被保険者番号			
対象となる計算期間		年 月 日		～ 年 月 日	
サービス提供年月	自己負担額 (円)			摘要	
年 8月分					
9月分					
10月分					
11月分					
12月分					
年 1月分					
2月分					
3月分					
4月分					
5月分					
6月分					
7月分					
計					
年 月 日					
					甲府市長
					印

【注意事項】

- ・この証明書は、高額医療合算介護（予防）サービス費に使用する証明書ではありません。
- ・給付制限を受けており、自己負担が変更になっている方については、その給付制限期間中は自己負担額が零として計算されることとなり、合算できない場合があります。
- ・転出先の市区町村にご提出ください。

【保険者連絡用】

(問い合わせ先)

(計算結果送付先)

--	--

第20号様式（第23条関係）

〒

介護保険 高額介護（予防）サービス費（年間上限）計算結果連絡票

〈支給対象者情報〉

本市被保険者番号			
フリガナ			
氏名			
生年月日			

〈計算結果〉

貴市において支給いただく金額				円
本市において支給する金額				円
本市自己負担額		円	貴市自己負担額	円
自己負担額合計				円

〈対象年度〉

対象年度		基準日	
対象となる計算期間(本市)		～	
対象となる計算期間(貴市)		～	

年 月 日
〒
甲府市長 印

【保険者連絡用】

(問い合わせ先)

--

第 2 1 号様式 (第 2 3 条の 2 関係)

介護保険基準収入額適用申請書

代理申請者	本人申請の場合記載不要 住 所： 電話番号： () 氏 名： (本人との関係：)	委任状 私は、左記の者にこの申請を委任します。 (家族の場合記載不要) 被保険者 本人氏名 (印) (本人自署の場合は押印不要)

1	フリガナ	被保険者番号																
	被保険者氏名 (印)	個人番号																
	生年月日	年 月 日生	性別	男 ・ 女														
2	フリガナ	被保険者番号																
	被保険者氏名 (印)	個人番号																
	生年月日	年 月 日生	性別	男 ・ 女														
3	フリガナ	被保険者番号																
	被保険者氏名 (印)	個人番号																
	生年月日	年 月 日生	性別	男 ・ 女														
住 所		〒																
		電話番号 ()																

氏 名				
年中の収入	公的年金	円	円	円
	給与 (パート収入等を含む)	円	円	円
	() (年金・給与以外の収入)	円	円	円
	合 計	円	円	円

年 月 日

(あて先) 甲府市長
上記のとおり高額介護サービス費の負担区分判定に係る収入額を申告し、関係書類を添えて申請します。

注意事項

- (1) 市町村民税が課税されている・いないにかかわらず、ご本人(40歳以上65歳未満の方は除く。)及び同じ世帯におられる65歳以上の方それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。
 - (2) 収入額はすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入(障害年金・遺族年金・恩給・特別弔慰金・災害弔慰金など)は除きます。
 - (3) 公的年金等源泉徴収票・給与源泉徴収票・確定申告書の写しなど、公的年金及び給与収入額が確認できる書類を添付してください。ただし、1月1日において当市に住所がある方の公的年金収入の場合については添付書類は不要です。また、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入についても添付書類は不要です。
- 年 月 日

受付	入力	限度額	決 定 欄
		446,400円	

第21号様式の次に次の15様式を加える。
第22号様式（第23条の2関係）

年 月 日

様

甲府市長



基準収入額適用決定通知書

先に申請のありました基準収入額適用については、次のとおり決定しましたので通知します。

【決定内容】

申請年月日		決定年月日	
年度		承認	

【対象となる世帯員】

被保険者番号		フリガナ	
		被保険者氏名	
被保険者番号		フリガナ	
		被保険者氏名	
被保険者番号		フリガナ	
		被保険者氏名	

※負担限度額について
負担限度額は年間446,400円となります。

問い合わせ先

審査請求及び取消訴訟

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に審査請求することができます。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 2 3 号様式 (第 2 3 条の 3 関係)

高額医療合算介護サービス費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	年度	申請区分	1. 新規	2. 変更	3. 取下	(保険者記入欄)	支給申請書整理番号	
フリガナ	氏名		生年月日	年 月 日 生	性別	個人番号	計算期間の始期及び終期	年 月 ~ 年 月
国民健康保険資格情報								
保険者番号	被保険者証記号	被保険者番号	続柄	保険者名称	加入期間			
			1. 世帯主 2. 擬制世帯主 3. 世帯員		年 月 日から 年 月 日まで			
後期高齢者医療資格情報								
保険者番号	被保険者番号	広域連合名称			加入期間			
					年 月 日から 年 月 日まで			
介護保険資格情報								
保険者番号	被保険者番号	保険者名称			加入期間			
192013	0 0 0 0	甲府市			年 月 日から 年 月 日まで			
口座管理番号	振込口座 記入欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	金融機関コード	本店支店 出張所支	店舗コード	種目	口座番号	フリガナ
						1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他		口座名義人
※本人以外の口座に振込を希望する方は、以下委任状を記入してください。								
委任状	私に支払われる高額医療合算介護サービス費等については、下記の者にその受領に係る権限を委任します。							
	○委任される者(口座名義人) 住所		氏名		(本人との関係:)			
	○委任する者(上記対象者) 氏名		印					
保険者加入歴	保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号		備考欄			
	1	年 月 日から 年 月 日まで						
	2	年 月 日から 年 月 日まで						
3	年 月 日から 年 月 日まで							
代理申請者	申請代表者申請の場合記載不要				委任状	私は、左記の者にこの申請を委任します。 (家族の場合記載不要)		
	住所:	電話番号:		氏名:		申請代表者 氏名	印	
	(申請代表者との関係:)					(本人自署の場合は押印不要)		
<p>(あて先) 甲府市長 年 月 日</p> <p>上記対象者について、 高額医療合算介護(予防)サービス費の支給及び 自己負担額証明書の交付を申請します。</p> <p>郵便番号 住所</p> <p>申請代表者 氏名</p> <p>電話番号</p> <p style="text-align: right;">印</p>								

受付

	枚中		枚目
--	----	--	----

第24号様式（第23条の3関係）

様

甲府市介護保険（保険給付）自己負担額証明書

下記のとおり証明いたします。

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	証明対象年度
自己負担額証明書整理番号			
保険者番号		被保険者番号	
対象となる計算期間		年 月 日	～ 年 月 日
計算期間において被保険者であった期間		年 月 日	～ 年 月 日
サービス提供年月	自己負担額 (円)	うち70歳～74歳の者に 係る自己負担額 (円)	摘要
年 8月分			
9月分			
10月分			
11月分			
12月分			
年 1月分			
2月分			
3月分			
4月分			
5月分			
6月分			
7月分			
計			
年 月 日			
甲府市長 印			

【保険者連絡用】

(問い合わせ先)	(計算結果送付先)
----------	-----------

第25号様式（第23条の3関係）

年 月 日

様

甲府市長



高額医療合算介護サービス費等支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました高額医療合算介護サービス費等支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名				被保険者番号										
計算対象期間	年 月 ~ 年 月													
計算対象期間中の自己負担額の合計額	円	申請年月日	年 月 日											
		決定年月日	年 月 日											
支給			支給額	円										
給付の種類														
備考														
支払方法														
窓口払						口座払								
お持ちいただくもの				振 込 先	金融機関									
支払場所					口座種別									
					口座番号									
支払期間					口座名義人									
				支払予定日										

問い合わせ先

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に審査請求することができます。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 2 6 号様式（第 2 4 条関係）

介護保険第三者行為による傷病届

代理申請者	本人申請の場合記載不要	委任状	私は、左記の者にこの申請を委任します。 （家族の場合記載不要）
	住所： 電話番号：（ ） 氏名： （本人との関係： ）		被保険者 本人氏名 ㊟ （本人自署の場合は押印不要）

フリガナ			保険者番号	1	9	2	0	1	3
被保険者氏名			被保険者番号						
生年月日	年	月	日生	性別	男 ・ 女				
住所	〒		電話番号（ ）						
加害者に関する事項	加害者本人	住所 氏名	電話番号（ ）						
		生年月日	年	月	日生				
	職業 勤務先	電話番号（ ）							
使用者	所在地 名称 代表者 氏名	電話番号（ ）							
	加害者が不明の場合の理由								
事故発生の状況	発生日	年	月	日	午前	時	分頃	午後	
	発生場所								
	原因及び状況								
医療機関に関する事項	当初の医療機関の名称等	医療機関及び代表者名			所在地				
	転医した場合の医療機関の名称等	医療機関及び代表者名			所在地				
備考									

第 28 号様式 (第 24 条の 2 関係)

年 月 日

様

甲府市長

印

介護保険料 更正通知書

分の介護保険料額を次のとおり変更しましたので通知します。

(賦課分) 増 () ・ 減 ()

被保険者番号		更正事由	
被保険者氏名		更正年月日	

賦課の根拠

	世帯	本人	基準判定額	所得段階	
更正前					
更正後					

算出保険料	円
減免額	円
年間保険料	円
既通知済額	円
差引保険料	円

これまでの保険料納付等

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

これからの保険料納付等

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

月	更正前保険料		更正後保険料		普通徴収の場合の納期限
	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					差引増減額
合計額					

金融機関名		種別	口座番号
口座名義人			

保険料算定の基礎

期 間	更 正 前				更 正 後			
	段階	月数 (前半 : 後半)	基準額	保険料額	段階	月数 (前半 : 後半)	基準額	保険料額
変更前期間								
			合計				合計	

問い合わせ先

第29号様式（第24条の2関係）

年 月 日

様

甲府市長



介護保険料 特別徴収仮徴収額通知書

介護保険の 年度仮徴収額が次のとおり決定しましたので通知します。
なお、 分から、下記年金からの天引きとなります。

これからの保険料納付方法

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

年度 介護保険料

被保険者氏名	
被保険者番号	
仮徴収額	
4月分保険料	円
6月分保険料	円
8月分保険料	円

問い合わせ先

督促状

税(料)目	
期(月)	
	年度
通知書番号	
備考	
税(料)額	
督促手数料	
延滞金	納付日現在で計算します。
納期限	

上記の金額が 年 月 日現在未納と
なっていますので までに至
急納めてください。なお、本状到着前に既に納められた
場合は、行き違いですのでご了承ください。
※金融機関等で納めてから本市が入金確認できるまで2週間程度かかる場合があります。

甲 府 市 長



第 3 1 号様式 (第 2 7 条関係)

(表)

第	号	
甲府市介護保険料等徴収職員証		
部		
職	氏 名	
生年月日		
年	月	日
甲府市長		
印		

(6cm×9cm)

(裏)

- 1 本証は、介護保険料その他介護保険に係る徴収金の賦課又は徴収に関する業務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、発行の日から3年とする。

第 3 2 号様式 (第 2 8 条関係)

介護保険料徴収猶予申請書

代理申請者	本人申請の場合記載不要 住 所： 電話番号： () 氏 名： (本人との関係：)	委任状	私は、左記の者にこの申請を委任します。(家族の場合記載不要) 被保険者 本人氏名 ㊟ (本人自署の場合は押印不要)

フリガナ		保 険 者 番 号		1	9	2	0	1	3
被保険者氏名	被保険者番号								
	個人番号								
生 年 月 日	年 月 日								
住 所	〒 電話番号 ()								
被 保 険 者 の 属 する 世 帯 の 生 計 を 主 と し て 維 持 す る 者 の 氏 名 及 び 住 所	住所：〒 氏名：		電話番号 ()						
徴 収 猶 予 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 月 間								
保険料の徴収猶予を必要とする理由									
年度 保 険 料	納期月	保険料額	納期限等	納期月	保険料額	納期限等	納期月	保険料額	納期限等
	合 計						カ月分 円		
(あて先) 甲府市長 年 月 日 上記のとおり関係書類を添えて介護保険料の徴収猶予を申請します。									

注意 この申請書に、保険料納入通知書及び徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付してください。

保険料徴収猶予 決 定 年 月 日

受 付	徴 収 猶 予	徴収猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間		決 定 欄					
	分 納								
	不 承 認								
納 付 計 画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額	

第 3 3 号様式 (第 3 1 条関係)

介 護 保 険 料 減 免 申 請 書

代理申請者	本人申請の場合記載不要 住 所：	委任状	私は、左記の者にこの申請を委任します。 (家族の場合記載不要)
	電話番号： () 氏 名： (本人との関係：)		被保険者 本人氏名 ㊟ (本人自署の場合は押印不要)

フリガナ			保 険 者 番 号		1	9	2	0	1	3
被保険者氏名			被 保 険 者 番 号							
			個人番号							
生 年 月 日			年 月 日							
住 所	〒		電話番号 ()							
被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所	住所：〒		電話番号 ()							
	氏名：									
保険料の減額又は免除を必要とする理由										
年度保険料	納期月	保険料額	納期限等	納期月	保険料額	納期限等	納期月	保険料額	納期限等	
							段階	合計	ヶ月分	円
(あて先) 甲府市長						年 月 日				
上記のとおり関係書類を添えて介護保険料の減免を申請します。										

注意 この申請書に、保険料納入通知書及び減免を必要とする理由を証明する書類を添付してください。

保険料減免・免除 決定 年 月 日

受 付	減額 免除	減額率/100・免除	決 定 欄
	不承認		

第 3 4 号様式（第 3 2 条関係）

年 月 日

様

甲府市長

印

介護保険料 徴収猶予承認（不承認）決定通知書

先に申請がありました介護保険料の徴収猶予について、次のとおり決定しましたので通知します。

通知書番号		世帯コード	
-------	--	-------	--

徴収猶予決定年月日	
理 由	

特 別 徴 収		普 通 徴 収		
期 月	保 険 料 額	期 月	保 険 料 額	徴 収 猶 予 期 間
期 月	円	期 月	円	
期 月	円	期 月	円	
期 月	円	期 月	円	
期 月	円	期 月	円	
期 月	円	期 月	円	
期 月	円	期 月	円	
期 月	円	期 月	円	
期 月	円	期 月	円	
期 月	円	期 月	円	
期 月	円	期 月	円	
期 月	円	期 月	円	
期 月	円	期 月	円	
期 月	円	期 月	円	
期 月	円	期 月	円	
期 月	円	期 月	円	

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に審査請求することができます。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 3 5 号様式（第 3 2 条関係）

年 月 日

様

甲府市長



介護保険料 減免承認（不承認）決定通知書

先に申請のありました、介護保険料の減免につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

年度													
被保険者番号											被保険者氏名		
納付義務者住所													
納付義務者氏名													
決定年月日													
減免事由		減免前 保険料		減免額		保 険 料 額							
減免不承認決定 及び理由	<input type="checkbox"/> 不承認		理由										

問い合わせ先

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に審査請求することができます。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第35号

甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

甲府市児童福祉法施行細則（平成15年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「障害児通所給付費支給申請等却下決定通知書」を「却下決定通知書」に改める。

第6条中「障害児通所給付費支給決定取消通知書」を「給付決定取消通知書」に改める。

第11条第2項中「障害児相談支援給付費支給（不支給）通知書」を「障害児相談支援給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第1号様式（表面）中「難病の場合の疾患名」を「難病疾患名」に改める。

第3号様式から第6号様式までを次のように改める。

第3号様式（第3条関係）

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



障害児通所給付費支給決定通知書兼
利用者負担額減額・免除等決定通知書

年 月 日に申請のありました通所給付費の支給及び利用者負担額減額・免除等について、児童福祉法第21条の5の3及び第21条の5の7の規定に基づき下記のとおり決定したので、受給者証を交付し通知します。

記

受給者証番号		通所給付決定 保護者氏名	
給付決定年月日		給付決定に係る 児童氏名	
利用者負担 上限月額		左の上限月額の間 適用期間	
多子軽減対象			
給付決定内容	通所支援の種類	支援の内容及び支給量	有効期間
	特記事項		

肢体不自由児通所医療	公費負担者番号		公費受給者番号	
	肢体不自由児通所医療（食事療養を除く）の負担上限月額	月額		
	上限額の間 適用期間			

審査請求及び取消訴訟

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第4号様式（第3条関係）

第 年 月 日
号

様

甲府市福祉事務所長



却下決定通知書

年 月 日に申請のありました障害児通所給付費の支給及び利用者負担額減額・免除等については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 却下事項

2 却下の理由

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式(第4条関係)

(一) 通所受給者証

受給者証番号	
通所給付決定保護者	居住地 フリカ・ナ 氏名 生年月日 フリカ・ナ 氏名 生年月日
児童	フリカ・ナ 氏名 生年月日
交付年月日	
支給市町村名 及び印	

(二) 児童通所給付費の給付決定内容

支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	
特記事項欄	有・無
予備欄	

(三) 児童相談支援給付費の支給内容

支給期間	
指定相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	

(四) 利用者負担に関する事項

負担上限 月額	
適用期間	
食事提供体制加算対象者	
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄	

(五) 児童通所支援事業者記入欄

番号	事業者及びその 事業所の名称	支援の内容	契約締結日	契約解除日	事業所確認印
1			平成 年 月 日	平成 年 月 日	
2			平成 年 月 日	平成 年 月 日	
3			平成 年 月 日	平成 年 月 日	

(六) 児童通所支援事業者記入欄

番号	事業者及びその 事業所の名称	支援の内容	契約締結日	契約解除日	事業所確認印
1			平成 年 月 日	平成 年 月 日	
2			平成 年 月 日	平成 年 月 日	
3			平成 年 月 日	平成 年 月 日	

(七) 注意事項

- この証は、各面をよく読んで大切に持って行ってください。
- 指定通所支援、未定通所支援又は児童相談支援事業所等又は児童相談支援事業所等又は児童相談支援事業所等に支給を受ける場合は、必ずこの証を指定児童相談支援事業所に提示してください。
- 医療型児童相談支援及び依体不自由児童相談支援受給者証を除く。指定児童相談支援事業所に提示してください。
- 指定通所支援等を受けるときに支払う金額は、当該通所給付費の算出に当たって、当該事業者の負担能力その他の事情を斟酌して算出するものとす。ただし、四面の真実に基づき、児童相談支援事業所等に支払うべき金額が、児童相談支援事業所の窓口において支払われる場合があります。
- 負担上限月額については、児童相談支援給付費の算出に必要となる金額を児童相談支援事業所に提出してください。
- 給付決定期間を経過したときは児童相談支援給付費等の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に、児童相談支援事業所にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

(八) 注意事項

- 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請を受ける必要があります。また、他の種類の児童相談支援を受ける場合は、甲府市福祉事務所へ支給申請してください。
- この証の一、四面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて甲府市福祉事務所へ提出してください。
- 給付決定期間内に、居住地を移すときは、事前に、甲府市福祉事務所へご連絡、ご相談ください。
- また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、甲府市福祉事務所へ提出してください。
- この証を紛失したり、汚したり又は消失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
- また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、児童相談支援事業所に返してください。
- 児童相談支援事業所に返すときは、直ちにこの証を甲府市福祉事務所へ返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰される場合があります。
- 給付決定の内容等に記載されていない児童相談支援について、児童相談支援給付費等の支給は受けられません。

第 6 号様式（第 4 条関係）

（表面）

肢体不自由児通所医療受給者証			
公費負担者番号			
公費受給者番号			
通所給付決定保護者	フリガナ		
	居住地		
	フリガナ		生年月日
	氏 名		
	被保険者証の 記号及び番号		保険者名 及び番号
負担上限月額	肢体不自由児 通所医療 (食事療養を除く)	月額	
適用期間			
交付年月日			
支給市町村名 及び印			

（裏面）

注意事項欄
<p>1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。</p> <p>2 医療型児童発達支援を受けようとするときは、必ずこの証に障害児通所受給者証及び医療保険の被保険者証を添えて、指定医療型児童発達支援事業所に提示してください。</p> <p>3 肢体不自由児通所医療の負担上限月額は、この証の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。</p> <p>4 肢体不自由児通所医療の負担上限月額は、毎年通所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を甲府市福祉事務所に提出してください。</p> <p>5 医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費の給付決定期間を経過したときは、肢体不自由児通所医療費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に甲府市福祉事務所にこの証を添えて、医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給の再申請をしてください。</p> <p>6 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、甲府市福祉事務所にその旨を届け出てください。</p> <p>7 給付決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、甲府市福祉事務所にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、甲府市福祉事務所に届け出てください。</p> <p>8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、甲府市福祉事務所に返してください。</p> <p>9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を甲府市福祉事務所に返してください。</p> <p>10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。</p>

第 8 号様式を次のように改める。

第 8 号様式（第 5 条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市福祉事務所長



障害児通所給付費支給変更決定通知書兼
利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

年 月 日に申請のありました障害児通所給付費の支給変更及び利用者負担額減額・免除等の変更について、児童福祉法第 21 条の 5 の 8 の規定に基づき、下記のとおり決定し、通知します。

記

受給者証番号											通書給付決定 保護者氏名	
給付決定取消日											給付決定に係る 児童氏名	
変更の内容	変更前											
	変更後											

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 11 号様式を次のように改める。

第 1 1 号様式（第 6 条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市福祉事務所長



給付決定取消通知書

児童福祉法第 2 1 条の 5 の 9 第 1 項の規定により、下記のとおり給付決定を取り消しましたので通知します。

記

受給者証番号											給付決定 保護者氏名	
給付決定取消日											給付決定に係る 児童氏名	
取消理由												

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 1 3 号様式を次のように改める。

第 1 3 号様式（第 7 条関係）

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



特例障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書

年 月 日に申請のありました特例障害児通所給付費の支給について児童福祉法第 2 1 条の 5 の 7 の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証番号		申請者氏名	
受付年月日		決定年月日	
特例障害児通所給付費申請額			
支給決定の内容			
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	
不支給・減額の理由			

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 1 7 号様式から第 1 9 号様式までを次のように改める。

第17号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市福祉事務所長



高額障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高額障害児通所給付費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付決定障害者 （保護者）氏名		受給者 証番号	
給付決定に係る 児 童 氏 名			
受 付 年 月 日		決 定 年 月 日	
本 人 支 払 額		申 請 に 係 る サ ー ビ ス 利 用 月	
支 給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支 金	給 額
不 支 給 の 理 由			

振 込 先	金 融 機 関	
	口 座 種 目	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第18号様式（第11条関係）

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



障害児相談支援給付費支給（不支給）決定通知書

児童福祉法第24条の26第1項の規定に基づく障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

記

障害福祉サービス 給 者 証 号		地 域 相 談 支 援 証 号	
通所受給者証番号			
申 請 者 氏 名		申 請 に 係 る 児 童 氏 名	
支 給 の 可 否	可 ・ 否		
支 給 す る	支 給 期 間		
	モ ニ タ リ ン グ 期 間		
支 給 し な い	支 給 し な い 理 由		

審査請求及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。
- 処分取消しの訴えは、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又はこの決定の日から1年を経過したとき（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、提起することができなくなります。

第19号様式（第12条関係）

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



障害児相談支援給付費支給取消通知書

児童福祉法施行規則第25条の26の4第2項の規定に基づき、障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

障害福祉サービス受給者証番号		地域相談支援給付者証番号	
通所受給者証番号			
支給取消に係る障害者（保護者）		支給取消に係る児童氏名	
支給取消日			
取消理由			
障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は通所受給者証提出先及び提出期限	提出先： 提出期限：		

審査請求及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又はこの決定の日から1年を経過したとき（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、提起することができなくなります。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第36号

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年9月規則第69号）の一部を次のように改正する。

第5条中「介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費等支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」を「支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に、「介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費等支給等却下決定通知書」を「却下決定通知書」に改める。

第11条中「介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費支給等変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」に改める。

第13条中「介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費等支給決定取消通知書」を「支給決定取消通知書」に改める。

第17条中「特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例地域相談支援給付費等支給（不支給）決定通知書」を「特例介護給付費、特例訓練等給付費等支給（不支給）決定通知書」に改める。

第1号様式（表面）中「難病の場合の疾患名」を「難病疾患名」に改める。

第3号様式から第9号様式までを次のように改める。

第 3 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



障害支援区分認定通知書

年 月 日 付けの支給申請に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 21 条の規定により、下記のとおり障害支援区分の認定を行ったので通知します。

記

氏 名		認定年月日	
-----	--	-------	--

障害支援区分	① 区分 () ② 非該当
	理由
障害支援区分の認定の有効期間	
(留意事項) 1 上記の障害支援区分や申請者の方のサービスの利用意向等を踏まえ、別途サービス利用に係る支給決定を行います。 2 認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。 3 認定結果等について、不明な点があれば下記の担当課にご連絡ください。	

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 4 号様式（第 5 条関係）

（表面）

第 年 月 日 号

様

甲府市福祉事務所長 印

支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

年 月 日に申請のありました支給及び利用者負担額減額・免除等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 22 条、第 29 条第 4 項、第 34 条、第 51 条の 7 及び第 54 条の 14 の規定に基づき下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受給者証番号		支給決定障害者（保護者）氏名	
支給決定日		支給決定に係る児童氏名	
障害支援区分		障害支援区分の有効期間	
利用者負担上限月額	円	左の上限月額の適用期間	
特定障害者特別給付費（施設入所支援）	日額 円	左の給付費の適用期間	
特定障害者特別給付費（共同生活援助・重度障害者等包括支援）	月額 円	左の給付費の適用期間	

	サービスの種類	支援の内容及び支給量	有効期間
支給決定内容			
	特記事項		

療養介護医療	公費負担者番号		公費受給者番号	
	療養介護医療の自己負担上限額	月額 円	食事療養の自己負担上限額	月額 円
	上限額の適用期間			

◎裏面の注意をよく読んで下さい。

(裏面)

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第5号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市福祉事務所長



却下決定通知書

年 月 日に申請のありました介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費の支給及び利用者負担額減額・免除等については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 却下事項

2 却下の理由

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 5 号様式の 2 (第 5 条の 2 関係)

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



計画相談支援給付費支給（不支給）通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 1 7 第 1 項の規定に基づき、計画相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

記

障害福祉サービス 給 付 者 証 号		地 域 相 談 支 援 給 付 者 証 号	
通所受給者証番号			
申 請 者 氏 名		申 請 に 係 る 児 童 氏 名	
支 給 の 可 否	可 ・ 否		
支 給 す る	支 給 期 間		
	モ ニ タ リ ン グ 期 間		
支 給 し な い	支 給 し な い 理 由		

審査請求及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又はこの決定の日から1年を経過したとき（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、提起することができなくなります。

(九) 職業介護・共同生活援助・施設入居支援事業者記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	入所(原)日 入所(原)日	退所(原)日 退所(原)日	事業者 確認印
1		平成 年 月 日	平成 年 月 日	
2		平成 年 月 日	平成 年 月 日	
予備欄				

(十) 就労定着支援・自立生活援助・事業者記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	契約日 契約日	利用開始日 利用開始日	事業者 確認印
1		平成 年 月 日	平成 年 月 日	
2		平成 年 月 日	平成 年 月 日	
予備欄				

(十一) 注意事項欄

- この証は、各面をよく読んで大切に持つていくください。
- 指定障害福祉サービス等、共生型障害福祉サービス又は基幹型障害福祉サービスを受けるときは、必ずこの証を指定障害福祉サービス事業者等又は基幹型指定障害福祉サービス事業者等に提示してください。
- 事業紹介を受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者証及び障害者手帳を提示してください。
- 指定障害福祉サービス等を受けるときに支払う金額は、当該支援実施事業者の要請の負担割合その他の事情を考慮し、原則として、当該費用は、割相当の額で、除く。この総額の割相当を超え、かつ、割相当の額が1ヶ月当たりの上限になります(個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています)。なお、事業者指定障害福祉サービスを受ける場合は、甲府市福祉事務所窓口にお問い合わせてください。
- 負担上限月額及び特定障害者特別給付金については、毎年利用者の取入時に必ず決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を甲府市福祉事務所へ提出してください。
- 支給決定期間が経過したときは介護給付費等の支給を停止され、また、支給決定期間が経過する前に、甲府市福祉事務所がこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

(十二) 注意事項欄

- 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができ、また、他の種類の障害福祉サービスを受ける必要がある場合は、甲府市福祉事務所に支給申請をしてください。(サービスの種類によっては、障害支援区分の(変更)認定を受ける必要が異なります。)
- この証の1、6面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて甲府市福祉事務所にてその旨を申請してください。
- 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、甲府市福祉事務所にて連絡、住所の移転を申請してください。また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、甲府市福祉事務所に届け出て、住所変更の申請をしてください。
- また、再交付を受けた後は、紛失したときは、速やかに甲府市福祉事務所へ返してください。
- 変更書の資格がなくなつたときは、速やかにこの証を甲府市福祉事務所へ返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることとなります。
- 支給決定の内容欄に記載されていない障害福祉サービスについては、介護給付費等の支給は受けられません。

(十三) 短期入所事業者実績記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日 数	事業者 確認印
1		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
2		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
3		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
4		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
5		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
6		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
7		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
8		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
9		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
10		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
11		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
12		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

(十四) 短期入所事業者実績記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日 数	事業者 確認印
13		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
14		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
15		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
16		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
17		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
18		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
19		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
20		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
21		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
22		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
23		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
24		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

(十五) 生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援事業者記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	契約	事業者 確認印
1		契約	平成 年 月 日 平成 年 月 日	
2		契約	平成 年 月 日 平成 年 月 日	
3		契約	平成 年 月 日 平成 年 月 日	

(十六) 生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援事業者記入欄

番号	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	契約	事業者 確認印
1		契約	平成 年 月 日 平成 年 月 日	
2		契約	平成 年 月 日 平成 年 月 日	
3		契約	平成 年 月 日 平成 年 月 日	

第 6 号様式の 2 (第 7 条関係)

(表面)

療養介護医療受給者証			
公費負担者番号			
公費受給者番号			
支給決定障害者	フリガナ		
	居住地		
	フリガナ		生年月日
	氏名		
	被保険者証の記号及び番号		保険者名及び番号
負担上限月額	療養介護医療(食事療養(生活療養)を除く)	月額	
	食事療養(生活療養)	月額	
適用期間	から まで		
交付年月日			
支給市町村名及び印			

(裏面)

注意事項欄
<p>1 この証は、各面をよく読んで大切に持ってってください。</p> <p>2 療養介護を受けようとするときは、必ずこの証に障害福祉サービス受給者証及び医療保険の被保険者証を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。</p> <p>3 療養介護医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。(※医療型個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。)</p> <p>4 療養介護医療の負担上限月額は毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を甲府市福祉事務所に提出してください。</p> <p>5 療養介護に係る介護給付費の支給決定期間を経過したときは、療養介護医療費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に甲府市福祉事務所にこの証を添えて、療養介護に係る介護給付費の支給の再申請をしてください。</p> <p>6 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、甲府市福祉事務所にその旨を届け出てください。</p> <p>7 支給決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、甲府市福祉事務所にご連絡、ご相談ください。</p> <p>また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、甲府市福祉事務所に届け出てください。</p> <p>8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。</p> <p>また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、甲府市福祉事務所に返してください。</p> <p>9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を甲府市福祉事務所に返してください。</p> <p>10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。</p>

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市福祉事務所長



障害支援区分変更認定通知書

年 月 日付けの支給決定の変更申請に基づき障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 2 4 条第 4 項の規定により、下記のとおり障害支援区分の変更の認定を行ったので通知します。

記

受給者証番号		支給決定障害者氏名	
認定年月日			

障害支援区分	変更前	① 区分 ()	② 非該当
	変更後	① 区分 ()	② 非該当
	理由		
障害支援区分の認定の有効期間			
(留意事項)			
<p>1 変更後の障害支援区分や利用者の方のサービスの利用意向等を踏まえ、別途サービス利用に係る支給決定の変更を行います。</p> <p>2 認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。</p> <p>3 認定結果等について、不明な点があれば下記の担当課にご連絡ください。</p>			

審査請求及び取消訴訟

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 9 号様式（第 1 1 条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市福祉事務所長 印

支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

年 月 日に申請のありました介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費の支給変更及び利用者負担額減額・免除等の変更について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 2 4 条、第 2 9 条及び第 3 4 条の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

記

受給者証番号		支給決定障害者(保護者)氏名	
変更年月日		支給決定に係る児童氏名	
変更の内容	変更前		
	変更後		

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 1 1 号様式及び第 1 1 号様式の 2 を次のように改める。

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



支給決定取消通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 2 5 条第 1 項及び第 5 1 条の 1 0 第 1 項の規定により下記のとおり支給決定を取り消しましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証 番号		地域相談支援 受給者証 番号	
支給（給付）決定障害者 （保護者）氏名		支給決定に係る 児童氏名	
支給（給付） 決定取消日			
取消理由			

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 1 1 号様式の 2 (第 1 3 条の 2 関係)

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



計画相談支援給付費支給決定取消通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 1 7 第 1 項の規定に基づき、計画相談支援給付費の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

障害福祉サービス受給者証番号		地域相談支援受給者証番号	
通所受給者証番号			
支給取消に係る障害者(保護者)		支給取消に係る児童氏名	
支給取消日			
取消理由			
障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は通所受給者証提出先及び提出期限	提出先 : 提出期限 :		

審査請求及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求を行ったか否かにかかわらず、甲府市を被告として(訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。)提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月を経過したとき又はこの決定の日から 1 年を経過したとき(上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 1 年を経過したとき)は、提起することができなくなります。

第 1 5 号様式を次のように改める。

第15号様式（第17条関係）

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



特例介護給付費、特例訓練等給付費等支給（不支給）決定通知書

年 月 日に申請のありました特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費・特例地域相談支援給付費の支給について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条、第35条及び第51条の15の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号		地域相談支援 受給者証番号	
申請者氏名			

受付年月日		決定年月日	
(特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費) 申請額			
支給(給付) 決定の内容			
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	
不支給・減額の理由			

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第17号様式を次のように改める。

第 17 号様式（第 20 条関係）

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請のあった高額障害福祉サービス等給付費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定障害者 (保護者) 氏名		受給者 証番号	
支給決定に係る 児 童 氏 名			
受 付 年 月 日		決 定 年 月 日	
本 人 支 払 額		申 請 に 係 る サ ー ビ ス 利 用 月	
支 給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支 金 給 額	
不 支 給 の 理 由			

振 込 先	金 融 機 関	
	口 座 種 目	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第37号

甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

甲府市児童手当事務取扱規則（平成24年9月規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「児童手当・特例給付 認定・認定請求却下 通知書（第1号様式）」を「児童手当・特例給付認定通知書（第1号様式（その1））又は児童手当・特例給付認定請求却下通知書（第1号様式（その2））」に改め、同条第2項中「児童手当 認定・認定請求却下 通知書（施設等受給資格者用）（第2号様式）」を「児童手当認定通知書（施設等受給資格者用）（第2号様式（その1））又は児童手当認定請求却下通知書（施設等受給資格者用）（第2号様式（その2））」に改める。

第4条第1項中「児童手当・特例給付 額改定・額改定請求却下 通知書（第3号様式）」を「児童手当・特例給付額改定通知書（第3号様式（その1））又は児童手当・特例給付額改定請求却下通知書（第3号様式（その2））」に改め、同条第2項中「児童手当 額改定・額改定請求却下 通知書（施設等受給者用）（第4号様式）」を「児童手当額改定通知書（施設等受給者用）（第4号様式（その1））又は児童手当額改定請求却下通知書（施設等受給者用）（第4号様式（その2））」に改める。

第5条第1項中「児童手当・特例給付 額改定・額改定請求却下 通知書」を「児童手当・特例給付額改定通知書又は児童手当・特例給付額改定請求却下通知書」に改め、同条第2項中「児童手当 額改定・額改定請求却下 通知書（施設等受給者用）」を「児童手当額改定通知書（施設等受給者用）又は児童手当額改定請求却下通知書（施設等受給者用）」に改め、同条第3項中「児童手当・特例給

付 額改定・額改定請求却下 通知書又は児童手当 額改定・額改定請求却下 通知書（施設等受給者用）」を「児童手当・特例給付額改定通知書又は児童手当額改定通知書（施設等受給者用）」に改める。

第6条第1項中「児童手当・特例給付 認定・認定請求却下 通知書」を「児童手当・特例給付認定通知書又は児童手当・特例給付認定請求却下通知書」に改め、同条第2項中「児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）」を「児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）」に改める。

第9条第3項中「児童手当・特例給付 に係る寄附受領証明書」を「児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（その1）（第3条、第6条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



児童手当・特例給付 認定通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当・特例給付については、
次のとおり認定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認 定 に 関 する 事 項			
1 支給対象児童数 ならびに支当月額	(3歳未満)		
	第1子・第2子	人	第3子
		円	円
	(3歳～小学校修了前)		
	第1子・第2子	人	第3子
	円	円	
(中学生)			
第1子・第2子	人	第3子	
	円	円	
	【 合 計 】	人	円
2 区分	児童手当・特例給付		
3 支給開始年月	年 月 から		
4 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()			
備考			

第1号様式（その2）（第3条、第6条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



児童手当・特例給付 認定請求却下通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当・特例給付については、
次の理由で請求を却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

第2号様式を次のように改める。

第 2 号様式（その 1）（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



施設等の名称
施設等の種類

児童手当 認定通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認 定 に 関 す る 事 項	
1 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2 手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3 支給開始年月	年 月 から
4 支給対象児童の氏名及び生年月日 (※) この通知書の別紙をご確認ください	
備考	

第2号様式（その2）（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



施設等の名称
施設等の種類

児童手当 認定請求却下通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（その1）（第4条、第5条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



児童手当・特例給付 額改定通知書

児童手当・特例給付の額の改定については、請求、届出・職権により、次のとおり改定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1 改定後の支給対象児童数 ならびに改定後の手当月額	(3歳未満)
	第1子・第2子 人 第3子 人 円 円
	(3歳～小学校修了前)
	第1子・第2子 人 第3子 人 円 円
	(中学生)
	第1子・第2子 人 第3子 人 円 円
	【合計】 人 円
2 区分	児童手当・特例給付
3 改定年月	年 月 から
4 改定（増・減額）の理由（	）
備考	

第3号様式（その2）（第4条、第5条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



児童手当・特例給付 額改定請求却下通知書

児童手当・特例給付の額の改定については、請求、届出・職権により、次のとおり却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

第4号様式を次のように改める。

第 4 号様式（その 1）（第 4 条、第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



施設等の名称
施設等の種類

児童手当 額改定通知書（施設等受給者用）

児童手当の額の改定については、請求、届出・職権により、次のとおり改定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	計 人
2 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	計 円
3 改定年月	年 月 から
4 増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由 (※) この通知書の別紙をご確認ください。	
備考	

第 4 号様式（その 2）（第 4 条、第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長

印

施設等の名称
施設等の種類

児童手当 額改定請求却下通知書（施設等受給者用）

児童手当の額の改定については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

額 改 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

第 5 号様式から第 1 2 号様式までを次のように改める。

第5号様式（第6条、第7条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



児童手当・特例給付 支給事由消滅通知書

次のとおり児童手当・特例給付の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

1 消滅した日

2 消滅の理由（ ）

備考

第 6 号様式（第 6 条、第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



施設等の名称
施設等の種類

児童手当 支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支 給 事 由 消 滅 に 関 す る 事 項	
1 消滅した日	
2 消滅の理由 ()	
備考	

第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



未支払 児童手当・特例給付 支給決定・請求却下 通知書

年 月 日付けで請求のありました未支払児童手当・特例給付の支給については、次のとおり 支給することに決定・請求を却下 しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

整理番号

児童手当・特例給付に係る寄附受領証明書

住所（法人の主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等）

金 _____ 円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、 年 月 日に支払われた児童手当等のうち、上記の額を、同法第20条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 月 日

甲府市長



※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

第10号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



保育料徴収通知書

甲府市児童手当事務取扱規則第10条第1項の規定に基づき、次のとおり児童手当・特例給付からの保育料の徴収を決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

1 徴収対象者の住所・氏名

2 対象児童の氏名

3 徴収する保育料

児童手当支払期月	徴収する保育料	備考（変更の場合は変更前）

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



保育料特別徴収通知書

甲府市児童手当事務取扱規則第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特別徴収を決定しましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

この処分に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に甲府市長に対して審査請求をすることができるほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

1 徴収対象者の住所・氏名

2 対象児童の氏名

3 徴収する保育料

児童手当支払期月	徴収する保育料	備考（変更の場合は変更前）

第 1 2 号様式（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



児童手当・特例給付 支払差止通知書

次のとおり児童手当・特例給付の支払いを差し止めましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	1 算定の基礎となる児童数 人
		2 手当月額 円
		3 支払差止額 円
支払差止期間	分 から 分まで	

※ 上記枠内の児童数ならびに金額については、支払差止時点の状況で記載しています。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第38号

甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則
甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例施行規則（昭和50年12月規則第62号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条、第6条関係）

<p>甲府市ひとり親家庭等医療費助成金受給者証</p>		<p>交付 更新</p>	<p>申請書</p>	<p>提出年月日</p> <p>年 月 日</p>	
<p>(あて先) 甲府市長</p>					
<p>ひとり親家庭等医療費助成金受給者証の交付にあたり、私及び同居親族の地方税賦課情報及び住民基本台帳に関する情報を取得することに同意します。そのために、私及び同居親族の個人番号を利用することに同意します。</p>					
<p>氏名</p>			<p>電話番号</p>		
<p>印</p>					
<p>住所 甲府市</p>			<p>申請年度の1月1日に住民票があった住所(市内の場合は記入不要)</p>		
<p>申請年度</p> <p>年度</p>	<p>児童を現に 監護している者</p>	<p>児 童</p>			
<p>受給者番号 (更新の場合、記入)</p>					
<p>氏 名</p>					
<p>個 人 番 号</p>					
<p>性 別</p> <p>男 ・ 女 男 ・ 女 男 ・ 女 男 ・ 女 男 ・ 女</p>					
<p>生 年 月 日</p> <p>年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日</p>					
<p>児童(及び申請者)との 続 柄</p> <p>父 ・ 母 ・ 養育者</p>					
<p>職 業</p>	<p>勤務先</p>				
	<p>所在地</p>				
<p>学校・学年</p>					
<p>加入医療保険</p>					
<p>名 称</p>		<p>種 別</p>		<p>資格取得年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>記 号</p>		<p>番 号</p>			
<p>添付又は提示書類</p> <p>1 医療保険各法に基づく被保険者証等 2 ひとり親家庭の父又は母については、前年の所得税の賦課の状況を証する書面 3 父母のない児童の場合には、当該児童を現に監護している者の扶養事実申立書</p>					
<p>※太枠内を記入してください。</p>					
<p>※ 甲府市 記入欄</p>	<p>事由(発生日: 年 月 日)</p> <p><input type="checkbox"/>離婚 <input type="checkbox"/>死別 <input type="checkbox"/>転入 <input type="checkbox"/>未婚 <input type="checkbox"/>事実婚解消 <input type="checkbox"/>その他()</p>		<p>受給資格</p> <p>年 月 日 から 年 月 日 まで</p>		<p>審査結果</p> <p><input type="checkbox"/>該当 <input type="checkbox"/>市単 <input type="checkbox"/>却下</p>
					<p>却下理由</p> <p><input type="checkbox"/>前年分所得税納付義務者 <input type="checkbox"/>その他()</p>
	<p>受付</p>	<p>入力</p>	<p>確認</p>	<p>前年区分</p>	<p>児扶手証書番号</p>
			<p>申告</p>	<p>所得税額</p> <p>円</p>	
					<p>※ 備考</p>
<p>※欄は記入しないこと。扶養義務者がいる場合は裏面も記入してください。(表面)</p>					

(裏面) 同居している扶養義務者(18歳以上の子、祖父母、父母、兄弟姉妹)について記入してください(対象児童を除く)。				
氏名	続柄	生年月日	個人番号	申請年度の1月1日に住民票があった住所 (市内の場合は記入不要)
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

第 2 号様式（その 1）（第 4 条関係）

甲府市ひとり親家庭等医療費助成金受給者証

公費負担者番号									
受給者番号									
被保険者証の記号番号									
保険種別									
保険者番号									
受給資格者	住所								
	氏名							性別	
	生年月日	年	月	日					
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで								
甲 府 市 長 印									
交付年月日	年 月 日								

※県内の医療機関の窓口にて、保険証と一緒に提示してください。
 また、入院時食事療養費標準負担額は窓口無料となりません。

第 2 号様式（その 2）（第 4 条関係）

甲府市ひとり親家庭等医療費助成金受給者証									
窓口無料対象外（この証では窓口無料となりません）									
受給者番号									
被保険者証の記号番号									
保険種別									
保険者番号									
受給資格者	住所								
	氏名							性別	
	生年月日	年	月	日					
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで							
甲 府 市 長 									
交付年月日		年	月	日					

附 則

この規則は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第39号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成9年10月規則第35号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「収入申告書」を「市営住宅収入申告書」に改める。

第17条の2中「甲府市市営住宅使用料（家賃）納入通知書」を「甲府市市営住宅使用料納入通知書」に改める。

第13号様式及び第14号様式を次のように改める。

第13号様式（第13条関係）

年度 市営住宅収入申告書

（あて先）甲府市長

年 月 日提出

甲府市市営住宅条例17条第1項の規定により私及び同居者等の前年中の収入について次のとおり申告します。

世帯の状況及び収入の状況

宛名番号	団地名
住宅番号	
住所	
氏名	TEL (印)

	氏名	続柄	生年月日	年齢	所得の状況		個人番号	控除要件の対象状況						所得金額	控除金額
					勤務	先等		老人	特扶	障害	特障	高齢	寡フ		
入居者															
同居者															
別居扶養親族															

- ※1 太線の中を記入してください。
- ※2 入居者が死亡等でいない場合、同居者・別居扶養親族に異動があった場合には手続きをお願いします。

【住所確認等の照会に関する同意欄】
 収入申告に関する入居者全ての住所確認等の住民基本台帳に関する全てについて、担当職員が閲覧又は照会することを同意します。

氏名 (印)

第14号様式（第14条関係）

年 月 日

様

甲府市長



収入認定通知書

先にあなたから申告がありました世帯の収入及び世帯の構成から、あなたの収入を次のとおり認定しましたので、甲府市市営住宅条例第17条第2項の規定により通知します。

また、認定した収入から、年度のあなたの毎月の家賃を決定しましたので、併せてお知らせします。

1 収入認定結果

同居	氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	所得額	扶養控除額	特別控除額	寡フ	特定	老人	普障	特障
合 計													
【世帯総所得】		【扶養控除】			【特別控除】			【認定収入月額】					
{ 円 - (円 × 人 +			円) } ÷ 12 =			円					

2 年度（ 年 月～ ）の家賃の額

あなたの 年度 の家賃の額	円
※傾斜家賃適用による減免後の家賃	月 ～ 月
	月 ～ 月

3 告知事項

第16号様式の2（その1）及び第16号様式の2（その2）を次のように改める。

第16号様式の2（その1）（第17条の2関係）

年 月 日

様

甲府市長



年度 甲府市市営住宅使用料納入通知書

市営住宅使用料を次のとおり決定しました。
同封の納付書により毎月納期限までに納めてください。

月	住宅使用料	駐車場使用料	合計額	納期限
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日

第16号様式の2（その2）（第17条の2関係）

年 月 日

様

甲府市長



年度 甲府市市営住宅使用料納入通知書

市営住宅使用料を次のとおり決定しました。使用料は各月納期限（口座振替日）に指定の口座から振り替えます。

月	住宅使用料	駐車場使用料	合計額	口座振替日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日
月	円	円	円	年 月 日

口座振替

金融機関	口座種別	口座番号	口座名義人

第20号様式及び第21号様式を次のように改める。

第20号様式（第22条関係）

年 月 日

様

甲府市長



収入超過者認定通知書

先にあなたから申告がありました世帯の収入及び世帯の構成から、収入超過者として認定しましたので、甲府市市営住宅条例第30条第1項の規定により通知します。

また、認定した収入から、年度のあなたの毎月の家賃を決定しましたので、併せてお知らせします。

1 収入認定結果

同居	氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	所得額	扶養控除額	特別控除額	寡フ	特定	老人	普障	特障
合 計													
【世帯総所得】				【扶養控除】			【特別控除】			【認定収入月額】			
{ 円 - (円 × 人 +			円) } ÷ 12 =			円			

2 年度（ 年 月～ ）の家賃の額

あなたの	年度	の家賃の額	円
※傾斜家賃適用による減免後の家賃	月～	月	円
	月～	月	円

3 収入超過年数 年

4 告知事項

第 2 1 号様式 (第 2 3 条関係)

年 月 日

様

甲府市長



高額所得者認定通知書

先にあなたから申告がありました世帯の収入及び世帯の構成から、高額所得者として認定しましたので、甲府市市営住宅条例第 3 0 条第 2 項の規定により通知します。

また、認定した収入から、年度のあなたの毎月の家賃を決定しましたので、併せてお知らせします。

1 収入認定結果

同居	氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	所得額	扶養控除額	特別控除額	寡フ	特定	老人	普障	特障
合 計													
【世帯総所得】		【扶養控除】		【特別控除】		【認定収入月額】							
{		円 - (円 × 人 +		円) } ÷ 12 =		円					

2 年度 (年 月 ~) の家賃の額

あなたの 年度 の家賃の額	円
※傾斜家賃適用による減免後の家賃	月 ~ 月 円
	月 ~ 月 円

3 収入超過年数 年

4 告知事項

第 2 4 号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

甲府市長

印

市営住宅駐車場使用許可通知書

市営住宅駐車場の使用を次のとおり許可しますので、甲府市市営住宅条例第 7 1 条第 4 項の規定により通知します。

使用者	
住宅の名称	
駐車場の 区画番号	
使用料	月額 円
許可期間	から まで

附 則

この規則は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。

告示

甲府市告示第604号

地方自治法第243条の3第1項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計の平成30年度上半期の財政状況及び甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計の前年度決算状況を、別紙のとおり公表する。

平成30年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第605号

地方公営企業法第40条の2の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計の平成30年度上半期の業務の状況及び甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計の前年度の決算の状況を、甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項により、別紙のとおり公表する。

平成30年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第606号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成30年12月3日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第607号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成30年12月3日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第608号

甲府市任期付短時間勤務職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成30年12月3日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月4日

甲府市長 樋口雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場・甲府市酒折駅南口自転車駐車場
甲府市桜町自転車駐車場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成30年11月22日（木）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活課
交通安全係 TEL 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの、自転車の鍵

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年12月5日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|--|
| 1 書類名 | 平成29年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書
平成30年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市役所市民部市民総室国民健康保険課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月5日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字大土井1718番1及び1718番3から1718番8まで以上7筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市大里町5216番地1
有限会社明和ホーム
代表取締役 依田 由紀夫

甲府市告示第612号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月5日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市山宮町字渋田2485番1から2485番12まで
以上12筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市善光寺一丁目18番22号
こばやし不動産
代表 小林 誠

甲府市告示第613号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 204号		
工事名	橋梁補修工事(30-2)		
工事場所	甲府市御岳町地内		
工事概要	1	工事内容	橋梁補修工 1橋 伸縮装置取替工 1橋 橋面防水工 1橋 断面修復工(左官工法) 1橋 塗装塗替工 1橋 鋼材腐食補修工 1橋 支承取替工 1橋 水切設置工 1橋 表面保護工 1橋 防護柵補修工 1橋 支材取替工 1橋 仮設工 1式 付帯工 1式
	2	工期	平成31年7月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	34,041,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	橋梁工事等又は道路工事等。ただし、1件の工事請負額が、1,700万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に

			完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年12月7日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年12月18日
	3	申請書受付開始日	平成30年12月7日
	4	申請書受付締切日	平成30年12月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年12月25日
	6	設計図書配付開始日	平成30年12月7日
	7	設計図書配付締切日	平成30年12月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年12月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年12月26日
	10	入札日時	平成31年1月9日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成31年1月15日
	12	開札日時	平成31年1月21日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成31年1月22日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況

入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年1月4日 午後5時まで
	2	回答	平成31年1月7日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成31年1月17日まで
	2	回答	平成31年1月18日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成31年1月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 205号		
工事名	橋梁補修工事(30-4)		
工事場所	甲府市国母二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	橋梁補修工 1橋 伸縮装置工 1橋 橋面防水工 1橋 ひび割れ補修工 1橋 断面修復工 1橋 橋梁塗装工 1橋 水切設置工 1橋 表面保護工 1橋 防護柵補修工 1橋 支承ボルト取替工 1橋 仮設工 1式 付帯工 1式
	2	工期	平成31年5月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	23,468,400円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	橋梁工事等又は道路工事等。ただし、1件の工事請負額が1,100万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場

			合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年12月7日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年12月18日
	3	申請書受付開始日	平成30年12月7日
	4	申請書受付締切日	平成30年12月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年12月25日
	6	設計図書配付開始日	平成30年12月7日
	7	設計図書配付締切日	平成30年12月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年12月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年12月26日
	10	入札及び開札日時	平成31年1月9日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年1月4日 午後5時まで
	2	回答	平成31年1月7日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(建築) 209号		
工事名	後屋団地7号棟火災部屋他改修工事		
工事場所	甲府市後屋町653番地		
工事概要	1	工事内容	火災にあった181・183号室(68.0㎡×2部屋)の改修及び外壁塗装他
	2	工期	平成31年3月28日まで
	3	予定価格(税込み)	25,679,160円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	公共施設の新築、改築、増築、改修工事等。ただし、1件の工事請負額が1,200万円以上の実績に限る。元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年12月7日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年12月18日
	3	申請書受付開始日	平成30年12月7日

	4	申請書受付締切日	平成30年12月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年12月25日
	6	設計図書配付開始日	平成30年12月7日
	7	設計図書配付締切日	平成30年12月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年12月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年12月26日
	10	入札及び開札日時	平成31年1月9日 午前10時
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年1月4日 午後5時まで
	2	回答	平成31年1月7日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第616号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 差押調書(謄本) 市民発14897号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第617号

次の特定空家等にかかわる書類は、その送達を受けるべき者が国外居住により送付できないため公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 書類名 | 特定空家等該当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市役所 空き家対策課 |

甲府市告示第618号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成30年12月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第619号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

平成30年12月10日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970104947
2	事業所名	地域密着自立支援センター
3	事業所の所在地	甲府市青沼1丁目17番6号青沼ビル
4	当該事業所の申請者	特定非営利活動法人生活介護支援くまちゃん 理事長 熊坂 貞子
5	サービスの種類	居宅介護支援
6	廃止年月日	平成31年1月1日

甲府市告示第620号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

平成30年12月10日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970102982
2	事業所名	虹の郷甲府
3	事業所の所在地	甲府市住吉5-3-17
4	当該事業所の申請者	株式会社 虹の郷 代表取締役 知見寺 直一
5	サービスの種類	居宅介護支援
6	廃止年月日	平成30年12月31日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年12月10日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 入札番号 | 第2679号 |
| (2) 物件名 | 小学校新一年生分給食用食器 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理機器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年12月10日（月）～平成30年12月21日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年12月10日(月)～平成30年12月21日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成31年1月9日(水) 午後1時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免

除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年12月10日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 入札番号 | 第2680号 |
| (2) 物件名 | 中学校新一年生分給食用食器 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理機器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年12月10日（月）～平成30年12月21日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年12月10日(月)～平成30年12月21日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成31年1月9日(水) 午後1時45分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免

除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成30年12月25日まで一般の縦覧に供する。

平成30年12月11日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 880
- 3 路線名 飯田二丁目1号線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市飯田二丁目46番2地先から 甲府市飯田二丁目1385番4地先まで	4.5～ 10.4	116.0
新	甲府市飯田二丁目46番2地先から 甲府市飯田二丁目1385番4地先まで	8.5～ 13.9	116.0

甲府市告示第624号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成30年12月11日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第625号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成30年12月12日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市告示第626号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書(謄本) 市民発14492号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第627号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発15046号
充当通知書 市民発15047号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第628号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

平成30年12月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970100184 |
| 2 | 事業所の名称 | 快晴苑デイサービスセンター |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市大津町333 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 社会福祉法人 大寿会
理事長 渡辺 好子 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 平成31年1月1日 |

甲府市告示第629号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|-------|-------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 | 福発第4441号 |
| | | 充当通知書 | 福発第4442号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市役所 | 福祉保健部 介護保険課 |

甲府市告示第630号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|-------|-------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 | 福発第4438号 |
| | | 充当通知書 | 福発第4439号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市役所 | 福祉保健部 介護保険課 |

甲府市告示第631号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月12日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上町字大土井1729番1、1729番6から1729番9まで、
1734番1、1734番3、1734番4、1734番6及び1734番7
以上10筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に
備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市富竹新田1834番地1
株式会社B'Sクリエイト
代表取締役 湯本 敬

甲府市告示第632号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年12月13日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 平成29年度介護保険料第5期分督促状
平成29年度介護保険料第6期分督促状
平成29年度介護保険料第7期分督促状
平成29年度介護保険料第8期分督促状
平成29年度介護保険料第9期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成30年12月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100677 |
| 2 | 事業所の名称 | あいけやき |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市上町1866番地3 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市落合町568番地5
新日本通産株式会社
代表取締役 三村 修 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 平成30年12月3日 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月13日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上阿原町字整理地1259番1から1259番11まで
以上11筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市池田一丁目5番9号
有限会社グリーンリーフホーム
代表取締役 遠藤 勇司

甲府市告示第635号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成30年12月17日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第636号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月17日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 福発第4310号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市役所 福祉保健部 介護保険課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市徳行五丁目1752番1、1752番6から1752番12まで、
甲斐市富竹新田字十二名781番22、814番1の一部、838番6及び
838番7

以上12筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市徳行四丁目4番25号
岩間 いつ 恵

甲府市告示第638号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので同条例第11条の規定により告示する。

平成30年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
市道北口駅前広場線	甲府市北口二丁目14番14号 特定非営利活動法人甲府駅北口まちづくり委員会	平成31年4月1日 から平成36年3月31日まで
市道甲府駅周辺土地区画整理2号線		
市道甲府駅周辺土地区画整理9号線の一部		
市道甲府駅周辺土地区画整理10号線の一部		
市道甲府駅周辺土地区画整理24号線		
甲府駅北口第1駐車場		
甲府駅北口第2駐車場		
甲府駅北口第1自転車駐車場		
甲府駅北口第2自転車駐車場		
甲府駅北口多目的広場		
甲府市歴史公園		
甲府市藤村記念館		

地方自治法第219条第2項の規定により、平成30年12月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成30年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成30年度甲府市一般会計補正予算（第4号）
- 2 平成30年度甲府市一般会計補正予算（第5号）
- 3 平成30年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成30年度甲府市下水道事業会計補正予算（第1号）

平成30年12月18日 原案可決

甲府市告示第640号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成30年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場	東京都港区西新橋二丁目8番1号 一般社団法人日本駐車場工学会	平成31年4月1日 から平成33年 3月31日まで
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場		

公売公告兼見積価額の公告

甲府市告示第641号
平成30月12月19日

甲府市長 樋口 雄一

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

公 売 財 産 の 種 類		別紙「公売財産明細書」のとおり
公売保証金及び見積価額		
公 売 の 方 法		せり売り
公 売 の 日 時	公 売 参 加 申 込 期 間	平成31年 1月 8日(火) 午後 1時00分から 平成31年 1月22日(火) 午後23時00分まで
	入 札 期 間	平成31年 1月29日(火) 午後 1時00分から 平成31年 1月31日(木) 午後23時00分まで
公 売 の 場 所		ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上 (https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)
売 却 決 定		日時 平成31年 2月1日(金) 午前10時00分
		場所 山梨県甲府市丸の内一丁目18-1 甲府市 市民部 滞納整理課
買受代金納付期限		平成31年 2月 8日(金) 午後2時30分
買受人の資格その他の要件		国税徴収法第92条の規定に該当する者、及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、買受人になることができません。
そ の 他		別紙「公売公告兼見積価額の公告のその他の記載事項」のとおり

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を甲府市長に申し出てください。

なお、債権現在額申立書の用紙は、甲府市役所滞納整理課に用意してあります。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市国玉町字一ノ坪1049番1から1049番21まで、
1051番2から1051番5まで、1052番1から1052番9まで及び
1054番1から1054番17まで
以上51筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、公園、ごみ集積所、下水道及び消防施設
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市相生一丁目16番16号
有限会社セントラルホームズ
代表取締役 雨宮 孝

甲府市告示第643号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|-------|-------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 | 福発第4610号 |
| | | 充当通知書 | 福発第4611号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市役所 | 福祉保健部 介護保険課 |

甲府市告示第644号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成30年12月20日

甲府市長 樋口雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市光風寮	甲府市東光寺一丁目10番25号 社会福祉法人 甲府市社会福祉事業団	平成31年4月1日 から平成36年3月 31日まで

甲府市告示第645号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成30年12月20日

甲府市長 樋口 雄一

施設の名 称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市玉諸福祉センター	甲府市相生二丁目17番1号 社会福祉法人 甲府市社会福祉協議会	平成31年4月1日 から平成36年3月 31日まで
甲府市山宮福祉センター		
甲府市貢川福祉センター		
甲府市相川福祉センター		
甲府市相生福祉センター		

甲府市告示第646号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので同条例第11条の規定により告示する。

平成30年12月20日

甲府市長 樋口 雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市障害者センター	甲府市東光寺一丁目10番25号 社会福祉法人甲府市社会福祉事業団	平成31年4月1日 から平成36年3月 31日まで

甲府市告示第647号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成30年12月20日

甲府市長 樋口雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市上九の湯 ふれあいセンター	甲府市相生二丁目17番1号 社会福祉法人 甲府市社会福祉協議会	平成31年4月1日 から平成36年3月 31日まで
甲府市中道デイ サービスセンター		
甲府市上九一色 デイサービスセ ンター		
甲府市健康の杜 センター		
甲府市上曾根い きいきプラザ		
甲府市古関・梯い きいきプラザ		

甲府市告示第648号

甲府市市税条例（昭和25年甲府市条例第29号）第10条の2第1項の規定により、平成30年甲府市告示第535号において別に告示で定めることとしている期日については、その期限が平成30年9月6日から平成31年1月30日までの間に到来するものについて、平成31年1月31日とする。

平成30年12月20日

甲府市長 樋口 雄一

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年12月20日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 平成29年度介護保険料第7期分督促状
平成29年度介護保険料第8期分督促状
平成29年度介護保険料第9期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第650号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成30年12月20日

甲府市長 樋口 雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
石田悠遊館	甲府市上石田三丁目3番46号 石田悠遊館運営協議会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
大国悠遊館	甲府市後屋町155番地15 大国悠遊館運営協議会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
里垣悠遊館	甲府市善光寺二丁目8番17号 里垣悠遊館運営協議会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
相川悠遊館	甲府市古府中町6019番地 相川悠遊館運営協議会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
湯田悠遊館	甲府市幸町14番15号 湯田悠遊館運営協議会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
伊勢悠遊館	甲府市伊勢三丁目8番17号 伊勢悠遊館運営協議会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
北部悠遊館	甲府市下帯那町3054番地4 北部悠遊館運営協議会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
貢川悠遊館	甲府市富竹一丁目8番12号 貢川悠遊館運営協議会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
大里悠遊館	甲府市大里町3805番地1 大里悠遊館運営協議会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

羽黒悠遊館	甲府市山宮町2401番地1 羽黒悠遊館運営協議会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
朝日悠遊館	甲府市塩部一丁目4番1号 朝日悠遊館運営協議会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
富士川悠遊館	甲府市中央三丁目3番1号 富士川悠遊館運営協議会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
玉諸悠遊館	甲府市上阿原町564番地1 玉諸悠遊館運営協議会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
住吉悠遊館	甲府市住吉一丁目3番13号 住吉悠遊館運営協議会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

甲府市告示第651号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年12月21日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 書類名 | 後期高齢者医療保険料 過誤納金還付・充当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第652号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年12月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 平成30年度後期高齢者医療保険料第2期分督促状
平成30年度後期高齢者医療保険料第3期分督促状
平成30年度後期高齢者医療保険料第4期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第653号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|-------|-------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 | 福発第4636号 |
| | | 充当通知書 | 福発第4638号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市役所 | 福祉保健部 介護保険課 |

甲府市告示第654号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 市民発第14662号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第655号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 市民発第15109号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第656号

次の債権にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| 1 | 書類名 | 生活保護費に係る滞納債権に対する督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 生活福祉課 |

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づき指定介護予防訪問介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

平成30年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105126 |
| 2 | 事業所の名称 | 介護のみちる |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市住吉五丁目25番32号
I-SOHO-A |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市住吉五丁目25番32号
I-SOHO-A
有限会社 ディソイル山梨
取締役 石川 育夫 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 平成31年1月1日 |

甲府市告示第658号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成30年12月25日

甲府市長 樋口雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市寺川 グリーン公園	甲府市古関町2992番地21 寺川グリーン公園管理組合	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

甲府市告示第659号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成30年12月25日

甲府市長 樋口雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市右左口の里	甲府市高畑一丁目2番5号 株式会社えべし	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

甲府市告示第660号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成30年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
風土記の丘 農産物直売 所	甲府市下曾根町1070番地3 一般社団法人中道農産物加工直売組合	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

甲府市告示第661号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成30年12月25日

甲府市長 樋口雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
上九ふれあい 農産物直売所	甲府市古関町1154番地1 農事組合法人上九ふれあいの里	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

甲府市告示第662号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成30年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市市民いこいの里	甲府市黒平町13番地 黒平里山の会	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）19号		
工事名	①H30 歩道改良工事（市道富士見中線） ②（モ-1）配水管布設替工事 ③下水道管工事（H30D-3）		
工事場所	甲府市北口一丁目・朝日一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<p>① 施工延長 (右) L = 37.18 m (左) L = 35.98 m 自由勾配側溝工 L = 43.6 m プレキャスト集水柵 N = 5 箇所 ライン導水ブロック工 L = 46.1 m As舗装工 A = 30.0 m² 透水性舗装工 A = 111.0 m² 電線共同溝工 L = 73.2 m プレキャストボックス工（特殊部TB柵） N = 2 箇所 As仮復旧工 A = 83.0 m²</p> <p>② DIP.GX (φ200) 71.0 m DIP.GX (φ150) 92.0 m DIP.K (φ200) 3.5 m SSP (φ150) 6.0 m RRVP (φ100) 1.5 m 仕切弁.GX (φ200) 6 基 仕切弁.GX (φ150) 3 基 不断水簡易仕切弁 (φ200) 1 基 消火栓 (φ75) 1 基 水抜栓 (φ25) 2 基 臨給工（支給材有） 1 式</p> <p>③ 小口径汚水柵取付管取替工 5 箇所 雨水柵取付管取替工 3 箇所</p>

		街渠柵取付管撤去工 付帯工	1箇所 1式
	2	工期	平成31年8月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	80,611,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A <u>特定建設業の許可</u>
	3	同種工事施工実績	道路工事等若しくは道路工事等と配水管 布設替工事等との合併工事。ただし、 1件の工事請負額が、4,000万円 以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
	5	近接工事	<u>平成30年9月6日告示（（土木） 110055号（更新-1）送水管布 設替工事）の落札者は、本工事の入札 に参加することはできません。</u>
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	平成30年12月25日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成31年1月9日
	3	申請書受付開始日	平成30年12月25日
	4	申請書受付締切日	平成31年1月9日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成31年1月16日
	6	設計図書配付開始日	平成30年12月25日

	7	設計図書配付締切日	平成31年1月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年12月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成31年1月17日
	10	入札日時	平成31年1月24日 午前10時30分
	11	価格以外の評価点公表日	平成31年1月29日
	12	開札日時	平成31年2月4日 午前9時
	13	落札者決定日	平成31年2月5日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年1月22日 午後5時まで
	2	回答	平成31年1月23日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成31年1月31日まで
	2	回答	平成31年2月1日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成31年2月1日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる

	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 211号		
工事名	H30道路改良工事(市道下曾根2200号線)橋梁下部工		
工事場所	甲府市下曾根町地内		
工事概要	1	工事内容	A1橋台工 V=47m ³ 鋼管杭 N=6本 A2橋台工 V=46m ³ 鋼管杭 N=8本 仮設工 N=1式
	2	工期	平成31年6月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	58,579,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	橋梁工事等又は道路工事等。ただし、1件の工事請負額が、2,900万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10

	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年12月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成31年1月9日
	3	申請書受付開始日	平成30年12月25日
	4	申請書受付締切日	平成31年1月9日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成31年1月16日
	6	設計図書配付開始日	平成30年12月25日
	7	設計図書配付締切日	平成31年1月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年12月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成31年1月17日
	10	入札日時	平成31年1月24日 午前10時40分
	11	価格以外の評価点公表日	平成31年1月29日
	12	開札日時	平成31年2月4日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成31年2月5日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年1月22日 午後5時まで
	2	回答	平成31年1月23日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成31年1月31日まで
	2	回答	平成31年2月1日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成31年2月1日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 212号		
工事名	橋梁補修工事(30-5)		
工事場所	甲府市上曾根町地内		
工事概要	1	工事内容	橋梁補修工 1橋 伸縮装置取替工 1橋 橋面防水工 1橋 ひび割れ補修工 1橋 橋梁塗装塗替工 1橋 防護柵塗替工 1橋 仮設工 1式
	2	工期	平成31年6月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	29,214,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	橋梁工事等又は道路工事等。ただし、1件の工事請負額が1,400万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年12月25日

	2	入札説明書等配付締切日	平成31年1月9日
	3	申請書受付開始日	平成30年12月25日
	4	申請書受付締切日	平成31年1月9日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成31年1月16日
	6	設計図書配付開始日	平成30年12月25日
	7	設計図書配付締切日	平成31年1月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年12月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成31年1月17日
	10	入札及び開札日時	平成31年1月24日 午前11時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年1月22日 午後5時まで
	2	回答	平成31年1月23日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年12月25日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(防水) 221号		
工事名	荒川団地6号棟屋上防水改修工事		
工事場所	甲府市荒川二丁目12番		
工事概要	1	工事内容	荒川団地6号棟 鉄筋コンクリート造5階建 防水改修工事 ・屋上平場シート防水 452.7㎡ 他
	2	工期	平成31年3月15日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,094,840円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	防水 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値(P)500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の防水工事。 元請として平成15年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年12月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成31年1月9日
	3	申請書受付開始日	平成30年12月25日

	4	申請書受付締切日	平成31年1月9日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成31年1月16日
	6	設計図書配付開始日	平成30年12月25日
	7	設計図書配付締切日	平成31年1月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年12月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成31年1月17日
	10	入札及び開札日時	平成31年1月24日 午前11時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年1月22日 午後5時まで
	2	回答	平成31年1月23日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 平成30年度国民健康保険料第1期分督促状
平成30年度国民健康保険料第2期分督促状
平成30年度国民健康保険料第3期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第668号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 国民健康保険料過誤納金還付充当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第669号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 充当通知書 市民発第15262号
配当計算書 市民発第15263号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第670号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成30年12月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課

教育委員会

甲府市教育委員会告示第11号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成30年12月19日

甲府市教育委員会
教育長 小林 仁

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市緑が丘スポーツ公園（有料運動施設）	甲府市緑が丘二丁目8番1号 甲府市緑が丘スポーツ公園管理事務所内 公益財団法人甲府市体育協会	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
甲府市青葉スポーツ広場		
甲府市東下条スポーツ広場		

甲府市教育委員会告示第12号

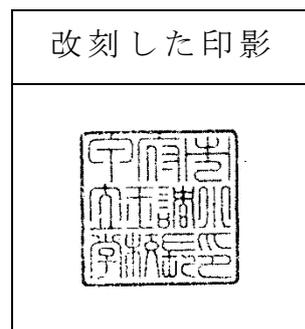
次の公印を改刻し登録したので、甲府市教育委員会公印規則第13条の規定により、これを告示する。

平成30年12月26日

甲府市教育委員会
教育長 小林 仁

1 改刻した公印

- (1) 種 別 職印
- (2) 名 称 学校長印
- (3) ひな形 16
- (4) 書 体 てん書
- (5) 寸 法 方21mm
- (6) 印 材 木
- (7) 用 途 玉諸小学校長名をもってする文書
- (8) 個 数 1個
- (9) 管 守 者 玉諸小学校長



2 公印の登録日 平成30年12月26日

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成30年12月3日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1/50の数	3, 134人
2	1/3の数	52, 230人
3	1/6の数	26, 115人
4	選挙人名簿登録者数	156, 690人

甲府市選挙管理委員会告示第7号

山梨県知事選挙及び甲府市長選挙の執行に伴い、公職選挙法施行令第17条の規定により、次の期間は選挙人名簿の移替えを行わない。

平成30年12月3日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

- 1 平成30年12月20日から平成31年1月27日まで

農業委員会

甲府市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会12月定例総会を、平成30年12月27日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成30年12月21日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成31年1月告示分農用地利用集積計画について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第4号

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 野村 建幸

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和33年12月管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

第16条の6第1項第1号中「100分の110以上100分の180」を「100分の115以上100分の190」に、「100分の134以上100分の220」を「100分の139以上100分の230」に改め、同項第2号中「100分の98.5以上100分の110」を「100分の103.5以上100分の115」に、「100分の119.5以上100分の134」を「100分の124.5以上100分の139」に改め、同項第3号中「100分の87」を「100分の92」に、「100分の107」を「100分の112」に改め、同項第4号中「100分の87」を「100分の92」に、「100分の107」を「100分の112」に改める。

第16条の7第1項第1号中「100分の44.5」を「100分の49.5」に、「100分の54.5」を「100分の59.5」に改め、同項第2号中

「100分の41」を「100分の46」に、「100分の51」を「100分の56」に改め、同項第3号中「100分の41」を「100分の46」に、「100分の51」を「100分の56」に改める。

別表第1を次のように改める。

(別 表)

第2条 甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の110」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第16条第1項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市上下水道企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表1の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程第16条第1項、第16条の6第1項及び第16条の7第1項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の甲府市上下水道企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(勤勉手当の成績率の経過措置)

- 5 当分の間、改正後の規程第16条の6及び第16条の7の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。
 - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員100分の185（改正後の規程第15条の5に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の225）
 - (2) 再任用職員 100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）
（その他）
- 6 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第1（第1条関係）

企業職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	

32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		

68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			

	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

甲府市上下水道局告示第73号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年12月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）18号			
工事名	①雨水渠工事（H30-1） ②（雨-1）配水管布設工事（H30-1）			
工事場所	甲府市屋形二丁目地内			
工事概要	1	工事内容	①・自由勾配側溝工（300*400） L=73.5m ・自由勾配側溝工【横断用】（300*400） L=2.0m ・硬質塩ビ管布設工（φ300mm） L=3.7m ・集水柵工（300*300*600） N=1箇所 ・集水柵工（300*300*800） N=2箇所 ・付帯工 1式 ②・DIP.K（φ200） 1.0m ・DIP.GX（φ75） 5.0m ・DIP.K（φ75） 3.0m ・HPPE（φ75） 73.0m ・仕切弁.GX（φ75） 1基 ・仕切弁.F（φ75） 1基 ・水抜栓（φ25） 1基 ・臨給工（材料局支給） 1式	
	2	工期	平成31年4月26日まで	
	3	予定価格 （税込み）	15,012,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	

入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	雨水渠工事又は側溝改良工事等又は配水管布設工事等。ただし、1件の工事請負額が、700万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年12月7日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年12月18日
	3	申請書受付開始日	平成30年12月7日
	4	申請書受付締切日	平成30年12月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年12月25日
	6	設計図書配付開始日	平成30年12月7日
	7	設計図書配付締切日	平成30年12月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年12月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年12月26日
	10	入札及び開札日時	平成31年1月9日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年1月4日 午後5時まで
	2	回答	平成31年1月7日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第74号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年12月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110099号		
工事名	(災対-3) 配水管布設替工事		
工事場所	甲斐市大下条・長塚地内（甲斐市立敷島南小学校の南西）		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. GX (φ150) 422.5m ・DIP. K (φ150) 6.0m ・RRVP (φ100) 2.5m ・DIP. GX (φ75) 27.0m ・RRVP (φ75) 3.0m ・RRVP (φ50) 3.0m ・仕切弁. GX (φ150) 13基 ・仕切弁. GX (φ75) 5基 ・泥吐弁. GX (φ75) 2基 ・水抜栓 (φ25) 1基
	2	工期	平成31年7月22日まで
	3	予定価格 (税込み)	37,875,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内
	2	競争入札参加資格	土木一式 有資格者名簿掲載時及び直近の経営 事項審査結果通知書の総合評定値 (P) 660点以上
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の 工事請負額が、1,800万円以上の 実績に限る。

			元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年12月7日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年12月18日
	3	申請書受付開始日	平成30年12月7日
	4	申請書受付締切日	平成30年12月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年12月25日
	6	設計図書配付開始日	平成30年12月7日
	7	設計図書配付締切日	平成30年12月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年12月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年12月26日
	10	入札日時	平成31年1月9日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成31年1月15日
	12	開札日時	平成31年1月21日 午前9時
	13	落札者決定日	平成31年1月22日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況

入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年1月4日 午後5時まで
	2	回答	平成31年1月7日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成31年1月17日まで
	2	回答	平成31年1月18日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成31年1月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第75号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年12月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110100号		
工事名	(更新-6) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市美咲一丁目地内 (市立朝日小学校の北東)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ HPPE (φ75) 248.6m ・ SSP (φ75) 4.4m ・ RRV P (φ50) 4.0m ・ 仕切弁. F 【割T字管一体型】 (φ75) 1基 ・ 仕切弁. PE (φ75) 2基 ・ 消火栓 (φ75) 1基 ・ 水抜栓 (φ25) 1基
	2	工期	平成31年5月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	19,526,400円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が、900万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載

			<u>(本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年12月7日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年12月18日
	3	申請書受付開始日	平成30年12月7日
	4	申請書受付締切日	平成30年12月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年12月25日
	6	設計図書配付開始日	平成30年12月7日
	7	設計図書配付締切日	平成30年12月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年12月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年12月26日
	10	入札及び開札日時	平成31年1月9日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年1月4日 午後5時まで
	2	回答	平成31年1月7日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第76号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年12月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建幸

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110101号		
工事名	(ブー1) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市古府中町・塚原町地内 (市立相川小学校の北)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. GX (φ100) 453.0m ・DIP. GX【泥吐管】(φ100) 2.0m ・DIP. K (φ100) 2.5m ・DIP. GX (φ75) 2.5m ・DIP. K (φ75) 4.0m ・RRVP (φ75) 3.0m ・SSP【泥吐管】(φ50) 5.5m ・仕切弁. GX (φ100) 4基 ・泥吐弁. GX (φ100) 1基 ・仕切弁. GX (φ75) 1基 ・泥吐弁. F (φ50) 1基 ・空気弁 (φ20) 2基
	2	工期	平成31年6月24日まで
	3	予定価格 (税込み)	30,693,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が、1,500万円以上の

			実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年12月7日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年12月18日
	3	申請書受付開始日	平成30年12月7日
	4	申請書受付締切日	平成30年12月18日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年12月25日
	6	設計図書配付開始日	平成30年12月7日
	7	設計図書配付締切日	平成30年12月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年12月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年12月26日
	10	入札日時	平成31年1月9日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表日	平成31年1月15日
	12	開札日時	平成31年1月21日 午前9時20分
	13	落札者決定日	平成31年1月22日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書

	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年1月4日 午後5時まで
	2	回答	平成31年1月7日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成31年1月17日まで
	2	回答	平成31年1月18日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成31年1月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第77号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年12月11日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建幸

- | | | |
|---|-------|------------------------------|
| 1 | 指定年月日 | 平成30年12月11日 |
| | 指定番号 | 第265号 |
| | 指定店名 | 大宮設備 |
| | 所在地 | 甲府市池田3-2-17 ハイツ長田パート2 A102号室 |
| | 代表者氏名 | 坪川 茂樹 |

甲府市上下水道局告示第78号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年12月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110109号		
工事名	(更新-7) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市南口町地内（南甲府駅の北）		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. GX (φ100) 354.5m ・DIP. K (φ100) 4.0m ・DIP. GX (φ75) 26.0m ・DIP. K (φ75) 4.0m ・HPPE (φ75) 193.0m ・RRVP (φ75) 2.0m ・仕切弁. GX (φ100) 4基 ・仕切弁. GX (φ75) 4基 ・消火栓 (φ75) 3基 ・水抜栓 (φ25) 2基 ・臨給工 (材料局支給) 1式
	2	工期	平成31年8月26日まで
	3	予定価格 (税込み)	48,232,800円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が、2,400万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に

			完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年12月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成31年1月9日
	3	申請書受付開始日	平成30年12月25日
	4	申請書受付締切日	平成31年1月9日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成31年1月16日
	6	設計図書配付開始日	平成30年12月25日
	7	設計図書配付締切日	平成31年1月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年12月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成31年1月17日
	10	入札日時	平成31年1月24日 午前10時50分
	11	価格以外の評価点公表日	平成31年1月29日
	12	開札日時	平成31年2月4日 午前9時20分
	13	落札者決定日	平成31年2月5日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況

入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年1月22日 午後5時まで
	2	回答	平成31年1月23日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成31年1月31日まで
	2	回答	平成31年2月1日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成31年2月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第79号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年12月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110110号		
工事名	(更新-14) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市山宮町・羽黒町地内（市立羽黒小学校の西）		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. GX (φ150) 441.0m ・DIP. K (φ150) 2.0m ・DIP. GX (φ75) 15.0m ・RRVP (φ75) 1.0m ・RRVP (φ50) 3.0m ・仕切弁. GX (φ150) 6基 ・仕切弁. GX (φ75) 2基 ・消火栓 (φ75) 1基 ・割T字管仕切弁 (φ150) 1基 ・臨給工 (支給材有) 1式
	2	工期	平成31年10月15日まで
	3	予定価格 (税込み)	45,230,400円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が2,200万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。

			なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
	5	近接工事	<u>平成30年10月11日告示（（土木）130064号マンホールトイレ設置工事（H30-3））の落札者は、本工事の入札に参加することはできません。</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年12月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成31年1月9日
	3	申請書受付開始日	平成30年12月25日
	4	申請書受付締切日	平成31年1月9日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成31年1月16日
	6	設計図書配付開始日	平成30年12月25日
	7	設計図書配付締切日	平成31年1月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年12月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成31年1月17日
	10	入札日時	平成31年1月24日 午前11時
	11	価格以外の評価点公表日	平成31年1月29日
	12	開札日時	平成31年2月4日 午前9時30分
	13	落札者決定日	平成31年2月5日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年1月22日 午後5時まで
	2	回答	平成31年1月23日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成31年1月31日まで
	2	回答	平成31年2月1日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成31年2月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第80号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年12月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110111号		
工事名	(更新-13) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市貢川一丁目・新田町地内（市立新田小学校の東）		
工事概要	1	工事内容	<p>【配水本管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DIP. GX (φ150) 145.0m ・DIP. K (φ150) 5.5m ・SSP (添架管) (φ150) 35.0m ・DIP. GX (φ100) 9.5m ・RRVP (φ100) 2.0m ・仕切弁. GX (φ150) 5基 ・仕切弁. GX (φ100) 1基 ・消火栓 (φ75) 1基 ・空気弁 (添架管) (φ25) 1基 ・水抜栓 (φ25) 1基 ・付帯工 1式 <p>【非常用貯水槽 (流入・流出管)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DIP. GX (φ150) 32.5m ・DIP. GX (泥吐管) (φ75) 2.5m ・DIP. K (泥吐管) (φ75) 3.0m ・SP (VD) (泥吐管) (φ75) 1.0m ・仕切弁. GX (φ150) 2基 ・泥吐弁. GX (φ75) 2基
	2	工期	平成31年7月22日まで

	3	予定価格 (税込み)	40,921,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の 工事請負額が、2,000万円以上の 実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	平成30年12月25日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成31年1月9日
	3	申請書受付開始日	平成30年12月25日
	4	申請書受付締切日	平成31年1月9日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成31年1月16日
	6	設計図書配付開始日	平成30年12月25日
	7	設計図書配付締切日	平成31年1月17日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成30年12月25日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成31年1月17日
	10	入札日時	平成31年1月24日 午前11時10分

	11	価格以外の評価点公表日	平成31年1月29日
	12	開札日時	平成31年2月4日 午前9時40分
	13	落札者決定日	平成31年2月5日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年1月22日 午後5時まで
	2	回答	平成31年1月23日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成31年1月31日まで
	2	回答	平成31年2月1日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成31年2月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

任免辞令

(市長事務部局)

市立甲府病院 診療部 医師 敖 礼
退職を承認する
以 上 発 令 日 平成30年12月31日

(教育委員会)

甲府市教育委員会委員 小宮山 美弘
退職を承認する
以 上 発 令 日 平成30年12月31日